

17回 福岡県公民館大会

とき 昭和44年 5月31日 ▶ 6月1日

ところ 筑紫郡太宰府町九州学園福岡女子短期大学

主催 ■ 福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会
筑紫・早良郡教育委員会協議会 筑紫・早良郡公民館連絡協議会





新しいメカニズムと 伝統の名人芸の調和

ピアノの世界、ピアニストの世界
それは伝統の世界。ピアノづくり
それは芸術の世界 木の芸術家。
世界最高と評価されるYAMAHA
のピアノづくりはアラスカ 南
アメリカ アフリカ ルーマニア
など全世界から厳選した適材に
長い年月をかけて芸術の創造と
変らない精巧な技術で1台1台
の音色を磨きあげます。たゆみ
ない研究から生まれた新しいメ
カニズムと伝統の日本人気質の
みごとな調和に世界の巨匠は賞
賛を惜しみません。



お問い合わせは
お近くのヤマハ特約楽器店

日本楽器製造株式会社九州支店
福岡市明治町3-77 TEL43-2151



も く じ

1. 第17回福岡県公民館大会によせて……………	3
福岡県公民館連合会会長 守 田 道 隆	
) 2. 第17回福岡県公民館大会のねらいとしくみ……………	4
福岡県公民館連合会 事務局長 宇 都 宮 春 綱	
3. 公民館の歌と音頭……………	5
4. 第17回福岡県公民館大会開催要項……………	7
5. 大会役員一覧表……………	9
6. 大会日程表……………	2
7. 公民館優良役員表彰者一覧表……………	10
8. 優良公民館分館表彰一覧表……………	12
9. 分科会構成一覧表……………	16
〈資 料〉	
公民館活動の20年とこれから……………	18
1. 社会教育法と公民館 県教育庁社会教育課……………	18
2. 県公民館連合会の20年 県公民館連合会……………	22
3. 文部省表彰受賞優良公民館20年の事績……………	28
4. 公民館の20年を顧み今後を語る……………	37
5. 公民館の施設設備、事業の現状と将来の構想……………	41
(1) 昭和43年度福岡県公民館の現状 県教育委員会(施設、設備、職員事業)……………	41
(2) 福岡県社会施設の現状と整備(県教育委員会社会教育課)……………	48
(3) 市町村公民館施設の現状とこんごの課題……………	57
ア. 大都市における公民館の構想(北九州市教育委員会社会教育部)……………	57
イ. 大牟田市における社会教育施設設備の現状と将来構想(大牟田市公民館)……………	59
ウ. 公民館を中心とした社会教育施設整備の構想(筑紫郡春日町教委社会教育課)……………	60
(4) 市町村の公民館事業と将来……………	65
ア. 大都市における公民館の現状と課題(福岡市教育委員会社会教育課)……………	65
イ. 田川市 民館事業の現状と今後の展望(田川市教育委員会社会教育課)……………	67
ウ. 公民館の事業の現状と将来の展望(筑紫郡大野町公民館)……………	68
6. 観光視察地紹介……………	71

大会プログラム

《第 1 日》 5月31日（土曜日）

- 9：00 受付開始
- 9：30 歌唱指導
指導 福岡市社会教育主事
藤井重之氏
- 10：00 開会式
- ① 開式のことば 県教育庁社会教育課
課長 宇都宮春綱
- ② あいさつ 県公民館連合会
会長 守田 道隆
県教育委員会
教育長 吉久 勝美
筑紫早良郡地方教育委員会連絡協議会
会長 田中円三郎
- ③ 来賓祝辞 福岡県知事 亀井 光
筑紫早良郡町村長会
会長 中村 義雄
- ④ 祝電披露
- ⑤ 閉式のことば
- 10：30 表彰式
- ① 表彰状記念品の贈呈
- ② 会長のことば
- ③ 受賞者代表のことば
- 11：00 一般報告
県公民館連合会事務局長
宇都宮正綱
- 10：20 大会しくみの説明
県教育庁社会教育課
社会教育主事 波左間圭造
- 11：40 昼食（分科会場移動）
- 12：40 分科会
- 16：00 分科会終了（解散）

《第 2 日》 6月1日（日曜日）

- 9：30 うけつけ（速報配布）
- 10：00 記念講演
演題「これからの新しい公民館のあり方と役割」
社会教育審議会に対する答申の討議をめぐって
講師 文部省社会教育局社会教育課
課長 林部一二氏
- 11：30 全体討議
討議題 「公民館に対する提言をめぐって」
司会者 県教育庁宗像出張所長
大和正己氏
- (1) 討議「テーマの設定について」
登壇者
九州大学教授 岩井竜也氏
山口大学助教授 山本陽三氏
福岡教育大学助教授
田島信一氏
福岡県新生活運動協議会主査
水摩安正氏
嘉穂郡碓井町社会教育主事
野見友司氏
- (2) 全体討議
- 12：40 大会宣言
- 12：50 閉会式
- 13：00 視察（視察案内別項参照）
- (1) 五条公民館・馬場公民館
- (2) 観世音寺宝物殿
- (3) 都府楼跡発掘現場
- (4) 春日町公民館
- (5) 春日町民俗資料館

第17回福岡県公民館大会に際して

福岡県公民館連合会 会長 守田道隆

もりあがる公民館活動を背景に去る昭和27年全国にさきがけて第1回公民館大会を開催して以来本年度で17回を数えるにいたりました。

毎年行なわれてきましたこの大会は、その時代の世相を反映しながら、各市町村における公民館活動のすすむべき指標を明らかにし、今日を育て明日をきづく、住民の自主的な教育と新しい地域づくりのための理念的、実際の活動のバックボーンとしての大きい役割と意味をもって開催されてまいりました。

本日、ここに第17回の大会を迎え、感慨又一入のものがございます。

この間、各位におかれましては無にも等しい現実の中から、ひたすらに公民館を愛し、公民館を育て、今日を築いてこられた幾多の同志の方々であり、そのご活躍を思い今更ながら畏敬の念を禁じ得ない次第であります。

ご存知のように本年度は社会教育法が制定されて20年になります。制度的には整備されてきつつありますが、施設・設備、職員体制など、教育機関としての基本的問題すらも未解決のままに残されています。加えて、工業化、都市化の進行にともなって起ってきている生活構造の変化や住民の日常生活の急テンポな変ばうは、直接公民館活動に影響をあたえ、今までに内包されていた矛盾や困難が明るみにでて緊急な解決に迫られてきており、まさに岐路にたっているということがいえるのではないかと存じます。かかる現実認識が必要であり、それに対応する研鑽と長期展望にたつ公民館の総合的な企画整備が要請されてきております。

国においても、昨年七月文部大臣から社会教育審議会に対して「急速な社会の変化に対処する社会教育のあり方」が諮問されその理由の中で「……絶えず職能をみがき、教養をたかめ、生活に潤いをもたらすためには、学校を終えた後も生涯学習に努めるとともに、社会の連帯を高めることが必要となる。しかるに社会教育はその性質上やむを得ないことはいいながらも、学校教育に比べてその機会は均等に開かれておらずその内容は必ずしも時代の要請に適合していない。……」

新しい社会教育の理念として生涯教育の視点からその重要性を説き、現状ではこれに対応できないことを指適しています。

私たち公民館関係者は、この生涯教育の中での公民館の役割なり機能をどう充実し、この要請にこたえてゆくか、社会教育の必要性の高まりの中で具体的な方法が考えられなければならないことが痛感されます。

このような時代の要請がある反面に近時マスタープランなどの行政施策の中で、社会教育専門施設や一般施設が近代的なよそおいをもって整備されてきております。これとのかかわりの中で公民館の本来もっている機能が分化され、事業の独自性や存在意義が問われてきております。更に行政効率のうえから公民館の配置が広域化される傾向にあります。

公民館はいうまでもなく地域における住民の日常一般的な生活にもとづき、その教育要求なり、生活要求に応え得る総合的な社会教育施設であるという基本的性格とかかわって、今一度公民館の整備、配置の方向をみつめ確めてゆく必要があるのではないかと考えられます。

今大会は、これら今日的課題をふまえ、これに対処する公民館の役割やあり方を明らかにするために、新しい意味から「公民館は何か」という原初的な問題を基底において、公民館にたづさわってられる住民や行政の方々の現時点における意見、抱負、期待を提言としてごいただき、それぞれの具体的事実の中から、現在のあり方を反省し、激動する社会に対応する公民館像を創造してゆく契機にいたいと存じております。勿論、この大会のみで結論や方向ができるとは思っておりませんが、参加してられる皆さん相互の心おきない話し合いの中で、きびしい現状を確認し、これをのりこえてゆくための方途が共通に理解でき、事後における活動において継続的に実証されるよう期待いたしております。

最後に、この大会をおひきうけいただき、大会開催まで万全の準備をしていただきました筑紫、早良郡公民館連合会ならびに教育委員会の方々のご労苦に対し、参加者みなさんと共どもに感謝申し上げます。

第17回 福岡県公民館大会のねらいとしくみ

福岡県公民館連合会

事務局長 宇都宮春綱

社会教育法が制定され公民館が社会教育の中心施設として生れてから20年の歴史をつみ重ねてきました。この間私たちは絶えず公民館の理念や経営のありうべき姿を求めながら、幾多の試練に耐え、住民の自発的、自主的な教育機関としての新しい道を開拓してきました。

しかしながら今日、科学技術の進歩、産業構造の変化に伴う経済の成長は、私たちの生活を根底からゆさぶり、社会の現実はますます複雑化、多様化しております。このはげしい社会の動きの中で今また「公民館は何か」という原初的なことが、新しい意味をもって問われてきております。

この間にどう応え、どう対応し社会の中に新しい教育をどのように確立してゆくかが今日の大きな課題であるということが出来ます。

旧態依然とした公民館のあり方や姿ではもはや存在意義も存続も許されないという切迫した段階にまできているのではないかと思います。

このきびしい現実をみつめ、将来の新しい構想のもとに再出発を要求されてきているということが出来ます。

この大会は、このような観点から「これからの公民館のあり方と役割」を大会の基底におき、公民館にかかわりのある各層の人から、地域における公民館に対する要求、期待、抱負など卒直な提言を求め、これら現場の声の中から当面している問題の所在を具体的、明らかにしこの問題をふまえ現代社会の中においてたくましく対応できる人間づくりと新しい地域形成のための教育機関としての公民館の活動や実践の方向を討議の中で確認し、現場での教育実践においてその具体化を図るための契機とし、今後の飛躍的な発展をねらいとし開催するものであります。

2. 大会のしくみ

本大会は以上の含みをもって、県下の公民館にかかわりのある行政者、現場できびしい条件の中で活動を推進していただける公民館主事、教育の場として公民館を利用していただける個人や団体の人びとの集りを願い、現場において日頃感じられて公民館に対する要求や期待をこの大会の中で卒直にだしていただきこれらの事実を中心として研究討議をするように仕組みました。

これがため、事前に各都市において参加者を対象として集会をもちそれぞれが問題をもって参加していたくように致しますと共に自由にみんなが一言でも発言ができるように12の小分科会を構成いたしました。司会者も限定せず司会者群とし懇談的に会がすすめられるよう考慮いたしております。

①この分科会を核としまして第一日午前中は大会意識をもちあげるための大会式典と表彰式を行ないます。

午後は、提言をふまえ公民館が当面している6つの課題を中心としまして事業領域別、参加者対象別と特別部会の三部門12分科会にわかれ研究討議をしていただきます。

研究討議は各層から提出していただきました提言集の中で、各分科会にかかわりのある問題を手がかりとして、大会スローガンとしてかかっています6つの諸課題を共通な話し合いの基調として討議をすすめていただきます。

②第2日は午前の前半は文部省社会教育局社会教育課長林部一二氏により「これからの公民館のあり方と役割について」現在社会教育審議会において討議がすすめられている事項をふまえ新しい視野から話していただくようにしております。

私たちが悩んでいます公民館の諸問題について解決の方向をだしていただくことができるのではないかと期待いたしております。

終りまして、昨日行ないました分科会の監察助言者により分科会報告と全体討議を行ない分科会での集約をいたします。そのあと宣言決議閉会式と従来通り行ないまして大会の全日程を終ります。

午後は土地柄福岡県唯一の観光地史跡の都でありますので、公民館の視察をかねて、都府楼の発掘現場、観世音寺など筑紫豊先生の案内で見学をいたします。

地元のご好意でバスを貸切っておりますので希望の方は是非参加していただきますようおすすめいたします。

以上、今次大会のねらいと仕組みについてその概要を申しあげたわけでございますが、その企画、運営について関係者一同全力をあげましたけれども、何かと不備な点もあるかと存じます。同じ道を行づる同志の集りとしてお許しいただき、本大会が実り多いものにしていただきますよう格別のご協力をお願いいたします。

(1) 公民館の歌

自由のあさ

下総 暁一 作曲

山口 晋一 作詞

快活に =104

へい わ の は る に あ た ら し く き ょ う ど を
お こ す よ ろ こ び も こ う み ん か ん の
つ ど い か ら と け あ う こ こ ろ な ご や か
に じ ゅ う の あ さ を た た え よ う

自由のあさ

- 一、平和の春にあたらしく
郷土を興すよろこびも
公民館のつどいから
とけあうこころなごやかに
自由のあさをたたえよう
- 二、こころの花の匂やかに
郷土にひらくゆかしさも
公民館のつどいから
希望を胸に美しい
文化のいずみくみとろう
- 三、はたらくものやすらかに
郷土にいきるたのしさも
公民館のつどいから
まどいになごむひとときに
明日の力そだてよう

第17回 福岡県公民館大会開催要項

1. 主 催

福岡県公民館連合会・福岡県教育委員会・筑紫早良郡地方教育委員会連絡協議会・福岡市教育委員会・筑紫・早良郡公民館連絡協議会

2. 後 援

福岡県・福岡県市長会・福岡県町村長会・福岡県議会議長会・県町村議会議長会・県都市教育委員会連絡協議会・県地方教育委員会郡部連絡協議会・県明るく正しい選挙推進協議会・県青少年問題協議会・県新生活運動協議会・県視聴覚教育協会・県貯蓄推進委員会・県農業協同組合中央会・県PTA連絡協議会・県社会福祉協議会・県都市婦人会連絡協議会・県青年団協議会・県子ども会連絡協議会

3. 趣 旨

いま、日本の社会は、かつて経験したことのなかった激しい潮流のなかにあり、生活の全面にわたって、さまざまな課題を私たちに投げかけ、その緊急な解決が迫られています。

このような変化に対処し得る人間づくりと、新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割りも、またきびしく問われています。

私たちは、この大会のなかで、これからの公民館のあり方に関する各層からの提言をもとに研究討議するなかで、公民館の新たな飛躍への一步をみだそうとするものである。

4. 期 日 昭和44年5月31日（土）～6月1日（日）

5. 会 場

- (1) 全体会場 九州学園福岡女子短期大学（筑紫郡大宰府町五條）
- (2) 分科会場 筑紫郡大宰府町五條公民館
同 上 馬場公民館

6. 参 加 者

- (1) 公民館を個人や団体で利用している人。
- (2) 社会教育団体（婦人会、青年団体、育成会、PTAサークル学級等）。
- (3) 部落町内公民館関係者（館長、主事、委員、その他の役員等）。
- (4) 公民館関係者（館長、主事、運営審議委員、その他の職員）。
- (5) 関係機関団体の人（市町村長、議員、教育長、教育委員、社教委員）
- (6) 学校教育関係者。
- (7) 後援機関団体の人。

7. 大会スローガン

- (1) 急激な社会構造の変化に対処する。これからの公民館のあり方を確立しよう。
- (2) みんなが、自由に、いつでも使える公民館のあり方を考えよう。
- (3) 住民の生活課題にこたえる学習活動を積極的にすすめよう。
- (4) 館長の専任化、主事の増員、身分の確立、予算の増額をはかろう。
- (5) 公民館運営審議委員の全県的な連帯組織を確立しよう。
- (6) 県公民館連合会の組織を強化し、活動の充実をはかろう。

8. 日 程

第1日（5月31日）		第2日（6月1日）	
時 間	内 容	時 間	内 容
9.00	受 付	9.30	受 付（速報配布）
9.30	歌 唱 指 導 指導者 福岡市社会教育主事 藤井重之氏	10.00	記 念 講 演 「これからの公民館の 新しいあり方と役割」 文部省社会教育局社会教育課 課長 林部一二氏
10.00	大 会 開 会 式	11.30	全 体 討 議
10.30	表 彰 式		(1) 討議「テーマの設定について」
11.00	一 般 報 告		
11.20	大 会 し く み の 説 明		

11.40	分科会場移動 (昼食)		(2)全体討議 (3)大会宣言決議
12.40	分科会	12.50 13.00	閉会式 視察
16.00	分科会終了 (解散)		五條、馬場公民館 観世音寺宝物殿 都府楼跡発掘現場 春日町公民館 春日町民俗資料館

9. 分科会の構成

(1) 討議の柱 各分科会とも、大会スローガンをふまえながら、事業領域別部会、参加対象別部会、特別部会別に、これからの公民館のあり方と役割をめぐる提言を中心に討議する。

(2) 分科会の領域と対象構成

部門別	分科会名	領域と対象	会場
第1部門 事業別部会	第1分科会	成人男子教育と公民館	九州学園 福岡女子短大教室
	第2分科会	婦人教育と公民館(都市部)	
	第3分科会	婦人教育と公民館(農村部)	
	第4分科会	青年教育と公民館	
	第5分科会	子ども会育成と公民館	
第2部門 参加対象別部会	第6分科会	公民館職員(市部)	五條
	第7分科会	同上(町村部)	
	第8分科会	公民館運営審議員(市部)	馬場
	第9分科会	同上(町村部)	
	第10分科会	部落町内公民館(都市部)	本会場
第11分科会	同上(農村部)		
特別部会	第12分科会	公民館の充実発展と市郡公連、県公連の新しいあり方	

大 会 役 員 表

名誉会長	福岡県教育委員会教育長	吉久 勝美	◇	浮羽郡吉井町公民館長	山下 芳香	
会 長	福岡県公民館連合会長	守田 道隆	◇	山門郡大和町公民館長	野田 栄	
副 会 長	◇	野原 正彦	◇	京都郡豊津町公民館長	渡辺 虎夫	
◇	◇	亀谷 長栄	◇	筑上郡太平村公民館長	榎垣 菊雄	
◇	筑紫早良郡地方教育委員会連絡協議会 会長	田中円三郎	◇	北九州市教委社会教育課長	富永 省吾	
参 与	福岡県知事	亀井 光	◇	県教育庁遠賀出張所長	弥常 義徳	
	福岡市市長	阿部 源蔵	◇	大会準備委員会委員長	亀谷 長栄	
	福岡県市長会 会長	阿部 源蔵	◇	大会準備委員会副委員長	大神健太郎	
	福岡県町村長会 会長	三輪 修平	◇	県公民館連合会事務局長	宇都宮春綱	
	福岡県市議会議長会会長	妹尾 憲介	◇	◇ 事務局	波佐間圭造	
	福岡県町村議会議長会 会長	内山 正盛	◇	準備委員長	県公民館連合会副会長	亀谷 長栄
	福岡県都市教育委員会連絡協議会 会長	石井 哲夫	◇	副委員長	福岡市公民館長会会長	大神健太郎
	福岡県町村教育委員会郡部連絡協議会 会長	渡 秀雄	◇	委 員	福岡市教委社会教育課長	森 真吾
	福岡県明るく正しい選挙推進協議会 会長	根津菊次郎	◇	◇	福岡市教委社会教育主事	藤井 重之
	福岡県貯蓄推進委員会 会長	小島 敏雄	◇	◇	筑紫郡太宰府町公民館長	松田 量太
福岡県社会福祉協議会 会長	原田平五郎	◇	◇	筑紫郡大野町社会教育主事	岡崎 隆三	
福岡県農協中央会 会長	森部 隆輔	◇	◇	早良郡早良町公民館主事	宮崎 大輔	
福岡県父母教師会連絡協議会 会長	伊藤 武	◇	◇	県教育庁福岡出張所社教係長	平島 重夫	
福岡県都市婦人会連絡協議会 会長	内野 梅子	◇	◇	甘木市教委社会教育主事	林 敏弘	
福岡県青年団協議会 会長	木戸 宏	◇	◇	甘木市三奈木公民館長	小西光次郎	
福岡県子ども会育成連絡協議会 会長	貝島 義之	◇	◇	甘木市中央公民館主事	上野 常雄	
運 営 委 員	筑紫郡太宰府町教委教育長	紫田 穂積	◇	朝倉郡杷木町公民館長	井手滝次郎	
	福岡県教育庁福岡出張所長	中村 義夫	◇	県教育庁朝倉出張所社教係長	藤井 和	
	福岡市教委社会教育課長	森 真吾	◇	朝倉郡朝倉町公民館主事	師岡 正	
	甘木市教委社会教育主事	林 敏弘	◇	粕屋郡志賀島町教委教育長	田畑 清	
	飯塚市教委社会教育課長	宮本 啓典	◇	粕屋郡粕屋町教委社教主事	明永 知堂	
	山田市教委社会教育課長	管 勉	◇	県教育庁粕屋出張所社教係長	般越 秀美	
	久留米市社会教育課長	吉瀬 純一	◇	宗像郡玄海町公民館主事	桑野 勇	
	筑後市教委社会教育課長	下川 誠治	◇	宗像郡宗像町教委社教主事	吉田 昭生	
	行橋市中央公民館長	岸本 信雄	◇	県教育庁宗像出張所社教係長	黒木 直照	
	豊前市中央公民館長	鳥谷一八郎	◇	糸島郡前原町教委社教主事	山崎 信行	
筑紫郡太宰府町公民館長	松田 量太	◇	糸島郡志摩町西部公民館主事	辻田 寛幸		
粕屋郡志賀町教委教育長	田畑 清	◇	県教育庁糸島出張所社教係長	岸 俊喜		
嘉穂郡確井町社会教育主事	野見山友司	◇	事務局	波左間圭造		
遠賀郡遠賀町公民館長	坂田亀次郎	◇	◇	新海 俊彦		
			◇	後藤 久		
			◇	松田 量太		
			◇	許斐 重隆		
			◇	武藤 久雄		
			◇	白水 清陽		
			◇	岡崎 隆三		
			◇	早良郡早良町公民館主事	宮崎 大輔	
			◇	県教育庁福岡出張所社教係長	平島 重夫	
			◇	県公民館連合会事務局	波左間圭造	
			◇	◇	新海 俊彦	
			◇	◇	後藤 久	

昭和 44 年 度 公 民 館 優

番号	市 郡 名	被表彰者氏名	所 属 公 民 館 名	役 職 名	在職期間
1	福 岡 市	大 神 健 太 郎	福岡市立住吉公民館	館 長	S 34.4 S 44.5
2	大 牟 田 市	木 村 弥 雄 造	大 牟 田 市 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員 (市公民館連協会長)	S 26.4 S 44.5
3	北 九 州 市	池 中 豊	北九州市門司区 田野浦公民館	館 長	S 31.5 S 44.5
4	〃	塚 本 良 弘	北九州市小倉区曾根公民館	事 務 吏 員	S 32.5 S 44.5
5	〃	玉 木 正 義	北九州市八幡区高見公民館	館 長	S 30.1 S 44.3
6	田 川 市	牧 口 郁 夫	田川市高住町公民館	館 長	S 31.4 S 44.3
7	直 方 市	栗 原 重 雄	直 方 市 中 央 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員	S 26.4 S 44.5
8	甘 木 市	三 好 子 之 助	甘 木 市 中 央 公 民 館	公 民 館 主 事	S 33.7 S 43.11
9	大 川 市	村 上 勝	大 川 市 田 口 公 民 館	館 長	S 34.4 S 44.3
10	山 田 市	川 波 甚 右 工 門	山 田 市 下 山 田 公 民 館	館 長	S 33.4 S 44.5
11	八 女 市	江 下 淳	八 女 市 中 央 公 民 館	公 民 館 主 事	S 32.4 S 44.5
12	行 橋 市	山 中 募	行 橋 市 公 民 館	社 会 教 育 主 事	S 29.11 S 44.5
13	筑 紫 郡	森 山 長 造	大 野 町 中 央 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員	S 29.4 S 44.5
14	宗 像 郡	小 沢 新 助	津 屋 崎 町 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員	S 33.4 S 44.5

良 役 職 員 表 彰 者 一 覧 表

表 彰 理 由
公民館長として10年の長きにわたり地域の社会教育振興に積極的にとりくみ、更に市公民館長会長その他社会教育関係の数々の要職にあってよくその任を遂行し、とくにS38年以来スポーツ少年団本部長としてその普及に献身し社会体育振興、青少年健全育成に尽した功績は極めて大きい。
長年町内公民館長、および校区・市連絡協議会長をつとめ町内公民館活動の発展振興に努力し、また市公民館運営審議委員として公民館事業推進に積極的に協力するなど社会教育の振興に寄与した功績は大きい。
地域公民館副館長、館長として、館運営の中心となり、地域開発に尽粹し、とくに各団体との良き調整をはかり婦人の教養の向上のための研修活動、新生活運動の一端としての結婚簡素化、青少年非行化防止等に大きな業績をあげている。
昭和32年公民館勤務以来、一貫して農村地域における公民館活動を推進して古い慣習の多い地区の近代化につとめた。とくに農家の経営合理化に力を注ぎ、農家の生活改善、新しい人間関係づくり、グループの育成をはかるため成人を対象とした各種学級の開設をなし、多大の成果をあげ地域振興に貢献した業績は大きい。
公民館勤務以来地域館長を歴任、公民館活動の基礎づくりに努力した。とくに労働学校を創設して労働者教育に尽力し、県青少年問題協議会副会長として青少年問題ととりくむなどその業績は顕著なものがある。
専用施設のなかったこの地域に三井鉱山から閉園幼稚園を譲りうけ、公民館として発足させ、婦人・老人政治学級を開設して学習活動を組織し、青少年健全育成のため子ども会鼓笛隊の編成や清掃日、家庭の日の普及徹底に努力し、また市公連副会長として市公民館活動の発展に貢献した。
昭和26年中央公民館設置以来、学識経験者として運営審議会委員に委嘱され以来18年間、本市公民館の発展に寄与され、ナイトスクール設置、新生活運動の推進等についても氏の尽力によるところであり、つねに市民の学術文化の向上に尽粹した業績はまことに多大である。
子ども会の育成・青年団の強化に力を入れ、とくに少年消防を組織し防火思想の啓蒙につとめた。また公民館主事会長として同僚間の人間関係の調整や公民館基盤拡張につとめ多くの実績をあげた。
常に斬新な公民館事業の企画と館経営により、地域社会の教育文化の向上に多大の実績を示し、施設設備の条件整備に対する積極的な努力と熱意は公民館新築の実現をみるにいたり、運営面においても、市内公民館の先進的役割を果しつつきてきた功績は大である。
公民館勤務以来、住民の生活改善とそれを裏づける成人教育に努力し、地域婦人学級をはじめ各種学級の開設、子ども会・育成会の組織づくり、環境整備による明るい町づくりに尽力した。とくに住民の自主的活動を助長することに意を注ぎ着実な成果をあげている。
文化財行政、特に調査活動に非凡の才を示し、中央公民館建設の原動力となるなど長年の経験と識見は高く評価されてよい。社会体育の振興にも尽力し、体育協会の設立をはじめ、体育スポーツ組織活動の基礎確立に貢献した。
15年の長きにわたり公民館活動のリーダーとして卓越せる理論と実践力によって、各種学級講座の開設による成人教育の振興、スポーツ、体力づくり運動の推進、新生活運動を通じての明るい町づくりの推進等その業績は極めて顕著である。
白木原区公民館長として、基地の町としての悪環境から子どもを守るため、青少年教育に尽粹し、白木原子子ども会の育成に大きな業績をのこし、町においては公民館運営審議委員として15年間にわたり公民館活動の振興に積極的に貢献した。
町公民館運営審議委員として12年間、社会教育の振興に貢献した。また、この間、分館主事として8年間勤務しており、地域住民と密着した分館活動の育成に努力した業績は大きい。

番号	市郡名	被表彰者氏名	所属公民館名	役職名	在職期間
15	糸島郡	辻田寛幸	志摩町公民館	公民館主事	S 32.8 S 44.5
16	粕屋郡	阿部寅己	篠栗町公民館	運営審議会委員	S 25.4 S 44.3
17	鞍手郡	小原重哉	鞍手町公民館	運営審議会委員	S 31.4 S 44.5
18	嘉穂郡	久家貞美	稲築町公民館	社会教育主事	S 35.3 S 44.5
19	田川郡	松井一雄	赤池町公民館	社会教育主事	S 33.11 S 44.3
20	山門郡	田中衛次	大和町公民館	社会教育課長	S 32.4 S 44.5
21	朝倉郡	梶原二人	小石原村公民館	副館長	S 26.4 S 43.5

昭和44年度 優良公

番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設状況			
					敷地面積	建築面積	建物構造	建築年月日
1	福岡市	福岡市老岐公民館	福岡市大字拾六町	森友徳松	m ² 363	m ² 165.5	木造平屋	S 39.4
2	大牟田市	大牟田市 白銀第二公民館	大牟田市大字白銀 777-2	秦勇三郎	211	105.6	木造平屋	S 37.2
3	北九州市	北九州市門司区 古城公民館	北九州市門司区 浜町6番24号	大神文和	188	356.2	木造モルタル 2階	S 30.11
4	〃	北九州市小倉区 熊谷公民館	北九州市小倉区 大字小熊野字中溝 西 188-24	林克馬	165	140.7	木造瓦葺 2階建 (1階鉄筋)	S 42.7

表 彰 理 由
地域における読書活動に力を注ぎ、県巡回文庫、青少年文庫の活用、母子20分読書運動推進に功績があった。また広報活動として公民館報の編集にあたり、公民館活動の啓蒙に尽した。県における旅の新生活運動に協力し、地元関係者とともに運動趣旨徹底につとめるなど、その功績は大なるものがある。
公民館開館以来19年間にわたり分館長、運営審議委員として公民館活動に積極的に参加し、とくに剣道指導によって青少年健全育成に貢献し、公民館体育部長として町民運動会を企画実施し、町民の融和と体力づくりに果している功績は大なるものがある。
長谷地区分館長として、分館活動推進の中核としてその施設、運営ともに他分館の指導的役割を果たしてきた。町公民館運営審議委員として公民館組織の強化、事業内容の充実に適確な指標を与えるほか、文化財保護に情熱を傾注している。
35年社会教育係奉職と同時に地域こども会の結成に奔走し、青少年の健全育成にまい進したが石炭産業の斜陽化にともなう地域社会の崩壊は社会教育の基盤に動揺をきたした。このため子どもたちを地域や社会環境から守り社会教育基盤整備を図るため婦人の学習活動推進を献身的にはかり多大の実績を残してきた。
地域公民館の充実を計り、地区の文化事業の開発に努力し青年学級、老人学級の振興につくした。また地区公民館を拠点として各階層の組織の編成、事業の充実、施設の整備充実に尽力し、43年度近代的公民館建設の原動力となるなどその業績は極めて大きい。
公民館職員として12年勤続し、その間研修につとめるとともに町情勢を洞察し、緻密な計画のもとに公民館活動に挺身、各種学級の開設運営、関係団体の育成等誠心誠意職責完遂に精進し社会教育振興につとめた努力と業績は大きいものがある。
社会教育の発展にはとくに熱意をもち、副館長として館長に協力、また部落公民館の育成には自ら率先して努力してきた。公民館運営審議会委員としても常に積極的な発言によって社会教育振興に寄与した功績は大きい。

民 館 分 館 表 彰 一 覧 表

設 備 状 況						表 彰 理 由
黒 板	調理台	テレビ	映写機	録音機	そ の 他	
3	1	1	2	2	写真機 1 複写機 1	公民館の事業推進にあたって、住民の願いにこたえて、地域の課題を適確にとらえ、その解決をめざして充実した学級講座を組織し、大きな成果をあげており、地域における社会教育センターとしての役割を充分果している。
1	1		1	2	拡声機 2	公営住宅、商店街地区でとくに住宅地として発展しつつある中で公民館の諸事業（教育、文化情操教育等を活動の重点としている）を通じ市民性、社会性の向上と地域連帯感の育成に努力し、校区内町内公民館の指導的役割を果たしてきた。
2	1					現在最も要請されている青少年健全育成に重点的にとりくみ、各種団体との密接な連携のものと校区こぞって巾広い運動を展開しており、着実な成果をあげている。
4	1	1		1	放送設備 1式 卓球台 1	新興住宅地における住民の融和を図るため公民館が大きな役割を果たしている。青少年教育講座文化教室、町づくり懇談会等地域の教育・文化福祉センターとして計画的な運営がなされていることは他の範である。

番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設状況			
					敷地面積	建築面積	建築物	建築年月日
5	北九州市	北九州市八幡区 枝光第一区公民館	北九州市八幡区 山王町2丁目	楠 林 茂	㎡	㎡ 200.4	木造モル タル2階	S 32.4
6	田川市	田川市新町公民館	田川市新町4番7号	有 吉 力 生	230	117	木造2階	S 25.9
7	八女市	八女市 納楚町内公民館	八女市大字納楚	国 武 晃	300	190	木造平屋	S 41.1
8	大川市	大川市田口校区 幡保分館	大川市大字幡保 204の2	住 吉 勘 一	396	105	木造平屋	S 38.5
9	筑紫郡	那珂川町 片縄公民館	筑紫郡那珂川町 片縄	末 広 益	第1 630	120	木造平屋	S 40.8
					第2 306	120	木造平屋	S 40.10
10	粕屋郡	古賀町 米多比区公民館	粕屋郡古賀町大字 米多比	薄 寿 荘	148	132	木造平屋	S 24.3
11	宗像郡	宗像町赤間公民館	宗像郡宗像町赤間	赤 星 安 雄	310	189.1	木造2階	S 44.3
12	朝倉郡	朝倉町西入地分館	朝倉郡朝倉町 西入地	西 川 栄	270	89.1	木造平屋	S 22.10
13	鞍手郡	宮田町上大隈分館	鞍手郡宮田町 大字上大隈	渡 辺 政 利	100	85.8 (延141)	木造2階	S 7.5
14	嘉穂郡	嘉穂町宮野公民館	嘉穂郡嘉穂町 大字宮吉	平 田 益 蔵	600	320	木造2階	S 20.4
15	山門郡	瀬高町長島公民館	山門郡瀬高町 太神長島	江 崎 喜 次	250	126	木造平屋	S 43.10

設 備 状 況						表 彰 理 由
黒 板	調理台	テレビ	映写機	録音機	そ の 他	
2	5		1		ラジオ 1	公民館を中心に地域内の各種団体との緊密な連携のもと、各種講座、教室の開設、文化事業、地区内美化運動の推進、体育事業など開館以来活潑な活動を展開してきた実績は大きい。
3	3			1	電 蓄 1 放送設備 1式	関係団体の相互連携によって地域ぐるみの活動が展開されており、公民館結婚、子ども会鼓笛隊編成、運動会、町づくり学級、青少年を守る会、環境浄化運動など家族的雰囲気の中で着実な歩みをつづけている。
2	4	1			調理器具 50人分	毎月1回の映画による学習会や関係団体を中心にした活動など全町内一致して公民館活動を通じて町内の融和と連帯意識の昂揚に努力している。
3	2	2			放送設備 1式 剣道具 4	分館活動を通して地域社会の環境づくり、青少年健全育成など都市化地域の中でよく部落住民協力してその実をあげている。とくに社会機構や産業家庭生活等の変化に適応させた分館事業推進の努力は高く評価してよい。
1 1	1 1					住宅地として発展著しく公民館も2つもっている大部落である。そのため公民館に対する住民の欲求を把握するための調査を実施し、広報活動の重視、組織の改組など自主的、意欲的などとりくみは高く評価される。
1				1		長い歴史をもつ分館活動として多くの実績をあげてきたが最近子ども会、青年団、婦人会、老人クラブ等のグループ活動育成に力を入れ、文化祭、生活改善、美化運動の推進など町内分館のモデル的存在として活潑な活動を展開している。
3	4			1	複写機 1 ポータブル 1	一般成人を対象とする学級（婦人学級・家庭教育学級・政治学級）が開設され、とくに青少年育成の地域ぐるみでのとりくみの中でおとなの学習の必要性から成人男子の学習参加も積極的である。
2	2			1	ブランコ 1 すべり台 1 揺動木 1 鉄 棒 1	進展する社会に積極的にとりくみ、しかも部落ぐるみで生涯教育としての条件づくりをめざし体力づくりのための諸事業、若妻を中心とした学級、各種講座の開設運営など大きな実績をあげている。
1	1			1	幻灯機 1 バレーボール用具 1式 野 球 道 具	地域の複雑な中に公民館活動を推進し、地域ぐるみ活動として子ども会育成、高令者学級、婦人学級、体育レク活動等がなされその実績は顕著である。とくに長期にわたる活動は他の範とするに足る。
2	4		1	1		部落地区行事のすべてを公民館を中心に実施しとくに環境衛生、青少年育成には全力を挙げ、その実績はみるべきものがある。
3	1				拡声機 1 石油ストーブ 4 ガスコンロ 4	新生活運動にもとづく冠婚葬祭の簡素化、公営結婚の実施、農村における食生活の改善、子ども会育成、老人クラブの研修等、積極的に広範な活動を展開し、12年間にわたる業績は極めて大である。

分 科 会

部門	分科会 テーマ	会 場	助 言 観 察 者
一部門 事業 領域 別 部 会	1. 分科会 成人教育と公民館	筑紫郡太宰府町五条 九州学園女子短期 大学 38番教室	前社会教育主事 水 摩 安 正
	2. 分科会 婦人教育と公民館 (都市部)	同 上 33番教室	同 上
	3. 分科会 婦人教育と公民館 (農村部)	同 上 27番教室	同 上
	4. 分科会 青年教育と公民館	同 上 26番教室	福岡教育大学助教授 田 島 信 一
	5. 分科会 少年教育と公民館 (子ども会育成と公民館)	同 上 39番教室	同 上
二部門 参 加 対 象 別 部 会	6. 分科会 公民館職員 (市 部)	同 上 34番教室	九州大学教授 岩 井 竜 也
	7. 分科会 公民館職員 (町村部)	筑紫郡太宰府町五条 九州学園女子短期 大学 25番教室	嘉穂郡碓井町 社会教育主事 野 見 山 友 司
	8. 分科会 公民館運営審議員 (市 部)	同 上 24番教室	九州大学教授 岩 井 竜 也
	9. 分科会 公民館運営審議員 (町村部)	同 上 23番教室	山口大学助教授 山 本 陽 三
	10. 分科会 部落町内公民館 (市 部)	筑紫郡太宰府町五条 五 条 公 民 館	九州大学教授 岩 井 竜 也
	11. 分科会 部落町内公民館 (町村部)	筑紫郡大宰府町馬場 馬 場 公 民 館	山口大学助教授 山 本 陽 三
特別 部 会	12. 分科会 公民館の充実発展と市郡 公連、県公連のあり方	筑紫郡太宰府町五条 九州学園福岡女子 短期大学 22番教室	嘉穂郡碓井町 社会教育主事 野 見 山 友 司

構 成

司 会 者 群	記 録 者	会 場 係
県教育庁田川出張所社教係長 原田 修次 山門郡瀬高町公民館長 佐田 進 県教育庁社会教育課社会教育主事 箱田 東男	県教育庁糸島出張所 社教係長 岸 俊喜 宗像郡宗像町 社会教育主事 吉田 昭生	筑紫郡筑紫野町 公民館主事 竹 田 征 治
北九州市社会教育主事 須藤 弘徳 行橋市社会教育主事 山中 募 県教育庁社会教育課主事 三原 昌子	県教育庁粕屋出張所 社教係長 船越 秀美 朝倉郡朝倉町 公民館主事 師岡 正	筑紫郡筑紫野町 公民館主事 古 田 義 行
鞍手郡宮田町社教主事 吉柳 政義 田川郡添田町社教主事 中島 彬 県教育庁社会教育課社会教育主事 赤司 勝	県教育庁宗像出張所 社教係長 黒木 直照 粕屋郡粕屋町 社教主事 明永 知堂	筑紫郡大野町 公民館主事 林 隆 明
福岡市社会教育主事 藤井 重之 直方市社会教育主事 武末 新徳 県教育庁社会教育課主事 白水 一真	県教育庁遠賀出張所 社教係長 筒井 正久 糸島郡前原町 社教主事 山崎 信行	筑紫郡大野町 公民館主事 吉 塚 雄 二
嘉穂郡稲築町社教係長 久家 貞美 県教育庁八女出張所社教係長 谷川 晃一 県教育庁社会教育課青年教育係長 川原 黎治	県教育庁鞍手出張所 社教係長 添田 公一 糸島郡志摩町 公民館主事 辻田 寛幸	筑紫郡春日町 公民館主事 西 田 讓
八女市中央公民館長 平島忠太郎 北九州市枝光北公民館長 古賀 栄 豊前市中央公民館長 鳥谷一八郎	県教育庁三潁出張所 社教主係長 田中 金守 甘木市中央公民館 公民館主事 上野 常雄	筑紫郡春日町 公民館主事 小野田 鞍 馬
宗像郡玄海町社教主事 桑野 勇 甘木市社会教育主事 林 敏弘 県教育庁築上出張所社教係長 宮崎 茂	県教育庁山門出張所 社教係長 長岡 毅 朝倉郡杷木町 公民館主事 金子 義雄	筑紫郡那珂川町 公民館主事 川 島 学
大牟田市中央公民館長 清田 保 久留米市公民館事業係長 内山 敏郎 県教育庁社会教育課成人教育係長 新海 俊彦	県教育庁京都出張所 社会教育係長 福井 鹿三 宗像郡福岡町 公民館主事 小幡健次郎	早良郡早良町 公民館主事 宮 崎 大 輔
浮羽郡吉井町社会教育主事 斉田 和弘 県教育庁浮羽出張所社教係長 内山 勲 県教育庁社会教育課 主事 後藤 久	福岡市簗子公民館 公民館主事 八頭司好彦 朝倉郡夜須町 公民館主事 平山 誠一	筑紫郡筑紫野町 公民館主事 田 中 ミエ子
大牟田市中央公民館事業係長 高田 道之 久留米市公民館長 弥永 俊雄 北九州市八幡区黒崎公民館長 星出 麟	県教育庁嘉穂出張所 主事 縄田 光義 福岡市大楠公民館 主事 大久保正義	筑紫郡太宰府町 公民館主事 三 苦 和 男
県教育庁朝倉出張所社教係長 藤井 和 嘉穂郡穂波町社教係長 山口 直助 県教育庁社会教育課社教主事 波左間圭造	県教育庁福岡出張所 主事 吉村 忠実 県教育庁粕屋出張所 主事 有隅美智子	筑紫郡太宰府町 公民館主事 志牟田 健 二
北九州市教育委員会社教主事 前田 紀道 県教育庁三井出張所社教係長 黒岩 竜男 県教育庁社会教育課視聴覚教育係長 瀬上 雄幸 福岡市教育委員会社会教育主事 井上 修一	県教育庁社会教育課 主事 光安 常喜 (速報編集) 福岡市原公民館 主事 徳重 義則	筑紫郡春日町 後 藤 和 由

1. 社会教育法と公民館

(1) 公民館の社会教育法における位置づけ

昭和21年7月15日文部次官通牒による公民館設置要綱が出され、昭和24年6月10日に社会教育法が制定され、昭和34年社会教育法一部改正で如何に体制が強化されたか下表によってみよう。

区分事項	公民館設置要綱(21・7・5)	社会教育法(24・6・10)	社会教育法一部改正(34・4・30)
主旨・目的	<p>(1) 豊かな文化的教養をもち、他人に頼らず自主的に物を考え、平和的、協力的に行動する人間の育成</p> <p>(2) 大人も子供も男も女も互いに睦み合い導き合って教養を高める。</p> <p>(3) 民主的社会教育のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親睦交友を深めるため ・産業振興のため ・民主主義の訓練のため ・文化交流のため ・郷土振興のため 	<p>(法第二十条)・目的・</p> <p>公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育学术および文化に関する事業を行ない、もって住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	
公民館の事業	<p>一、教養部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成人学級＝時事問題・公民常識 2 婦人学級(母親学級)＝時事問題・公民常識・社会道德・家庭生活の科学化・家政・育児等 3 住民の相互教育 <ul style="list-style-type: none"> ・研究会・討論会・懇親会 4 健全娯楽 <ul style="list-style-type: none"> ・映画・演劇・音楽 <p>二、図書部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教養図書・科学雑誌の購入・閲覧室の設置 2 読書会 3 郷土資料 <p>三、産業部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町村民に対する産業の科学的指導 2 産業教育用の施設・設備の設置 3 展示・修理施設 <p>四、集会部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講演会・講習会・討論会・懇談会・文化講座 2 映写会・演劇会・音楽会 	<p>(法第二十二条)・事業・</p> <p>公民館は第二十条の目的達成のために、おおむね左の事業を行なう。但し、この法律および他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青年学級を実施すること(昭和二十八年改正によって入れられた)。 2 定期講座を開設すること。 3 討論会・講習会・講演会・実習会・展示会等を開催すること。 4 図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること 5 体育・レクリエーション等に関する集会を開催すること 6 各種団体・機関の連絡を図ること。 	

区分 事項	公民館設置要綱(21・7・5)	社会教育法(24・6・10)	社会教育法一部改正(34・4・30)
公民館の 事業	<p>3 ラジオ聴取会 4 運動競技会 5 町村政懇談会 6 各種展覧会・展示会・博覧会</p> <p>五、その他の事業</p> <p>1 農村の実態調査・新聞発行・託児所・共同炊事・共同作業の経営指導 2 青年団・婦人会・少年団 その他文化団体の本部・事業企画指導 3 冠婚葬祭等に関する設備と町村民の利用奨励</p>	<p>7 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること</p>	
公民館の 設置	<p>1 各町村において必要とするところに基づいて自から企画立案することを建前とする。 2 新築は困難であるから、町村中心地域にある最も適切な既設建物を利用して学校・図書館・博物館・郷土館等に併設すること。 3 各部落に分館を設けること 4 町村立の営造物として町村において管理すること。</p>	<p>(法二十一条)・公民館の設置者 公民館は市町村が設置する。 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館設置の目的をもって民法第三十四条の規定により、設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。 (法二十四条)・公民館の設置・市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で公民館の設置および管理に関する事項を定めなければならない。</p>	<p>(公民館の設置者)</p> <p>3. 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。</p> <p>(公民館の基準)</p> <p>第二十三条の二 文部大臣は公民館の健全なる発展を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。 2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置及び運営されるように当該市町村に対し指導助言その他の援助に努めるものとする。</p>
公民館の 運営 方針	<p>(法二十三条)・公民館は次の行為を行ってはならない。 一、もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二、特定の政党の利害に関する事業を行ない又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<p>(法二十五条)・公民館は次の行為を行ってはならない。 一、もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二、特定の政党の利害に関する事業を行ない又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	

区分事項	公民館設置要綱(21・7・5)	社会教育法(24・6・10)	社会教育法一部改正(34・4・30)
公民館の運営	公民館委員会の設置 (公選制の委員を原則とする) 町村議会議員・学務委員・学校教職員・各種産業団体および文化団体の幹部・民間有力者 人数三人～八人(内婦人・教育者が含まれること。)	(法二十九条) ・公民館運営審議会・ 公民館に公民館運営審議会を置く。 2 公民館運営審議会は館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。 (法三十条)省略	第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く、但し二以上の公民館を設置する市町村においては条例の定めるところにより当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会をおくことができる。
公民館の職員	館長一公民館委員会から選出され、その推せんによって町村長が委嘱する。 (任期一年、重任を妨げず) 職員一(主事と呼ぶ)専任または兼任の職員を置く。 館長が公民館委員会の意見によって選定し町村長が委嘱する。 主として青年学校・国民学校教職員を兼務させるがよい。	(法二十七条)・公民館の職員・公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。 2 館長は公民館の行なう各種の事業の企画実施その他必要な事務を行ない所属職員を監督する。 (法二十八条) 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推せんにより、当該市町村の教育委員会が任命する。 2 (省略)	第二十七条 公民館に館長を置き主事その他必要な職員を置くことができる。 3 主事は館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。
公民館の施設・設備	一、部 制 ・教養部・図書部・産業部・集会部・体育部・保健部等 二、施設(学校・公会堂との併用) ・教室・談話室・講堂・図書室・陳列室・作業室・娯楽室・講師室・運動場 三、設備器具(なるべく備える) ・映写機・幻灯機・ラジオ・産業指導に必要な器具 ・教養図書・新聞誌・楽器・運動具	特別の規定はない (法三十五条)・公民館の補助その他の援助・ 国庫は公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行なう	第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予定の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政会で定める。

(2) 社会教育法の施行と公民館

昭和21年7月5日、文部次官通牒によって生れた公民館は急速な勢で市町村に設置され、祖国再建と新しい郷土復興の原動力として、その使命を果たしてきたのであるが、昭和24年6月10日に社会教育法が公布されるとともに、公民館は新しい社会教育の中心施設として、新教育制度の中に位置づけられ、新たな出発をすることになったのであるが、公民館を法的に強化することの必要性が全国の世論として湧き上り、昭和28年第3回全公連大会において、公民館単行法制定の促進について討議がなされ、その後、毎年全公連大会の重点議題

としてこの問題が論議され、昭和34年法律第158号によって社会教育法が一部改正され公民館の法的根拠がようやく強化されたが最近さらに公民館のあるべき姿と今日的指標が問題となり、社会教育法の改正が問題となっている。

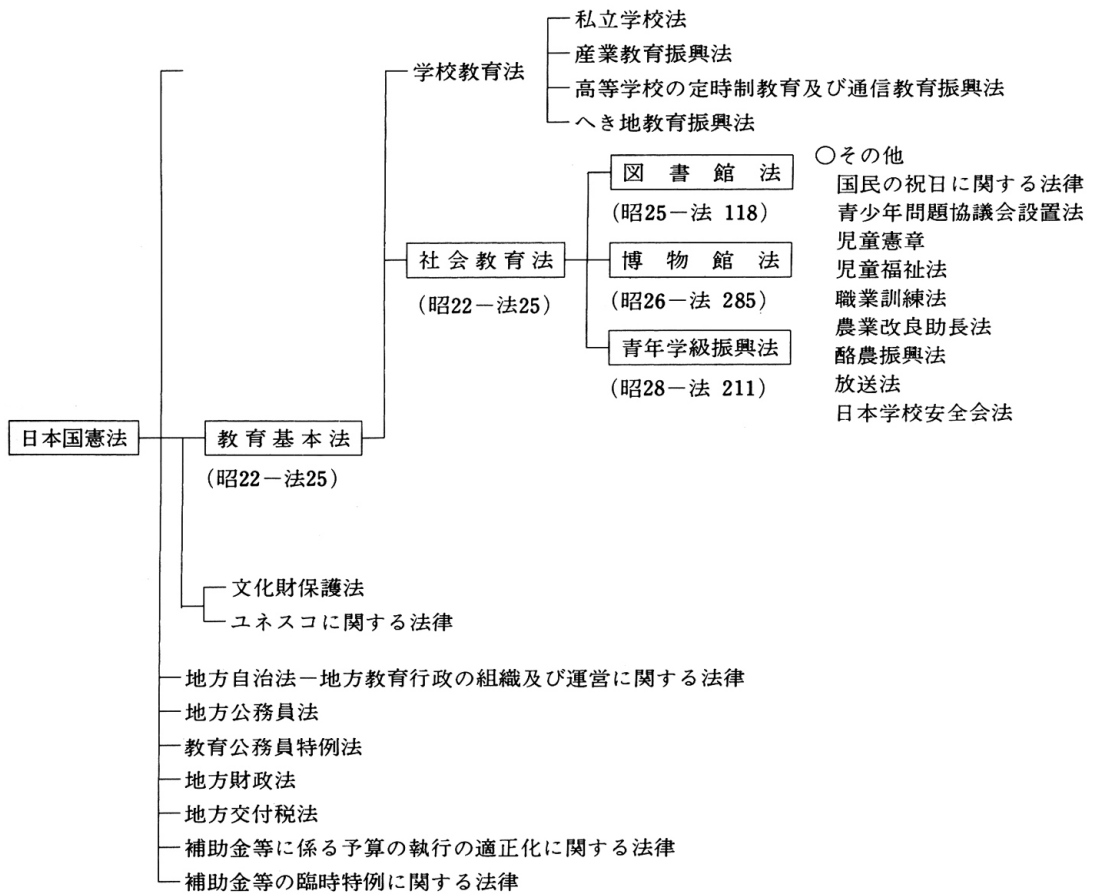
● 新教育制度の確立と公民館

昭和21年11月3日に新憲法が公布され、続いて22年3月3日教育基本法及び学校教育法が公布されて新しい教育制度が次々につくられていった。昭和23年7月15日に教育委員会法が公布され、24年6月10日に社会教育法が公布されて、わが国の

教育制度は一応完成をみたのであるがその後昭和34年の一部改正では、次の3点が改正された。
 (1)社会教育主事に関する規定の整備 (2)社会教育

関係団体に対する補助金の支出禁止の規定を削除
 (3)公民館の基準の設定に関し、規定に整備した。
 次に社会教育関係の法体系をあげる。

● 社会教育関係法律一覧表



2 福岡県公民館連合会の20年

福岡県公民館連合会

1. 福公連の歩み

年度	重点事項	活動の概要
S.22	県公民館連絡協議会結成のための活動に重点をおく	※福岡県主事会誕生 会長 林 克 馬 氏
S.24		※第1回公民館主事研修会開催 ※各都市公民館連絡協議会結成のための活動が活発化する。
S.25	県ならびに都市公連の組織整備の促進	※第一回県公連結成準備会。
11.25		※第二回県公連結成準備会。
12.1		※福岡県公民館連絡協議会結成総会
12.9		※県下公民館設置状況の調査ならびに公民館名簿作成頒布する
S.26	公民館の運営、青年学級の設置など基礎確立に重点をおく	※大川市において第2回九公連大会開催、
11		※青年学級ならびに公民館の県費補助要請、 ※福公連理事会開催
S.27	青年学級の県費補助の獲得と公民館主事の身分の確立ならびに福公連事務局の充実に重点をおく、	※専任事務局書記を設置 ※知事、教育庁、公民館代表者による公民館会議を開催
5		※第一回全国公民館大会（東京）開催出席する、
5		※公民館青年学級補助署名請願運動を実施 青年学級県費補助 400万円獲得する
7		※公民館主事の身分調査実施、待遇改善の運動を全県的に実施
9		※知事懇談会を実施
12		※第1回福岡県公民館大会を福岡県社会教育会館において開催
S.27.1		※公民館並びに青年学級

年度	重点事項	活動の概要
		の振興について、福岡県議会、知事に陳情予算の獲得につとめた。
S.28	公民館等	
5	社会教育施設災害復旧費(28水害)	※青年学級主事研究集会開催（福岡市）
5	国庫負担法の成立につとめ、本県	※生徒会を中心とする青年学級運営研究集会を開催
6	羅災公民館に対し2400万円の国庫補助を獲得	※第二回全公連大会(日光)
7	し年内に五十館の復旧をみた。青年学級振興法の制定を促進すると共に、市町村における青年学級の振興を助長した。	※青年学級振興法の成立促進について、全国運動として、署名運動を実施 ※公民館職員研究集会を開催する。
11		※青年学級家庭科研究集会を開催女子青年学級の振興につとめた
11		※第1回福岡県青年学級振興大会を開催
1		※県費補助（公民館建設青年学級運営費）増額のため知事懇談会を開催、 公民館水害復旧対策委員会を設置し、水害復旧につとめた
1		※研究指定青年学級主事会を開催
3		
S.29	新生活運動の機運のたかまりと共に本県においても、県民運動として、生活重働を公民館が中核と	※第二回福岡県公民館大会を八幡市において開催。 ※第三回全国公民館大会に参加した、（富山県富山市） 林克馬氏全国公民館大会で表彰さる ※研究指定公民館、青年学級を設置した。
4		
5		
7		

年度	重点事項	活動の概要
7	した。 公民館建築費県費補助金の獲得	※福岡県青年学級振興協議会を併設し、全国青年学級振興協議会に加入。
7	に努力し、明年度予算に県費170万円計上された。	※分館研究集会を開催、 ※各郡市別に福岡県生活自立運動推進大会を開催し生活自立運動の推進につとめた。
9		※都市公民館研究集会を大川市において開催する。
9		※生活自立運動指導者講習会を開催
9		※町村青年学級研究集会を開催(県下4地区)
10		※町村公民館研究集会を開催
11		※第三回福岡県公民館大会を筑紫郡二日市において開催(社教法施行五周年記念) (テーマ) 公民館振興青年学級振興、生活自立運動推進
12		※都市公民館運営研究会を戸畑市において開催
4		※都市公民館運営研究会を福岡市において開催
S. 30	町村合併が進行するにつれて、市町村の財政窮乏のしわよせが社会教育に与える傾向を是正し、公民館の真に社会教育の中心施設として名実共に進展するよう職員の相互研修と行	※公民館職員の研修会開催 ※青年学級主事研修会開催(県下五会場) ※都市部公民館研究集会を開催(県社会教育会館) ※福岡県青年学級振興大会を県社教会館において開催 ※第四回全国公民館大会(東京) 単行法の制定と新生活運動の推進が中心議題であった。

年度	重点事項	活動の概要
10	政に対する渉外活動を展開した。	※九州地区公民館大会に参加(島原)
11		※第四回福岡県公民館大会を開催(大牟田市)
1		※公民館職員研修会を開催。
S. 31		
10	研修会事業を少くし	※第五回全国公民館大会(大阪市)に参加、
11	渉外活動に重点をおく。公民館単行法の成立の促進を図ると共に、新市町村における公民館の組織運営並びに施設整備充実に重点をおく	※第五回公民館大会を飯塚市において開催し、教育委員会発足後における公民館の振興につとめた。 (テーマ) 公民館の整備、事業の大衆化、総合化
12		※第六回九州地区公民館大会開催(佐賀市) ※公民館主事代表者研究協議会を開催、主事会結成の機運がたかまった。 ※公民館建設、社会教育主事設置促進について運動を展開する。
S. 32		
4	公民館運営技術の研究、社教法改正の促進を重点とした。	※公民館運営技術講習会を開催(社会教育会館)
5		※第六回全国公民館大会(別府市)
6~10		※公民館単行法研究協議会開催(県下4地区) ※第六回福公連大会開催(豊前市) (テーマ) 町村合併と地方財政再建の中で公民館の組織運営
1		※婦人会と公民館との共同研修会を開催(婦人会館)
2		※公民館主事郡市代表者会開催、主事の勤務内容、身分給与等その向上につとめた。

年度	重点事項	活 助 の 概 要
3		※ 公民館の振興を図るために、署名請願を実施。
3		※ 広報関係職員講習会を開催、
S. 33		
8	都市社会における公民館の機能と施設設備の充実を重点とすると共に社教法改正案の成立促進に努力した。	※ 公民館振興研究会を開催し、社教法改正に伴う公民館の振興策について研究する。
9		※ 話し合い運動指導者研究集会を開催（県社会教育会館）
11		※ 第五回全国都市公民館大会を開催、県公民館大会を兼ねて実施する（八幡市）
1		※ 社会教育法改正案の早期成立の運動を展開。
2		※ 公民館並びに青年学級新生活運動予算獲得のため陳情並びに知事、教育長懇談会を開催、
S. 34		
6	社会教育法制定10周年を機に郡市	※ 全国公民館大会（石川県小松市）
10	を機に郡市※公民館職員研修会（県公連との組織の提携と青年学級公民館関係職員の資質の向上を見図	※ 公民館職員研修会（県社会教育会館） 公民館の新しいあり方と運営技術について理解を深め施設による社会教育の効果的すすめ方を学習する。
11		※ 社会教育法施行10周年記念第7回福岡県公民館大会（福岡市中央公民館） （テーマ） 公民館10年の歩みを省み、新しい時代に即応する振興策
11		※ 第10回九州公民館大会（熊本県熊本市）
11		※ 県外優良公民館視察研究会（熊本市宇土）
S. 35	1	※ 公民館主事会結成準備会

年度	重点事項	活 動 の 概 要
2		※ 公民館主事会結成総会
2～3		※ 公民館運営研究協議会（県下六地区） ※ 県議会、知事予算陳情
7	社教法改正により、公民館の設置基準が法制化され、これが実現のための施設、設備についてその促進に重点をおきすめた。	※ 青年学級経営協議会（県社会教育会館）
7		※ 公民館主事初任者研修会（県社会教育会館）
8～9		※ 公民館主事研究集会（県下4地区）
9		※ 県公民館職員研修会（県社会教育会館）
10		※ 第八回福岡県公民館大会（大川市） （テーマ） 公民館運営の科学化と技術化を促進し、設置基準に則して公民館の当面する問題の研究。
10		※ 第11回九州公民館大会（鹿児島県鹿児島市） ※ 第9回全国公民館大会（愛媛県松山市）
S. 36		
6		※ 第9回福岡県公民館大会（直方市） （テーマ） 文化センターとして、住民の実生活に即した社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動の経営のあり方を求めて、
12		※ 第2回公民館職員研究集会（社会教育会館） ※ 第10回全国公民館大会（栃木県藤原町鬼怒川）
S. 37		
5	社会教育の総合的推進拠点として、公民館の施設整備を促すために都市公連	※ 第10回福岡県公連大会（行橋市） （テーマ） 楽しく学び、豊かな暮らし、文化をつくるために、公民館はどうしたらよいか。

年度	重点事項	活動の概要
4	の活動を袖として、連携を強化し当面する問題の解決に努力する。	※ 青年学級指導技術講習会（県社会教育会館）
9		※ 第2回県青年学級生大会（県社会教育会館）
9		※ 第11回全国公民館大会（北海道帯広市）
10		※ 第13回九州公民館大会（宮崎県日南市）
11		※ 第3回公民館職員研究集会（県社会教育会館）
6. 10		※ 公民館事業ならびに施設設備調査
S. 38		
5		※ 第11回福岡県公民館大会（北九州市戸畑区） （テーマ） 新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するために公民館のあり方を求めて
8		※ 第3回福岡県青年学級生大会（県社会教育会館）
9		※ 第14回九州公民館大会（佐賀県佐賀市）
11		※ 第12回全国公民館大会（広島県広島市）
2		※ 第4回福岡県公民館研究集会（福岡市県社会教育会館）
2		※ 九州地区公民館活動研究協議会（大分県別府市）
3		※ 公民館施設運営協議会（北九州市八幡区）
S. 39		
5	公民館の体質改善をはかり、新しい時代に即応する体制を確立するために、	※ 第12回福岡県公民館大会（福岡市市民会館） （テーマ） ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために、
8	組織運営の強化を図る	※ 第4回青年学級生大会（県社会教育会館） ※ 第13回全国公民館大会

年度	重点事項	活動の概要
9		（三重県津市） ※ 第15回九州公民館大会（大分県別府市）
S. 40		
2		※ 第5回公民館職員研究集会（県社会教育会館） ※ 公民館職員等県外研修派遣 ○ 兵庫県西宮市 ○ 鳥取県倉吉市
2		※ 公民館主事の身分、待遇改善などにつき県、国に陳情
S. 40		
5	公民館の整備充実をはかるため施設設備の整備と職員の研修及び公民館経営の刷新の3点を重点におきすすめる。	※ 第13回福岡県公民館大会（筑後市公民館） （テーマ） 変ぼうする社会における、住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割 ※ 優良青年学級生表彰（於青年研究集会、社会教育会館） ※ 公民館経営研究グループ委嘱 ○ 福岡市月曜会 ○ 筑紫早良郡公民館研究会 ○ 嘉穂郡主事研究グループ
8		※ 公民館実態調査実施
6		
9		※ 福岡県公民館連絡協議会を福岡県公民館連合会と改称 ※ 第16回九州公民館大会（福岡市西銀大濠研究所） （テーマ） 公民館の位置づけと役割について、
11		※ 第14回全国公民館大会（佐賀県佐賀市）

年度	重点事項	活動の概要
S. 41		
1		※ 公民館職員研究集会 (静岡県御殿場)
2		※ 公民館職員県外研修派遣 ○ 貝塚市尼ヶ崎市 ○ 大分県朝地町宮崎市
		※ 公民館建築等、国、県 予算増額陳情
S. 41	公民館現	
5	場の問題と 要求を会の 組織運営に 反映させる ことに努め る。これが ため市郡公 連を中心に	※ 第14回県公民館大会 (田川市) (テーマ) 住民の創造的生活の確 立をめざす自主的な学 習活動を育てよう。 ※ 公民館経営研究グル ープ研究委嘱 ○ 北九州市八幡区 ○ 嘉穂郡主事研究会 ○ 筑紫、早良郡主事研 究会
4	した活動を 助長し、県 公連との有 機的な連け	
9	いをはかり その振興に つとめる。	※ 県公民館職員研究集会 (テーマ) 公民館のあるべき姿と 今日的指標をめぐる
9		※ 公民館実態調査
9		※ 第15回全国公民館大会 (山形県山形市)
10		※ 第17回九州公民館大会 (熊本県熊本市)
S. 42	急激な都	
1	市化に対応 する公民館	※ 地区別研究協議会 (山口県山口市)
2	の役割を明 らかにする	※ 公民館職員県外研究派 遣(大阪府下公民館)
5	ために、市 郡を中心と して研究体 制を整備し 研究討議を すすめる。全 県的にその機 運を醸成す る。	※ 第15回県公民館大会 (豊前市市民会館) (テーマ) 今日の生活をみつめ、 明日の生活を築くため に公民館はどのような 役割を果たすべきか。 ※ 公民館職員研究グル ープ研究委嘱

年度	重点事項	活動の概要
		○ 北九州市小倉区 ○ 大牟田市 ○ 嘉穂郡主事研究会 ○ 筑紫早良郡主事研究会
10		※ 公民館実態調査
9		※ 第18回九州公民館大会 (鹿児島県鹿児島市) ※ 第16回全国公民館大会 (テーマ)(徳島県徳島市) 公民館のあるべき姿と 今日的指標をめぐる
		※ 公民館職員県外派遣 2名 東京都国立社会研修所 ※ 地区別研究協議会参加 (高知県高松市) ※ 県公民館職員研究集会 初任者研修(県社会教育会館) ※ 高松脩吾氏優良公民館 職員として全国表彰を うける。
S. 43	「公民館の	
5	あるべき姿 と今日的指 標」を確立 するために、 資料を中心 として、研 究体制を整 備し研究を すすめる。	※ 第16回福岡県公民館大 会(北九州市) (テーマ) 公民館の近代化と新し い活動の課題を求めて
5		※ 公民館職員研究グル ープの研究委嘱 ○ 田川郡公民館主事研 修 ○ 三潁郡公民館研究会 ○ 宗像郡公民館主事会 研究グループ ○ 甘木市公民館主事会
6		※ 県外研修派遣 1名 (国立社会教育研修所)
10		※ 県公民館職員研究集会 (県下4ブロック開催)
10		※ 県外研修派遣 3名 (国立社会教育研修所)
9		※ 第19回九公連大会 (長崎県 長崎市)
11		※ 第17回全公連大会 (兵庫県西ノ宮市)

3 文部省表彰受賞優良公民館20年の事績

福岡県教育委員会社会教育課

(1) 文部省表彰受賞優良公民館一覧表

年度	公民館名	所在地
S. 23	浮羽郡水縄村公民館	浮羽郡田主丸町
S. 24	嘉穂郡庄内町公民館	嘉穂郡庄内町大字綱分
S. 25	鞍手郡宮田町中央公民館	鞍手郡宮田町
S. 26	甘木市中央公民館	甘木市甘木
S. 27	田川郡方城町公民館	田川郡方城町
S. 28	北九州市八幡区中央公民館	北九州市八幡区本町
S. 29	築上郡太平村公民館	築上郡太平村
S. 30	北九州市戸畑区中央公民館	北九州市戸畑区千防町
S. 31	三潴郡三潴町公民館	三潴郡三潴町
S. 32	嘉穂郡穂波町公民館	嘉穂郡穂波町
S. 33	糸島郡志摩村公民館	糸島郡志摩町初 <small>(準優良公民館)</small>
S. 36	築上郡吉富町公民館	築上郡吉富町
S. 38	朝倉郡杷木町公民館	朝倉郡杷木町
S. 39	嘉穂郡碓井町公民館	嘉穂郡碓井町
S. 40	北九州市八幡区黒崎公民館	北九州市八幡区黒崎
S. 43	田川市中央公民館	田川市

(2) 表彰事由とその後の活動

① 嘉穂郡庄内町公民館

1. 公民館………庄内町公民館
2. 所在地………嘉穂郡庄内町大字綱分998
3. 被表彰当時の公民館長………福田 英雄
4. 〃 公民館主事………山城 安太郎
5. 表彰の主な要因となった
事業とその概要………別 紙
6. 現状と問題点

本町は筑豊地区特有の石炭により繁栄をもたらし、また石炭により衰微したなかの最たる町であり、人口の激減と鉱害と、生活環境、社会環境にも黒い爪跡を残し、特に青少年の健全育成を阻害する問題が山積の状態である。『良くなったものは、川の水が美しくなったことぐらい』である。

今日では急速な生活環境の変化、家庭問題、地域社会の連帯意識の稀薄化、道德感の混迷、さらに主婦の労働分野への進出など、社会様態の推移が社会教育上、当面の必須課題として、諸問題を抱え、公民館運営上にもその役割の大きさを痛感させられる。しかし、笛吹けど踊らず、住民意識

はもっぱら、労働時間の短縮・生活様式の合理化余暇の増大にもかかわらず情操教育・教養向上の施策にはなかなかついてこず、自主性も乏しい。

生活即受益性と魅力性を欠ぐ公民館運営は考えられなくなった。スピードのある生活と近代化は地道な人間形成を疎外し、見た眼に華やかさを求める住民感情におし流されつつある現状である。

勿論その衝に当る者の指導性・企画・技術・人間性にも種々問題はある。

今後の公民館運営に目的と機能を明確にして、町民が必要と思ひ、しなければならぬとして、それに、し易い機会と条件を与え、実践し、効果ある適切な運営配慮が必要であろう。

次に本町公民館としての問題点は施設改善である。

時代のすう勢と感覚、物品規格と質及び需要性の変革により、本町公民館も、新築当時に比べ、年月も経過し即応性に欠く点が多々見られるようになった。

「町民の館^{やかた}」としての気安さ、親しみ、頼れるもの、明るさが要求され、職員の認識と態度は勿論だが、外形的なものからくる、住民感情を無視することはできない。それには次の改善がのぞましく、現在設計企画中で、本年度内着工を急いでいる。

1. 玄関及び窓口の改造
2. ロビーの増設
3. 料理学級室施設の改良
4. 館舎全般の塗装によるイメージ チェンジ

② 鞍手郡宮田町公民館

1. 公民館名 宮田町公民館
2. 所在地 鞍手郡宮田町大字本城 405
3. 被表彰当時の公民館長 榎本賢七
4. 被表彰当時の公民館主事 吉柳政義
5. 表彰の主な要因となった事業とその概要

宮田町公民館は昭和22年10月22日小学校の一室を借り新しい歩みをはじめたものであるが、昭和24年町行政の理解を得て専用施設 119坪の確保をみて施設をとおした公民館活動の展開を期し、運営審議会60名、囑託主事30名の積極的な指導助言によって、下記の重点事業の推進をはかったが、これらが受賞の要因として考えられる。

(1) 地域文化の向上をめざす公民館図書活動

当時公民館に対する理解は極めて薄かった。「公民館は何をするのか」こうした住民の考えの中に「文化の灯を点じよう」住民の教養を高める運動として図書活動を推進した。数少ない図書を有効に利用するために、館内閲覧に重きをおき次第に図書の増加をはかりながら、図書グループの育成、子ども文庫の開設等を考え進め、新しい時代に生きる町民の心の扉を少しずつ開いてきた。

(2) 生活改善につながる結婚改善運動

古くからのしきたりと生活様式、これから脱皮し新しい生活を築く運動として、町的生活改善を提唱した。なかでも結婚にかかわる古い考えや、しきたりが住民生活の上に大きな問題となり、これが改善をはかることが至緊なことであると、町内各地区の巡回懇談会や研究会を数多く行い、結婚改善の方向を打ち出した。済酒結納・結婚式・料理・調度品等具体的な事柄について意見を求め規約の制定とこれが実行に積極的に当り、本館においても新しい方向としての公民館結婚式を行ない町民の利用につとめた。

(3) 子ども会育成活動

戦後の荒れ果てた社会の中に子どもを健全に育てよう、子どもの心にうるおいを与えよう、そ

して生きる喜びを、こうした願いに立って子ども会の育成を進めたが、この活動に宮田児童芸術研究会の働きは非常に大きかった。紙芝居・人形劇等を町内各地区に持込み積極的に子ども会づくりに努めた。こうした献身的な努力が町内各地に刺戟を与え地域運動としての盛上げをみる事ができた。

(4) 分館（小地域公民館）育成。

公民館活動は分館の活動が母体にならねばならない。住民1人1人の願いを満す活動の場として地域分館の育成に力を注いだ。

(5) 体育レクリエーションの振興

なごやかな家庭、明るい町づくりをなすため体育レクリエーションの活動を重要視しこれが進展にも勢力を傾けた。

以上の重点活動を軸として、各種活動の展開をなし、町民の福祉の向上と生活文化の振興にいささかの寄与があったものと思う。

(6) 現状と問題点

本町公民館の現状は極めてきびしい。町の基幹産業であった石炭産業は燃料革命により衰微を辿り、町行財政は非常に困難な時点に立たされている。町民生活も苦しい。こうした時こそ教育の重要性がわかってくる。公民館の予算、施設、職員体制等数えると沢山の問題がある。しかしこうした中でこそ公民館の本領を発揮するときであろうと館長以下職員は頑張っている。

◎問題点を集約すると

- (1) 町民の生涯教育の中心施設としての公民館の建設（現在は転用施設である）
- (2) 職員の定数増と専門制の確立。

③ 北九州市八幡中央公民館

1. 館名 北九州市立八幡中央公民館
2. 所在地 北九州市八幡区本町4丁目
3. 当時の館長 西田 嵩
4. 当時の主事 井上 禎久
5. 表彰の主な要因となった事業と概要

(1) 施設

昭和22年4月、新市長就任と共に新しい社会教育の場としての公民館設置が説かれ、同時に「市民館、建設の気運が高まってきた。この問題がより具体化されたのが、24年3月、市民館建設費予算の議会における万場一致による議決、さらに同年6月社会教育法公布、施行。これらによって、ことは急速に進み、26年1月、建築に着工、その年の秋、10月15日「公民館」としてその誕生をみた。

この完成した公民館は、鉄筋コンクリートによ

る地下一階、地上三階、工費は約3千万円、2千㎡余、会議室、集会室・相談室・図書室・物産室児童室・講堂・和室等その構造はバラエティに富み、占領時代を過ぎたばかりの都市公民館としてその威容を誇った。

(2) 定期講座

生活実技を中心として1回約12コース、それぞれ3カ月間にわたる講座で、春秋2回開設。定員は1コース約50名程度。市民には非常に好評で、申し込みは早朝からつめかけるなどの状態であった。

具体的な内容(コース)の例として、昭和28年春(4月から7月まで)の講座を列記してみよう。

- ア. 洋裁(26回、昼間、ドレメ式)
- イ. 洋裁(26回、夜間、文化式)
- ウ. 料理(13回、昼間、日曜料理)
- エ. 料理(13回、夜間、栄養料理)
- オ. 音楽(13回、歌唱とレコード鑑賞)
- カ. 騰写(13回、文字製版実習)
- キ. ラジオ(13回、ラジオの組立て)
- ク. 華道(13回、基礎実技と観賞)
- ケ. 茶道(13回、点前までの実技)
- コ. 書道(13回、楷、行、草書の練習)

(3) 文化団体の活動

人口の八割以上が労働者とその家族で講成されていることから、文化(芸能・芸術)活動も、自然に会社・工場内での活動が中心となっていた。この文化活動を市民全般を対象として拡大しつつあった「努力」が高く評価された。

6. 現状と問題点

現在、中学校区単位に公民館を設置しその数は19。職員も館長以下専任性を保っているが、19人の公民館長のうち、社会教育主事の資格を有している数は3名で、行政職が教育職の仕事をもしていることになり、はたして、一般市民のガイダンスがスムーズにできるか否か疑問とする。

(1) 内 容

一般的に「一般教養」・「生活技術」・「職業技術」・「体育・レクリエーション」と四つのコースに分けられるが、従来から「生活技術」、「体育・レクリエーション」の範囲にとどまり、いわゆるマンネリ化をきたしている。といってもよくその底には、市民の学習要求を的確にとらえていないこと、専門分化、高度化された教育要求に十分応えていないこと、複雑化する産業社会への内容が満たされていないこと等考えられよう。

(2) 方 法

都市化(近代化)、生活様式の多様化に伴い、個々学習の形態は当然予想されるが、現時点ではまだ集団援助から抜けきれていない。

(3) 施 設

冷暖房設備等、施設、設備の要求は大きい、老朽化する施設の現状を保つこと自体、課題だといえる。また、図書館・市民会館等、施設とのコミュニケーションも不十分である。

(4) 団 体

団体構成員の意識は薄く、都市化に伴って未組織者が増えつつありその組織化の必要は本市に限らず、一般的に考えられよう。

④ 糸島郡志摩町公民館

1. 公民館名 「志摩村公民館」(現在は志摩町中央公民館)
2. 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字初206番地
3. 被表彰当時の公民館長 吉村 清
4. 被表彰当時の公民館主事 福光 登雲
(但し、青年学級主事と兼任)
5. 表彰の主な要因となった事業とその概要

(1) 施設設備 昭和33年1月1日の新築にして、当時青年研修所と併せて建築し、青年の宿泊設備(80名分)を整えて郡内唯一の宿泊訓練の可能な施設であった。又専用の図書室を有し、1,800冊程度の図書ではあったが、村民の図書利用に一転期となった。更に調理室を新設して婦人会女子青年団を中心に広く村民の料理講習の出来る場を作った。

(2) 青年教育 昭和23年以来青年学級を創設し、農業を中心とする職業教育を主に、一般教養も併せて村における唯一の青年教育機関となった。(これによって昭和38年9月30日文部大臣賞受賞)又青年研修所が新設されて、20名内外の青年を対象に二週間(女子)乃至二ヶ月(男子)間位の短期宿泊研修を行って大いにその効果を挙げた。

(3) 婦人教育 毎月一回婦人学級を開講して婦人の教養の向上につとめると共に、若嫁学級、姑学級及び当時農家に他県より入りこんでいた女子青年労務者(女中さん)を集めての菖北学級を開設するなど、昭和23年以来当時既に10年の歴史をもっていて、現在の各種婦人学級の基礎をきづいた。

(4) その他 環境衛生の向上、冠婚葬祭の改善、食住生活の近代化等、新生活運動を展開する場として、公民館が中心となった。又視聴覚教育読書活動等、当公民館を主会場にして活動を推し進めたことは、当時刊行した別冊「公民館のしおり」のとおりである。

②運営審議会

定数25 任期4年 年間開催回数4回
開催方法 定期臨時 報酬 1人 400円

③職員（専任職員）

館長1 主事1 書記2 傭人1 計5人
兼任職員 書記1人

④主催事業

①学級、講座、講習、講演会

①学級講座

青年学級……吉富町男子、吉富町女子、喜連島男子、喜連島女子青年学級
婦人学級……一般婦人
老人学級……65才以上の老人男女

②一般教養……文化講座、時局講演会、生活改善講演会

③職業（実用）講座

養蚕講座、ラジオ農業講座、農村振興技術講座

④家事（家庭）講座

育児学級、料理講座、衛生講座

⑤趣味、レク

謡曲(男、女)クラブ 囲碁クラブ 俳句短歌会

②年中行事

部落対抗野球大会、親善囲碁大会、盆踊大会、親善体育大会、敬老会、町慰霊祭、謡曲大会、老人クラブ追悼法要、部落対抗バレー大会、武道大会、町産業祭、成人式、映画観賞会、相談事業

③広報活動

館報（各戸毎月1回配布）タブロイド版、ポスタービラの配布

④社会体育の振興

本館は公民館創設以来青年団を中心に体育レクを推進して来たが昭和36年6月社会体育モデル町として県の依頼を受け、一段と体育レク熱が旺盛になった。

主な受賞 感謝状 社会体育に寄与した、福岡県教育委員会

⑤その他

○結婚式場として結婚簡素化を計った。祭壇2組を準備し葬儀の簡素化を計っている。

○公民館は町の教育機関として又、文化センターとして各種団体の利用に連日連夜開館した。

表彰の主なもの

表彰 社会教育に寄与、福岡県教育委員会 吉富町婦人会 〴〵レクレエーション優良団体として、日本レクレエーション協会総裁 三笠宮崇仁

6. 現状と問題点

①公民館の整備

小規模町村の現状からみて(人口 7,500人)施設、設備とも完備の状態だが本年度中に体育館、来年度にプール建設を企画、住民の利用を期待している。

②部落分館の増設

現在部落分館建設或は増設、改築については町より建設補助をし分館建設の奨励をやっている。この建設によって中央公民館で出来ないきめこまかい社会教育がなされつつある。

③ちびっ子広場の増設完備

地域の環境、交通事故の防止、情操教育の面から部落に子供の広場建設を急いでいる

6. 北九州市戸畑区中央公民館

1. 公民館名 戸畑区中央公民館

2. 所在地……戸畑区新池1丁目2番1号

3. 被表彰当時 公民館長 ……永田純一（教育長の兼務）

4. 公民館主事 社会教育課職員の兼任

（社会教育課長 井上三郎）

5. 表彰の主な要因となった事業とその概要

昭和27年開館以来、地区社会教育運営委員会(現在公民館運営委員会)の活動の中心センターとしての役割を果たして来ました。その活動内容としては、……

(1) 生活のむりとむだをなくすための活動

婦人会の協力を得て結婚改善運動を取り上げ、単にかけ声の運動でなく実際に結婚式のお世話をして市民生活の合理化運動に大きな関心をあつめました。その他時間励行、年末年始、中元の虚礼廃止など実際活動を通して相当の成果を挙げました。

(2) 青少年団体の育成

地域にある各種のグループ活動をすすめることも大変大切な公民館活動であります。分けても子ども会、青年団、婦人会の育成は大切でこれらの団体がまだ組織されていなかった地域で前述社会教育運営委員と中央公民館が産婆役となって新しく組織しました。特に地域に於ける子どもの生活を放任しないで、これを指導育成することの必要を一般に理解させ、子ども会の活動の行われ易いような環境を作ることに努力しました。

(3) 政治についての理解と関心を高める活動

中央、地方の政治問題を取り上げての講演会の開催や、特に市政懇談会を開催して市政に対する理解と関心を高めると共に、直接地

域の声を市政に反映させて具体的な地域の問題を解決しました。

(4) 一般教養を高めるための活動

市民大学、夏季教養講座、孔版技術、文学講座、レコードコンサート、婦人製作作品展、美術展、音楽会、8ミリ映画技術講習会等の開設を実施し地区民の教養を高めるため努力しました。

(5) その他親子ハイク、健康相談の開設、のど自慢大会等レクリエーション活動など地域の方々の健康増進と融和親睦をはかるために努力しました。

以上地域住民の自主自発学習の展開による公民館活動の成果が認められたものと思われま

6. 現状と問題点

現在中央公民館は北九州市議会に使用され福祉施設である戸畑会館に併設されています。その為に十分な機能発揮が制限されますので早急に独立施設として地域住民の期待にこたえられる様条件整備が確立される事が望まれます。

7. 資料

合併後再三再四転居しましたので当時の資料散いつしてありません。

⑦ 嘉穂郡碓井町公民館

1. 公民館名……碓井町公民館
2. 所在地……嘉穂郡碓井町大字上臼井1346
3. 公民館長 土師 隼人
4. 公民館主事 野見山 友司
 松岡 俊雄
5. 表彰の主な要因となった事業とその概要

(1) 施設

昭和37年3月新築、ブロック造平屋建、503㎡（昭和41年、大集会室を増築し現在676㎡）集会室（4）家庭技術室、図書室などが主なもので小規模町村の公民館としてはよく整っており、設備も図書をはじめ、視聴覚教具、展示設備等をそなえている。又明るいふん囲気で、住民から親しまれるよう、設計には特にくふうがほどこされている。（当時の表彰資料より抜粋）

(2) 事業

① 青少年を対象として

- 「働く年少者の集い」 商店に住みこんでいる青少年を対象として、楽しいふん囲気の中で集団づくりに努力している。
- 「働く女子青年生花」 医院、理容、美容院の住込み女子青年のために、毎週一回実施。

- その他 夏休み少年映画会、就職生徒激励会等

(2) 婦人を対象として

- 「働く婦人の食生活講座」 失業対策事業に働く婦人たちのために、毎月二回、午後四時三十分より実施。
- 「栄養教室」 生活保護家庭の主婦を対象とし、毎月一回実施。
- その他 「主婦百科」「洋裁講座」「手芸講座」「毛糸手あみ講座」等

(3) 一般成人を対象として

- 「地方自治講座」 浪江虔氏を講師として二日間にわたり実施。会費50円を徴収。
- 「近代農業経営講座」 九大岩片教授を講師として二日間にわたり実施。会費200円を徴収。

(4) 図書室経営について

- 閉山炭住、住宅条件の悪い家庭等の児童生徒に対して、積極的に学習の場として提供する。
- 農業関係図書を充実し、農民の積極的な利用をはかる。

(5) その他

地域における婦人の学習グループの育成につとめ、地域婦人会の体質を変える。（20グループ、250名）

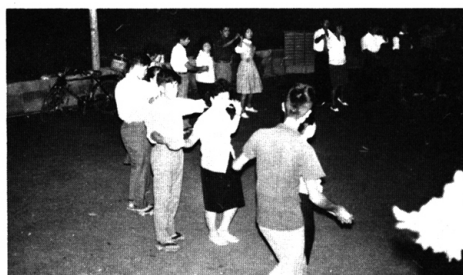
6. 現状と問題点

第四次の石炭合理化答申で、筑豊における炭坑はその去職を迫られることとなり、本町に於ても麻生吉隈炭坑の閉山、明治平山坑の閉山といよいよ最後の段階に達した。

閉山による町財政への影響もさることながら、閉山地区家庭の崩壊、地域の荒廃、その周辺に与える影響等はかり知れないものがある。

又最近の傾向として、男女を問わず土木工事等に稼働に出る人が急激に増加した。昼間の行事など集会が困難になったのも事実である。

その中であって社会教育がいわゆる「教養主義」から「課題解決、へ脱皮と転換を迫まれているのが今日の状況である。



8 北九州市黒崎公民館

- | | |
|---|---|
| <p>1. 公民館名 北九州市立黒崎公民館</p> <p>2. 所在地 北九州市八幡区八千代町西1丁目1番地</p> <p>5. 表彰の主な要因となった事業とその概要</p> | <p>3. 被表彰当時の公民館長
北九州市教育委員会事務吏員 小野 隆雄</p> <p>4. 被表彰当時の公民館主事
北九州市教育委員会事務吏員 五郎丸日出男</p> |
|---|---|

主 な 事 業	規 模			概 要
	対 象	数	期 間	
公 民 館 講 座 12 コ ー ス	成 人 男 女 (女性 多し)	人 360	3ヶ月間 (週1回 の12回)	趣味, 教養, 生活実技にわたる定期講座。 講座終了後, 自主的な学習集団として約1ヶ 年間にわたって活動を継続。
講 演 会	成 人 男 女	毎 回 約50	5 回	時局・文学・教育・消費生活・人間関係を内 容 講師は大学教授による。
青 年 学 級 8 コ ー ス ※別名, 青年趣味の教室	青 年 男 女	360	7ヶ月間 (週1回 の30回)	趣味(登山・書道・ペン習字・茶道・華道) 生活実技(和裁・洋裁・料理)と教養, 仲間 づくり活動を展開。
講 座 作 品 展	講 座 学 級 参 加 者	250	1 週 間	文化祭出品作として開催 文化祭出品展 作品多く, 全施設をこれに充当 見学者も多数である。
視聴覚教育指導者講習会	団体有 志の参 加	72	1 週 間	16耗映写機操作 8耗映画の自作 スライドの 団体活動の研修等
地域団体と共催 青少年問題研究集会	青少年団 体 同育成団 体	114	1 回	黒崎地区は青少年対策活動の活潑地域。 青少年育成活動の振興に備える研究集会。
地域団体と共催 文 化 的 行 事	各種文 化団体	320	1 週 間	11月の文化祭行事 茶会・華・絵画・写真・書道展・音楽 舞踊等
地域団体と共催 映 画 会	一 般 住 民	毎 回 100	2 回	文化映画の夕べ 併せて社会教育活動と地域社会の関係を 強調。
地域団体と共催 体育活動及びレクレーシ ョン事業	婦 人 青 年 児 童	毎 回 300	2 回	体育委員会, 婦人・青年・子供各会と共催。 運動会的事業 公民館は事務局を担当。

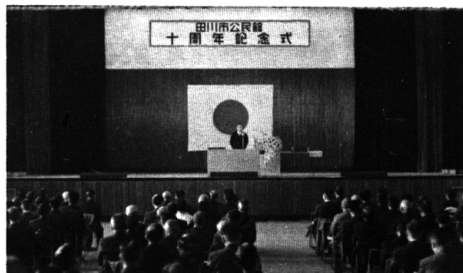
し、青年学級をはじめ各種学級講座の開設、市民のレクリエーション行事など、社会教育の現場としての事業を行った。また町内公民館の育成を重視し、これを通じて市民と直結した、すなはち、市内には53の地区公民館（運営費1部補助）があり中学校区ごとに協議会をつくり、さらに全市的な連絡協議会組織もあり、この協議会の活動と中央公民館の事業とは不即不離の関係にある。

6. 現状と問題点

43年度の受彰でとりたてた変化はみられないが市をとりまく情勢は第四次石炭再建答申により楽観を許さないものがあり、その対策に苦慮しているところであり、こんごの社会教育活動にも厳しいものが感じられる。

当面の問題点としては

1. 市民会館の建設、現在中央公民館がその役割の一部を果しており公民館施設としての機能が十分発揮できないでいる。
2. 公立公民館の増設、現在全市を対象にした中央公民館が一館で主として町内公民館を足がかりに活動を行っているが、その活動には限界があり、かつ距離的にも中学校区ごとに公立公民館の建設が望まれる。



10

嘉穂郡穂波町公民館

1. 公民館名……穂波町公民館
2. 所在地……嘉穂郡穂波町大字忠隈 497の
3. 被表彰当時の公民館長……入江 浩
4. 被表彰当時の公民館主事……橋爪 敏夫
5. 表彰の主なる要因となった事業とその概要

当町の施設は郡内最初の独立公民館として建築（昭和27年12月）され、その内容も町民の日常生活を通じて生活文化の振興と社会福祉の増進をはかることを目的とした総合的な社会教育施設として機能を果たすことに重点を置き設計され、集会のための会議室、講堂、社交室をそなえ、講座、講習会用の施設として教室、図書館の機能を果たすための図書室、生活改善の一端として結婚式場を有し、新生活運動を展開した。事業の重点目標とし

て、青少年の健全育成をはかり、地域子ども会の育成、並びに子ども会指導者の養成、青少年野営訓練所の設置と事業を進めた。一方町民も公立公民館の建築によって、公民館に対する理解と関心が高まり、部落における青年集会所等を転用していた施設も新築または改造されその面目を一新した。従って事業も相応した企画がとりあげられるようになり次第に活発化し、成人祭、敬老会、農民祭、体育行事等の全町事業、地域公民館講座、成人講座、婦人講座、青年学級等の開設、冠婚葬祭、環境衛生、食生活改善等の生活改善事業が地域公民館活動に結びつき、これらの事業に積極的に協力参加する気運がたかまり、公民館に対する関心も次第に深まった。

6. 現状と問題点

黒ダイヤの町として発展してきた当町も、いち早く公民館の組織をつくり社会教育施策の新しい基盤づくりがなされたが、産業革命の波に押されついに鉱山は閉山となり、好むと好まざるに関らず、住民の生活様様の変容を根底から要求されるに至った。地域社会教育の理想は、それが地域住民のすべてによって支えられ、地域の社会教育活動乃至は公民館活動にすべての住民が参与し、社会教育に関する行政のサービスの網の目が、住民全体に張りめぐらされることである。当町においても三割社会教育の壁を脱してないであろう。産炭地特有の現象として、低所得層の相対的増加傾向が見られこれらの人が社会教育をどう考え、いかにして活動への参加を促すかが当面の課題であろう。

11 築上郡太平村公民館

1. 公民館名……福岡県築上郡太平村公民館
2. 所在地……福岡県築上郡太平村大字東下字中村
3. 被表彰当時の公民館長 木本古太郎
4. 被表彰当時の公民館主事 小川 晃
竹下百合子
峰 治美
5. 表彰の主なる要因となった事業と概要

◎ 主要事業の概要

(1) 年間事業計画作成上の主眼点

- イ. 年間目標を指示して村民全員邁進する心構をつくる。
 - ロ. 毎月指導目標を定めて目標達成の月間努力点を明確にする。
 - ハ. 成人、婦人会、青年団 少年部の目標を定めて相互に努力し合う。
- 二. 年度始めに各部で協議討論で目標を定め

4 公民館の20年を顧み今後を語る

● 公民館の20年

(一)

「公民館20年」の声を聞くと、それが私の戦後の総てであり、よくもこの永い年月、公民館のもとで、働き続けて来たものだと、今さらながら感懐に浸っています。今日、公民館には問題や溢路も多く、現状に満足している人は恐らくないでしょうが、何よりも、館数約2万、類似施設に至っては、その数倍を数える普及率が、公民館存在の理由と必要を十分証明していると思います。社会教育はもとより、地域社会生活でも、今日では、公民館をおいては考えられないと言っても過言ではありませんまい。

このような価値ある時代的事業に、一貫して従事できたことを、ひそかな喜びとしています。

(二)

私の公民館最初の7年間は、「公民館設置要項」にもとずく、早期農村公民館の創設と運営。次の6年間は、当時26万人都市社会教育の行政面担当、さらに最近の6・7年間は、いわゆる新興住宅街の類似公民館建設と運営。この間かなり広い地域への出講、三四の雑著の出版、県公連・全公連結成と初期活動への参画など、浅いながらも、あらゆる角度から、公民館を体験することが出来ました。しかし、思い出の多いのは、やはり社会教育法前後の初期です。

(三)

私は東京で戦災に会い、15年ぶりに帰郷、ある事情から、生まれ故郷の部落の世話をしていましたが、21年に例の「公民館設置要項」が発表されそのすばらしいビジョンに共鳴して、渦中に身を投じました。

ところで、その公民館は、職員は、副館長兼主事、そしてしばしば用務員兼務の私一人、施設は、小学校片隅の教室一つが総てでした。ところがこれが、23年第一回文部省表彰にランクされたと聞き、辞退を考えて、上京しますと、親しくしていた事務官から、「正直なところ、文部省でも、公民館の見通しはまだはっきりしていない時に、君の構想は大いに役に立ったよ」……つまり構想賞というわけでした。公民館の創設期は、戦後の祖国再建、郷土復興への情熱を裏づけ、文部省も県郡の係官も、市町村の職員も、一体感のもとに結合して、文字通り寝食を忘れました。今日その姿の再現を求めるわけではありませんが、私にとっては、かけがえのない追憶となりました。25年、

北九州市小倉区 林 克 馬

(前小倉市教育委員会社会教育課長)

このような周囲の暖い励ましの中で、私の第一回の報告書として、「公民館の体験と構想」を全社連から出版しました。

(四)

公民館設置要項が力強く掲げて来た「民主主義」が、待望の社会教育法で、大きく後退した時の失望は今も忘れることができません。この頃から、公民館には「斗いの姿」が消え、これに代って、施設本位の教養・文化教室の登場となるわけですが、近來は、余りにも、教養的教養、教室のための教室に傾き、生々しく、切実な政治・社会・時局的課題を、意識してよけているような印象を与える例もあり、市町村民の自主的な活動や、青年・婦人層の足を遠ざけている例も見受けます。

社会教育法前後の公民館職員は、教育行政機構の中の一部分という制約がほとんどなく、一人の人間として、町村民の中に飛び込んで、直接交流することから、自他一体の独自形態を創り出そうとしたようです。今日の行政機構の整備と、職員の細分的・専門的地位の確立は当然として、それがあつた種の行政メカニズムや、社会教育の事務化形式化の要因にならぬよう考慮を払う必要があるのではないのでしょうか。とくに、公民館は、市町村民が何の遠慮気がねもなく、市町村当事者とも十分に話合える場所としての自由を確保したいものだと思います。

(五)

さて最近の6・7年間ですが、私はいわゆる都市周辺の新興住宅地に住み、激しい都市化の洗礼を受けつ、ある地域社会を目のあたりに見て、類似公民館の設置と運営によって、何とか、もっとうるおいと親しみのある、新しい自治形態や、社会共同体的地域づくりはできないものだろうかと考えるようになり、求められるまゝに自治会長を引き受けました。一昨年7月、住民の丸一年の協力が実のり、5町内1,000世帯、約150㎡ 300万円の類似公民館が完成、引続き館長を勤めています。

類似公民館の現状判断や、あるべき姿への追求については、今年3月末、小倉区中央公民館版、「望ましい類似公民館のあり方と今日の課題」として執筆いたしました。このようなことから、私は今もって公民館現役人の一人として、全力投球中のつもりでおりますので、今後とも仲間一人としてご交流をお願いいたします。

●公民館の経営

浮羽郡田主丸町 福田 秀実
(前県公民館連合会副会長)

公民館は、公民館運動から公民館運営へと移行した。更に、公民館運営の時代から、人、施設設備、経費、事業の四つの要素に立脚する公民館経営の時代を迎えたのである。

公民館発足当時は、公民館は社会教育か文化運動か国民運動(市町村民運動)か判然としていなかった。公民館は、何でも屋であり産業活動、保健衛生、社会福祉をも受持っていた。

やがて、社会教育法の制定によって、社会教育としての前進方向が決定された。

更に、町村合併の嵐の中に立たされた公民館はその試練に堪えて、純粹社会教育の道を前進してきたのである。

公民館の現状はどうであるか。経営の安定した座にあぐらをかいているのではないか。事務屋サービス屋になってしまっているのではないか。

1. 市町村にふさわしいアイデアをかゝげる時だ。そして、国民運動(市町村民運動)を展開すべきである。公害問題、交通安全運動、基地撤去、河川を美しくする運動等々——その市町村の当面する問題と真剣にとりくむべきである。
2. 文化運動の中心施設とならなければならない。誠、真心、志、見識——コンピューター時代には新しい意味の精神運動を軸とした文化運動が行なわれるべきである。
3. 公民館の中心は人である。野見山友司君のような人が、県内にたくさん出てもらわなければならない。学校教育三十年のベテランが戻られるように、社会教育三十年選手をもちたいものだ。出世のために、人がつぎつぎに変わっては駄目だ。
4. 新しい友情で結びあうことが大切だ。

公民館関係者の新しい友情をもちたてて、公民館に生きるよろこび、社会教育の道の楽しさとともにしたいものである。

5. 若い公民館主事の奮起を期待する。課長や社会教育主事の方々は、若き公民館主事が勇気を以て前進出来るよう指導してもらいたいものである。情熱をもって、社会教育のために生き抜く若い公民館主事のあるところ、公民館は光り輝く経営の花を咲かせるであろう。

昭和44年度の公民館事業はじまる

※ -11の支館もいっせいに-

公民館の44年度事業は、4月に青年学級がスタートをきりましたが、主な事業が6月からいっせいに始まります。ことしの計画では、3つの重要事

●住民に支えられる公民館活動

鞍手郡鞍手町 水摩 安正
(前教育庁社会教育課社会教育主事)

曲り角にきたといわれる公民館を立ちあがらせるもの。

それは住民に支えられる公民館になることである。住民が公民館の必要を膚で感ずる(頭で考えるのではなく)のは果してどんな時だろうか。それは、住民が自らもっている実際生活上の課題が公民館とのかかわりで解決することができた、という体験にかかっているといえる。

又は解決することのためにものを考えることが公民館とのかかわりの中でできるということがわかった時ともいえる。

実際問題としては、生活課題と取り組む自発自主の学習集団が公民館の場に形成され、公民館の機能がその学習活動に必須の条件となる時住民は公民館を自分の生活の中心に据えるであろう。

変貌する社会を直接膚に、じかに受けとめているのは、その社会に生きている住民そのものである、その影響を受けている住民が、その影響(ひずみの場合が多い)を課題にする時、その課題は今日日本社会がもっている客観的な課題に通ずる。

それは社会変貌に対応するための社会教育の住民の側からの発想である。

それは又社会教育のギリギリ煮詰めたところにある原則と考えられる。

公民館に住民の心が通う道がこゝに開ける。

公民館の主催事業として行われる各種の学級講座もこのことが基底にあってこそ意味をもつ。

住民とは別のところで発想され、運営され、住民を常に受動的立場において事業を行うことに終始するかに見える今日の多数の公民館の傾向の中に住民支持を求めようとするのは誠に無理な話である。

このことを考えている時たまたま手許に届いた大牟田市公民館の本年度事業計画は、市民の意識に自主的な学習意欲をしょく発するための事業体系とみることができるとしてホッとした思である。※

業として家庭教育学級(11)、消費者教育学級(7)、政治教育学級(6)が開設されるほか、新しく市民教養大学、市民文化スクール、婦人教養大学も開かれます。また商業婦人学級なども内容を改めて進められますが、いま各実施公民館で、受講者を募集しています。

《家庭》 教育学級とは、家庭教育の振興をはかり、明日の社会に巣立つ子どもたちを心身ともに健全に育てるために、親としてどう導いたらいいかということをお勉強するものです。

《消費者》 教育学級とは、いわば暮らしの知恵をみがこうというものです。

《政治》 教育学級とは、国の主権者として、当然備えておかなければならない政治常識を、さらに深めていただくためのもので、とくに身近かな市の政治にかかわるものなどをとりあげて学習していただくものです。

《市民》 教養大学は本館で開かれ、6月から毎月1回講演会などを催していこうというものです。

《文化》 スクールも本館で開設するもので、大牟田における文化活動の進展のため、いま活動している文化団体とタイアップして、①文芸、②美術、③家庭、④体育、レクリエーション、⑤精神衛生の各講座を開きます。

《婦人》 教養大学は、婦人会とタイアップし、婦人の教養を高めていこうとするもので、市民教養大学の婦人版です。

支館で開かれる婦人学級には、三川婦人学級(船津支館事業、以下支館名のみ)米生婦人学級(米生)平原くらしの学級(歴木)倉永テレビ婦人学級(甘木)があります。

《商業》 婦人学級も、教養大学の1つですが、商店の主婦を対象に、商店の問題を学ぶものです。

この多彩な事業の中で重点として取り上げられた家庭教育、消費者教育、政治教育の三部門はまさに日本社会における今日の課題と取り組むもので、そこから自主的学習集団形成への発展が大きく期待される。

そしてすでにこれら公民館主催事業の外縁には自主集団として、消費者教育学級の発展した場合の一形態ともいべき生活学校が活発に活動している。

公民館が今まなじりを決して、生活課題と取り組む自主自発の住民学習集団形成の一点に精力を傾注し、これに成功しなければ、曲り角といわれる公民館路線がついに曲りっぱなしとなり、のちには行方不明となりかねないことを覚悟しなければならぬ。

住民の必要感を根を下さない「公民館必要論」の主張が、今日の民主主義政治体制の中で高く位置づけられる筈はない。

逆に住民の強い公民館充実への与論のあるところ、行政はそれを避けて通ることは絶対に不可能なことである。

はじめのころは、少くとも公民館に「住民の心」があった。

その意味で、公民館は今一度初心に帰って考え直してみる必要はないだろうか。

●公民館ととりくんで

一 社会教育課 20年 一

浮羽郡浮羽町 鍮 水 速 太

(前県教育庁社会教育課長)

私が教育出張所から再度社会教育課へはいったのは昭和26年5月であった。

公民館についての次官通達が出たのが、昭和21年7月であり社会教育法が公布されたのが24年の6月でまさに戦後社会教育の編成期であり、公民館の創造期であった。当時の課長は私より一足おくれて文部省より赴任された鈴木健次郎先生であった。鈴木課長のすぐれた構想、現場で暗中模索して来た私の体験、課員の積極的な取組み、常に話し合い検討をつづけたものであった。産み育てる苦しみもあったが開拓の喜びはそれを上廻っていた。

草創期の本県公民館運動はすこぶる意欲的のものであった。村づくり町づくりの基礎を公民館に求め、産業開発、社会福祉、生活改善、保健衛生などかなり幅広い事業活動が取入れられ鈴木課長によって公民館の使命が格調高く説かれたものであった。勢い事業的役割が強調されたと思う。

公民館が力強く発展するためには行政措置が必要である。人がない、施設がない、金がない、ないないづくしの公民館とよく言われたものでこの3つの条件の整備が喫緊の問題であった。

まず第一に公民館主事の養成とその研修で、そのためにはその拠点となる研修の場所が欲しかった。焦土化した市内にはそうした施設がないので現在の社会教育会館の建設を思いついた。今から見れば実に粗末な建物であるが、あれで随分苦勞したものであった。財源難のために教育宝くじを発行し売りさばきに苦勞した。完成は28年1月であの会館が戦後本県社会教育の紐帯をなし公民館活動の源泉となったと思うと粗末な建物にも感慨深いものがある。

戦前は社会教育のことは主として学校教師がやっており、そうした考え方を払拭していくことは至難なことで専門職員としての主事の設置は簡単には行かなかった。町村に出向いて主事の設置を

願った思出など忘れ得ない。それでも年々増加して行き常に全国一の設置率を誇った。34年社会教育法の一部改正にともない社会教育主事の設置が促進されたが、比較的順調にいったのもこの公民館主事の設置がすゝんでいた結果であろう。

施設すなわち建物の建設は更に困難であった。当時六三制の整備で中学校建築に追われた市町村は公民館建築まで手が廻りかねたが当時の八幡市長今の全公連福公連会長守田先生の非凡な識見により全国に先がけて公民館建設に先鞭をつけられた。26年10月に八幡市中央公民館が完成し、遂次地区公民館の整備を見た。これが福岡県は勿論、全国に波及して今日に至った大きな原因である。28年の大水害で国から始めて社会教育施設に対する補助金を見てもらうことになった。事務処理は大変であったが結果は公民館特に分館の整備を見た。

当時文部省から調査、指導にあたられたのが、現吉久教育長であった。越えて30年県も建築補助を出すこと、ない建築の気運は高まって来た。34年「公民館の設置及び運営に関する基準」が文部省より示され37年から国庫補助も出ること、なり公民館関係者の長い念願が芽を出した。守田会長を中心に全公連の力によるところが大きかったと思う。こうした流れの中で今日の立派な公民館が県下に整備していった。

公民館の発展を願う同志による公民館主事会の発足は22年で更に主事会を発展的に解消し福岡県公民館連絡協議会が結成されたのは25年12月であった。初代会長は当時甘木町長（全国表彰公民館長）齊藤仙太郎氏であった。27年吉田繁氏（桂川町長）30年現在の守田道隆会長がつかれた。在課12年私も事務局のお手伝いをし福公連の確立発展に微力を傾けた。28年第一回福岡県公民館大会を開催、以後毎年県内各地で大会を開催したのを始

め職員研修会等の事業を行い、当面する公民館の問題を検討し地域住民の公民館に対する関心、公民館活動への志向に拍車をかけた福公連の功績は大きかった。

又文部省表彰公民館を連続して本県が出したこと、県大会で優良公民館、分館、職員の表彰が行われたことも、本県公民館の実績を示すものとして楽しい思い出である。

35年5月私が馬場課長の後をうけた頃はいわば公民館の再検討期の頃であった。

公民館の発足が新しい地域社会建設の中心的な施設として提唱され、どちらかといえば農村社会の地縁的なつながりを基盤として育てられた。経済の高度成長に伴ない都市化という生活基盤の変化は従来地縁的な社会集団がその存立基盤をなくして行くであろうし、これにかわる社会集団—目的集団の発生という現象に対する公民館のあり方、社会機能の分化にともないそれぞれの専門的組織、施設、事業の領域が強調されて来たこと、そうした動きの中で公民館の果たすべき役割、特に都市公民館のあり方が検討されたものであった。又どの階層の人に、どれだけの人に、どの程度利用されたか、公民館活動が大衆の中に定着しているか、住民の必要を充たしているか、学習や事業が固型化し、生活を革新し、豊かにして行く行動へ結びついているか、新生活運動との関連など、課内に議論の討士が多かっただけに激しく楽しく議論し合ったものだった。大会の資料作り研究会の資料作りの時など、やりこめられたり、やりこめたりで大笑いしたものだ。今手許にある資料を播いて見るとどれにも楽しい思出が残っている。

その後県庁に転出、そして永い勤めの生活をやめ田舎にかえって一年有余、今又郷里の公民館長になされたのも因縁だと思っている。

5. 公民館の施設設備・事業の現状と将来の構想

(1) 福岡県公民館の現状

この現状については、昭和43年度指定統計により昭和43年6月1日現在をもって調査した結果の集約である。調査対象となった公民館は、社会教育法第21条に規定されている公民館で、通称「公

民館」と呼ばれているものの中には、市町村で法により設置されていない、部落町内公民館、集会所や公民館目的の法人格（民法第34条の規定による）をもたないものは含まない。

(1) 設置者別公民館数

設置者別建物の独立。併置別公民館数を示したのが表1である。公民館を設置していない町は1町である。また独立の建物を有する公民館は全体の77.7%である。

表1. 設置者別、建物の独立、併置別、公民館数

区 分		市	町	村	計	
教育委員会数		16	74	9	99	
公民館を設置している市町村数		16	73	9	98	
本館	併置	独立	141	71	6	218
		庁舎	6	2	2	10
		学校	9	20		29
		その他	15	3	1	19
	合計	171	96	9	276	
分館	併置	独立	1	35	7	43
		庁舎	8	4		12
		学校		2		2
		その他	2	1		3
	合計	11	42	7	60	
1市町村当り設置館数		11.4	1.9	1.8	3.4	

(2) 各公民館の対象区域と対象人口

公民館は、地域住民が利用しやすいように配置されることが望ましい。現在県下の1館当りの対象区域やその人口などは、図1・2のとおりである。なお、公民館によってその施設、設備内容や規模さらには地域の条件（人口密度の高低、都市地域とその他等）、また中央館と地域館の種別によって各公民館の機能も異なり、一概に、対象区域がせまく、対象地域の人口が少ない方が公民館活動をするうえで、必ずしも適正な配置とばかりは言えない。

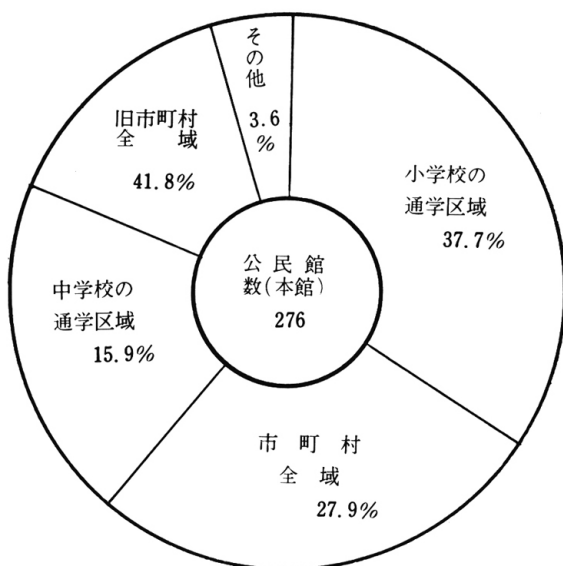
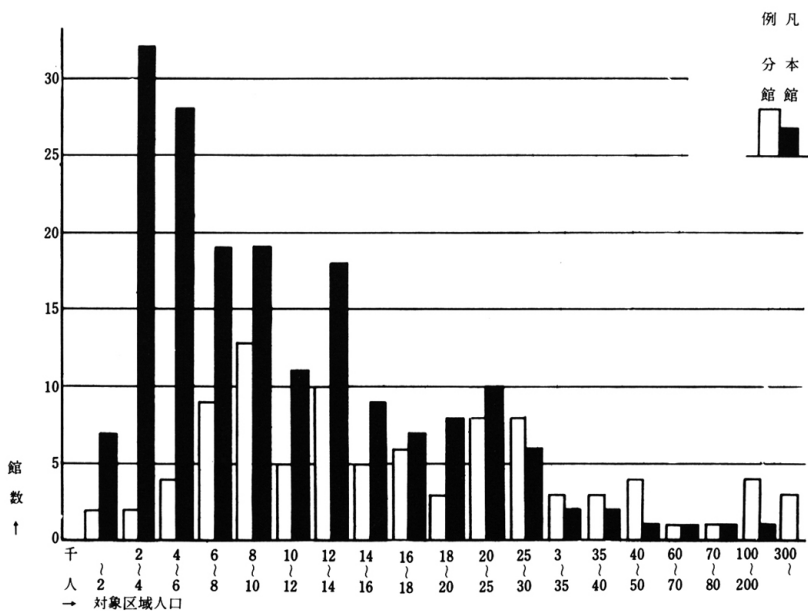


図2. 対象区域の人口規模別



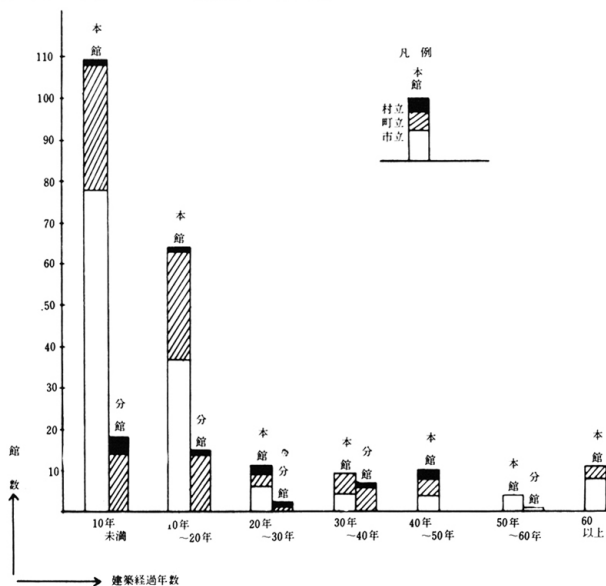
(3) 独立公民館の建物

独立の建物を有する公民館の建物面積規模別にみたその館数は表2のとおりである。
 また、それらの建物の建築経過年数毎の構成をみたのが図3である。
 公民館 261館のうち、20年未満のものが78.9%の 206館を占めている。このように比較的新しいものが多い。

表2. 建物面積別独立館数

区 分	市				町				村				計					
	本 館			分 館	本 館			分 館	本 館			分 館	本 館			分 館		
	中央館	地区館	計		中央館	地区館	計		中央館	地区館	計		中央館	地区館	計			
建 物 面 積 別	500㎡未満		6	6			3	3	25				4			9	9	29
	150～250		39	39	1	1	5	6	8	2		2	3	3	44	47	12	
	250～330	1	30	31		4	5	9	1					5	35	40	1	
	330～500	1	29	30		6	10	16	1	1		1		8	39	47	1	
	500～750	1	20	21		18	2	20		3		3		22	22	44		
	750～1,000	3	4	7		10		10						13	4	17		
	1,000～1,250	2	1	3		2		2						4	1	5		
	1,250～1,500					2		2						2		2		
	1,500㎡以上	4		4		3		3						7		7		
合 計	12	129	141	1	46	25	71	35	6		6	7	64	154	218	43		
建物の総面積	60,917				46,505				3,518				110,940					
1館当り平均面積	421.9				438.7				270.6				425.1					

図3. 公民館（独立館のみ）の建築経過年数



(4) 公民館職員

ア、公民館に勤務する職員の職種別内訳は、表3のとおりである。

表3. 公民館職員数 実数(人)

区分		市		町		村		計	
		本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館
館長	専任	38		12		1	1	51	1
	兼任	123		73	33	8		204	33
分館長	専任	106	10	62		5		173	10
	兼任	20		66	6	5		91	6
主事	専任	113		36		1		150	
事務職員	兼任	17		36		6		59	
技術職員	専任	75		44	2	1		120	2
	兼任	67		4	1	1		72	1
その他	専任	332	10	154	2	8	1	494	13
	兼任	227		179	40	20		426	40
	計	559	10	333	42	28	1	920	53

イ、上記のうち公民館活動の主役である公民館主事の設置状況をみたのが表4である。なお、公民館主事がない公民館が全体の56.2%（本館だけでは47.8%）の多くを数えている。

区分 一館当りの主事 設置数	市立				町立				村立				合計				構成 比 %
	本館		分館	計	本館		分館	計	本館		分館	計	本館		分館	計	
	中央館	地区館			中央館	地区館			中央館	地区館			中央館	地区館			
未設置	9	65	1	75	36	18	42	96	4		7	11	49	83	50	182	54.2
1人	5	88	10	103	20	9		29	5			5	30	97	10	137	40.8
2人	1	1		2	7	1		8					8	2		10	3.0
3人					3			3					3			3	0.9
4人	1			1	2			2					3			3	0.9
5人	1			1									1			1	0.3
計	17	154	11	182	68	28	42	138	9		7	16	94	182	60	336	100

(5) 公民館の設備状況

公民館の設備状況は、表5のとおりである。

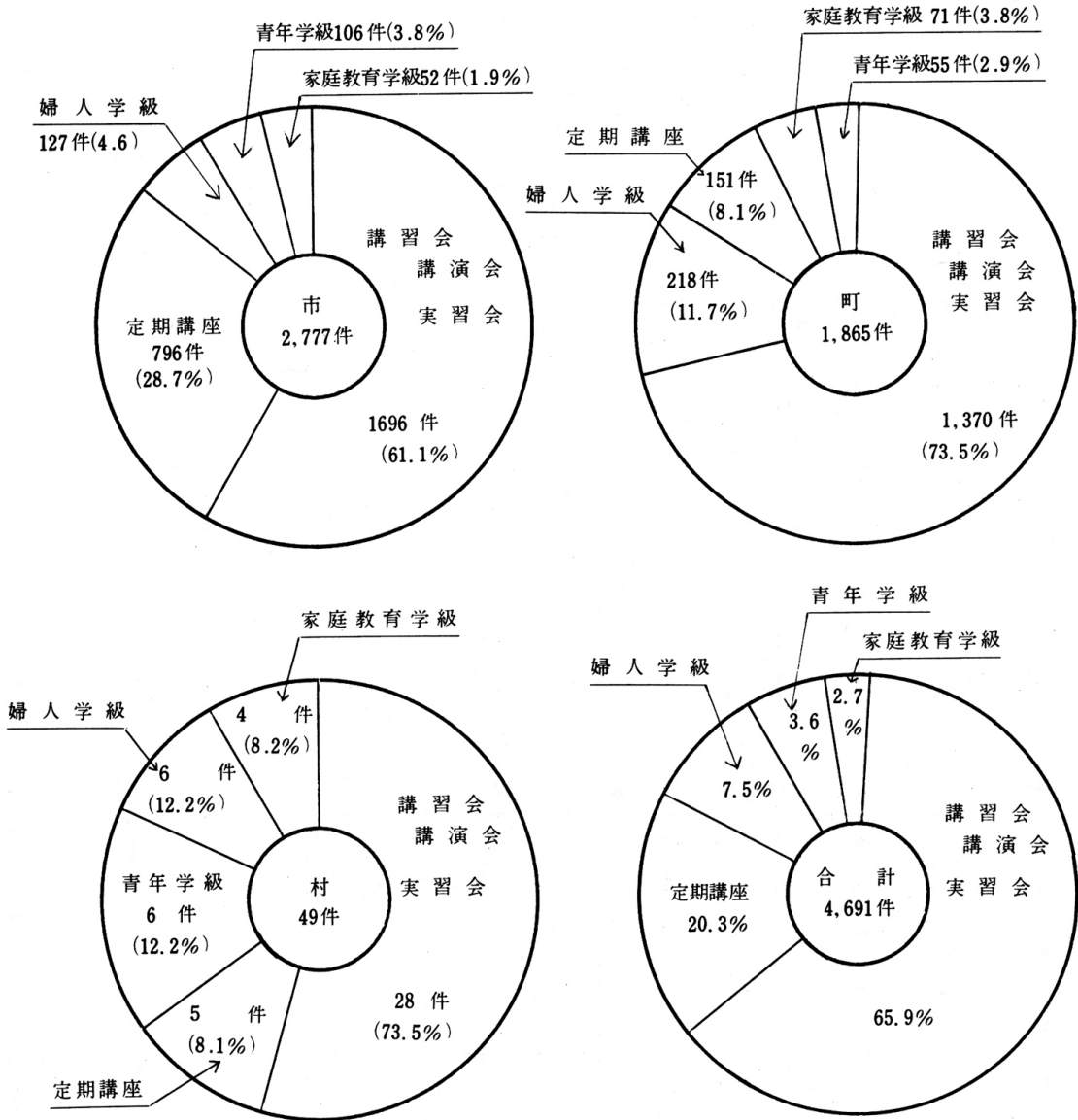
表5. 設備種類別所有館数及びその数量

区 分		市				町				村		合 計			
		中央館		地区館		中央館		地区館		中央館		中央館		地区館	
		有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量	有館 する 数	数 量
一般 教 具	机	15	3,110	147	11,998	54	7,779	24	1,419	7	377	76	11,266	171	13,417
	椅子	15	4,069	144	13,227	55	9,704	22	962	7	584	77	14,357	166	14,189
	黒板	15	80	150	463	55	260	26	58	7	22	77	362	176	521
視 聴 覚 教 育 用 具	写 真 機	9	15	24	26	51	76	2	3	6	7	66	98	26	29
	16 mm 映写機	15	32	47	53	62	84	8	9	7	8	84	124	55	62
	スライド映写機	15	47	40	51	48	80	4	4	5	5	68	132	44	55
	その他の映写機	9	13	13	14	39	46	3	3	4	4	52	63	16	17
	テーブ録音機	15	36	69	80	60	96	7	9	9	10	84	142	76	89
	蓄音機	11	17	71	85	43	75	10	10	5	6	59	98	81	95
	テレビ	8	10	41	43	27	30	2	2	3	3	38	43	43	45
楽 器	ラジオ	4	7	25	25	21	27	7	7	4	4	29	38	32	32
	拡声機	9	16	53	76	44	65	4	4	5	6	58	87	57	80
楽 器	ピアノ	10	14	45	53	20	28	3	3	2	2	32	44	48	56
	その他の楽器	2	2	3	3	12	22	1	1	1	1	15	25	4	4
図 書		15	51,882	70	20,788	64	138,804	19	15,061	8	13,103	87	203,789	89	35,849
体育・レクリエーション用具		9	31	73	181	60	640	16	30	7	39	76	710	89	211
実 験 実 習 設 備	洋 裁	3		13		11		7		1		15		20	
	家事	8		55		40		15		3		51		70	
	美術					2						2			
	工 作	2				1						3			
商 業 設 備	農 業			1		3						3		1	
	習 得					3	3	1	2			3	3	1	2
展 示 設 備	タイプライター					3	3	1	2			3	3	1	2
	計 算 機					8	8			1	1	9	9		
自 動 車	展 示 設 備	5		14		22		5				27		19	
	移 動 公 民 館	4	4			3	3					7	7		
	そ の 他					8	9					8	9		

(6) 公民館の活動状況

公民館の活動状況は、図4のとおりで、各市町村をとおして講習会・講演会・実習会が圧倒的に多い。

4. 公民館活動状況



(1) 公民館の開館の状況

公民館の開館状況を各市町村をとおしてみると、表6のとおり、300～349日の段階が約半数を占めている

表6. 公民館開館日数別館数

		本 分 館 数			
		市	町	村	合 計
実 数	149日以下	3	31	1	35
	150～199日	1	2		3
	200～249日	1	11	8	20
	250～299日	35	18	2	55
	300～349日	112	43	5	160
	350日以上	30	33		63
	合 計	182	138	16	336
	日曜開館分（再掲）	146	91	12	249
百 分 比	149日以下	1.65	22.46	6.25	10.41
	150～199日	0.55	1.45		0.90
	200～249日	0.55	7.98	50.00	5.95
	250～299日	19.23	13.04	12.50	16.37
	300～349日	61.54	31.16	31.25	47.62
	350日以上	16.48	23.91		18.75
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00
	日曜開館分（再掲）				

(2) 福岡県社会教育施設の整備

(福岡県における公民館の施設整備状況をめぐって)

1 福岡県における設置概況

(1) 県下における市町村構成

福岡県は、人口400万人で、人口100万人の北九州市と84万人の福岡市の2大都市を核としながら次のような市町村の構成をとっている。

- ① 大都市 2 (北九州市100万人、福岡市84万人)
- ② 中都市 2 (大牟田市20万人、久留米市19万人)
- ③ 小都市 12 (旧市3市、新市9市)
- ④ 町 村 83 (町75町、村8村)

県下の大半の市町村は、県人口の約半分を占める北九州市・福岡市の2大都市の通勤圏に包み込まれる形で存在している。し

以下、公民館の状況を考察していく場合も次の分類によりみていくこととする。

イ、福岡市 ロ、北九州市
ハ、その他の市 ニ、町 村 部

(2) 社会教育施設の概況

① 公民館の設置状況

公民館についてはのちに詳細にのべるが、大勢についていうと99市町村で、290公立公民館が設置されている。

平均すると1市町村3館となるが、実際は、市にあっては学校区単位の地区館構成をとり町村の多くは1中央公民館方式をとるところが多い。

第1表 中央・地区別公民館数

	市町村数	設置率	中央館	地区館	計
市部	16	100%	18	166	184
郡部	83	100%	81	25	106
計	99	100%	99	191	290

第2表 独立・併置別公民館数

	独立館	併置館	無施設	計
市部	138	40	6	184
郡部	72	20	14	106
計	210	60	20	290
%	72%	21%	7%	100%

② 図書館の設置状況

公立図書館の整備は都市部に偏り、町村部では公民館図書室をもってこれに代替させるものが大半である。

県下の総数が15館でその設置状況は次のとおりである。

- イ、大都市 北九州市5、福岡市1 (少年図書館のみ)
- ロ、中都市 大牟田市1、久留米市1
- ハ、小都市 直方市1、飯塚市1、田川市1、甘木市1、八女市 (組合立) 1
- ニ、町村部 2
- ホ、県立 福岡県文化会館図書部 1

③ 青年の家等の設置状況

県では、いち早く県立青少年野営訓練所を設置して青少年の野外、合宿活動に資してきたが、昭和34年度以降は市町村立 (含組合立の青年の家) の整備がすすめられている。

- イ、県立 5 (青少年野営訓練所)
- ロ、大都市 3 (福岡市1、北九州市2)
- ハ、中都市 1 (久留米市)
- ニ、小都市 2 (行橋市、飯塚市)
- ホ、町村部 2 (瀬高町、赤池町、いずれも組合立)

以上13施設に加えて、北九州市でさらに近代的施設を計画中である。

④ その他の青少年施設の設置状況

- イ、青年センター 1 (福岡市)
- ロ、児童文化センター 1 (九州市)

以上のほか、福岡市で「少年文化会館」を計画中である。

⑤ 市民会館等の設置状況

ホール等をもつ、市 (町) 民会館は次のとおりである。

- イ、大都市 6 (北九州市5、福岡市1)
- ロ、中都市 2 (大牟田市1、久留米市1)
- ハ、小都市 6 (飯塚市1、直方市1、行橋市1、筑後市1、大川市1、豊前市1)
- ニ、町村部 2 (芦屋町、前原町)

⑥ 美術館・博物館の設置状況

公立の県内施設は、美術館 (ギャラリー) が北九州1と県文化会館1である。

博物館では、公立施設は動物園以外にはみべきものがない。

(3) 福岡県における公民館の特色

公民館の県下の概況をみていく場合に、前提となるいくつかの特色をあげてみたい。

① 設置率100%

本県における公民館活動は、昭和21年の「公民館の設置運営について」の文部次官通達以来、きわめて精力的に整備の努力がつけられ今日にいたっている。とくに昭和26年から7年間県教委の社会教育課長にあった鈴木健次郎氏が、文部省の公民館構想推進の中心的役割を果たしてきた1人であったこともあり、全国的にも先駆的な成果をあげてきた。早くから設置率は100%に達し、あらゆる既存施設を活用する公民館活動からスタートし、今日では290公民館のうち72%が独立館をもち63%にあたる184館が公民館として建築されている。

② 都市公民館の整備

今日、とくに問題となっている都市部における公民館の設置が、本県の場合逆に大都市である福岡市、北九州市（とくに八幡区）で先行し、中都市、小都市がむしろ立遅れているという状況がある。

これは、昭和20年代八幡市（現在北九州市）の市長であった守田道隆氏（現：公連会長）の社会教育への深い理解と公民館整備への努力の成果に負うところが大きい。

とくにこの成果は、昭和34年の文部省の設置基準作成の中心的拠りどころとなり、都市部公民館の八幡的段階とでもいうべき時期をつくり出していた。

八幡が中学校区ごと、福岡市が小学校区ごとに公立公民館設置をすすめたこともあって県内の各市とも学校区単位の整備方針をとってスタートした。

しかし、これらの成果も地方自治体の財政状況と都市化現象の進化のなかで改めて再検討される時点にいたっていることは、本県の場合も例外ではない。

③ 部落・町内公民館の状況

公民館活動は、部落・町内という近隣的地縁組織を単位としてスタートしたが、その組織度の低い都市部では学校区ごとの公立公民館として吸収整備されていく傾向をもったが地域組織の根強い農村部では、部落・町内公民館として定着し、独自の整備が現在も進行している。県内で約4,500館が組織され、そのうち60%に近い2,600館が何らかの施設をもつにいたっている。これには県から1館10万円の補助金が出されたことも誘いとなって

毎年25館平均が改築されている。最近では部落有財産の処分などで公立施設をしのぐ公民館が生れてきている。

④ 町村で高まる公民館建築傾向

このような、部落・町内公民館の整備とともに、公立公民館の整備が最近急速に高まってきた。これには町村における義務教育施設の整備が一段落したこと、町村における中心的教育、文化施設として中央公民館構想が定着したことなどが大きな要因となっている。

しかし、一方町村部では市部と異なり部落町内公民館が定着したこともあって、学校区ごとの地区館設置の計画はますます受け入れがたいものとなってきている点に問題がある。

2 公民館の設置状況

(1) 設置対象区域

市部で学校区毎、郡部で中央公民館方式という概略の傾向をのべたがもう少し詳しくこのことについてみる。

① 市部の設置対象区域

ここでは、北九州市を五市合併前の各区の旧市時代の性格によってみる。

イ、小学校区単位〈9市〉

(大都市部) 旧小倉市・旧戸畑市・福岡市 計3市

(中都市部) (42年度まで久留米市)

(小都市部) 大川市・甘木市・柳川市・豊前市・山田市・行橋市 計6市

ロ、中学校区単位〈3市〉

(大都市部) 旧八幡市

(中都市部) 大牟田市

(小都市部) 飯塚市

ハ、学校区によらない地区館〈2市〉

(大都市部) 旧若松市、旧門司市

ニ、単一（中央）公民館〈6市〉

(大都市部) なし

(中都市部) 久留米市(昭和43年度から)

(小都市部) 八女市・筑後市・田川市・中間市・直方市 計5市

施設の整備状況からこれを見てみると、「小学校区単位」をとるところは、大都市部では計画的に一応の整備をすすめることができたが、建築費の地元依存、地元住民の囑託職員化など公的自立体制はかなり問題があり、極端に言えば半官半民的性格をもっている。中都市部では財政上から久留米市で破たんしたが、施設・職員とも整備はすすまなかった。一方小都市部で

はこの方式をとるところが6市あるが、そのうち4市は一般行政末端機構(出張所)とゆ着し、ともすると行政連絡機能が優先し、職員も一般行政職(駐在主任)との兼務の形が多く教育機能が充分でない。施設整備も例外的な地元の協力があつた場合を除いては停滞している。他の1市は小学校依存(校長が館長兼任)、残る1市は町内公民館的性格が強い。(全役職員が地元住民への委嘱)

「中学校区制」をとるところは、大都市では八幡区で全施設・職員が公費で整備されたが、大牟田市では施設の整備がすすまず、さらに広域化(12館から5館程度)したブロック制への移行が検討されている。しかし、中学校区制の場合の共有特色は、職員体制の専任化が共通に成立し、経費の点でも地元依存はみられない。

「学区によらない地区館制」をとる門司区・若松区はむしろ、次の単一(中央館)型と同じで、北九州市成立までは公民館は町内公民館育成に重点をおいてきたものが、合併後区内を市の方針によりブロック化して整理をすすめているものである。

「単一(中央館)型」をとるのは中小都市に限られているが、6市のうち3市が国庫補助による施設の整備をみている。制度的には、校区公立公民館を指向しながら、結局現在の中央公民館型に定着したものが多く、この型に属するものは施設も整い、職員体制も充実したところが多く、社会教育活動の活発な事例も最近ではこのグループのところからでることが多い。しかしこれは中央公民館方式の是非ではなく都市規模と施設・職員体制の充実からきているとみたい。

また、これら小都市で中央公民館方式をとるところでは、地区館不在の欠点を除くため、嘱託職員による地区担当公民館職員を任用する傾向ができています。(筑後市・八女市・中間市)

② 町村部の設置対象区域

83町村のうち中央(単一)公民館方式をとる町村は70町村のにぼっている。

ここでは、どのような町村で地区館構想の成立をみたかの要因を逆にさぐってみたい。考えられる要因をあげると次の3点があげられる。

イ、県教委出張所の指導によるもの

3町(糸島郡志摩、二丈、前原各町)

ロ、旧合併前町村の体制を残したもの

7町(豊津、犀川、菊田、鞍手、若宮、宮田、嘉穂各町)

ハ、地区館建築の気運が地元からあがったもの。

3町(宗像町、古賀町、那珂川町)

行政(県)指導による3町は、もともと社会教育活動の活発であった地域で、部落公民館活動につづく飛躍のために小学校区ごとの公立公民館構想が受け入れられたものである。施設はいずれもかなり計画的に整備されており、職員に嘱託身分のものを加えているとは言え、逆にこのことが農村部であるこれらの町村では公民館と地域館民を結び機能を果している点が特色としてあげられる。

旧町村単位のもの、いずれも新しい地域形成計画にもとづくものでないで、全体的に旧町村財産の受継ぎ的性格があり、中央に位置するものを除けば、部落公民館水準をこえて機能しているものは少ない。

三番目の型に属するものは、地区で公民館建築の気運が高まり、その機会に公立地区館にひきあげて整備をみたものである。いずれも施設は立派なものであるが、職員体制でその地区だけ専任職員を配置する訳にもいかず問題が多い。しかしこれらはいずれも中央公民館が施設を欠いており、他の地区も同じレベルの施設をもたないので実質的には単一中央公民館の施設機能を代替して受けもっているというのが実態である。

参考のため、県下公民館の対象区域面積別公民館数と、対象人口別公民館数を別表により示しておく。

第3表 対象区域面積別公民館数

	5 K㎡以下	6～10 K㎡	11～20 K㎡	21～30 K㎡	31～40 K㎡	41～50 K㎡	51 K㎡以上	計
福岡市	43館	8館	12館	—	—	—	—	63館
北九州市	29ヶ	8ヶ	4ヶ	2館	1館	1館	5館	50ヶ
その他の市	27ヶ	20ヶ	12ヶ	4ヶ	3ヶ	2ヶ	3ヶ	71ヶ
市計	99ヶ	36ヶ	28ヶ	6ヶ	4ヶ	3ヶ	8ヶ	184ヶ
町村計	14ヶ	8ヶ	24ヶ	18ヶ	14ヶ	9ヶ	19ヶ	106ヶ
合計	113ヶ	44ヶ	52ヶ	24ヶ	18ヶ	12ヶ	27ヶ	290ヶ
%	39%	15%	18%	8%	6%	4%	10%	100%

第4表 対象人口別公民館数

	5,000人未満	5,000人～1万人未満	1万人～2万人未満	2万人～3万人未満	3万人～4万人未満	4万人～5万人未満	5万人以上	計
福岡市	4館	19館	33館	5館	2館	—	—	63館
北九州市	1ヶ	9ヶ	20ヶ	4ヶ	6ヶ	1館	9館	50ヶ
その他の市	26ヶ	13ヶ	16ヶ	4ヶ	5ヶ	3ヶ	4ヶ	71ヶ
市計	31ヶ	41ヶ	69ヶ	13ヶ	13ヶ	4ヶ	13ヶ	184ヶ
町村計	28ヶ	24ヶ	37ヶ	12ヶ	5ヶ	—	—	106ヶ
合計	59ヶ	65ヶ	106ヶ	25ヶ	18ヶ	4館	13館	290ヶ
%	20%	22%	37%	9%	6%	1.4%	4.6%	100%

(2) 公民館施設整備の状況

年度別の建築状況は第5表のとおりである。

第5表 年度別公民館建築状況

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	合計
市部	1	0	1	2	2	5	5	9	9	4	7	14	11	9	8	9	5	9	5	11	6	3	135館
町村部	0	0	1	1	0	2	2	5	5	0	2	0	3	1	2	1	2	3	3	7	6	3	49館
合計	1	0	2	3	2	7	7	14	14	4	9	14	14	10	10	10	7	12	8	18	12	6	184館

まず27年あたりから都市部で気運が高まり、町村部では、比較的新しく39年度頃から急速に整備傾向が上昇してきている。(44年度も国庫補助希望市町村数は市が3館、町村6館計9館)

43年度までの184館の新築公民館は県下公立公民館の63%に相当するが、施設の実態を「新築・転用・無施設別」にみたものが第6表である。

第6表 新築・転用・無施設別公民館数

	福岡市	北九州市	その他市	市 計 (%)	町 村 計 (%)	合 計 (%)
新 築	49館	45館	28館	122館 (61)	49館 (47)	171館 (51)
併 置 転 用	13ヶ	5ヶ	38ヶ	56ヶ (36)	43ヶ (40)	99ヶ (42)
無施設	1ヶ	0ヶ	5ヶ	6ヶ (3)	14ヶ (13)	20ヶ (7)
計	63ヶ	50ヶ	71ヶ	184ヶ (100)	106ヶ (100)	290ヶ (100)

市部では、61%の施設が公民館として建築されたが、その36%にあたる49館が福岡市、33%の45館が北九州市の施設である。つまり市部の70%の新築公民館がこの二大都市に集中して整備されたことを意味している。とくに学校区単位の小都市では殆んど施設整備が停滞したままになっている。

町村部では約半数の公民館が新築されたことになっている。

転用・併置施設(30%)、無施設(7%)については実態はかなり吟味を要する問題を含んでいる。無施設・併置施設のなかには、名前だけの公民館、机ひとつの空間しかない公民館、教育委員会事務室を公民館と呼ぶもの等から、市民会館・福祉センターを含めて併置公民館としたものまで含まれる。

(3) 公民館の建築規模の状況

公民館の規模別状況は第7表のとおりである。

第7表 建築延面積別公民館数

	基 準 以 下		基 準 以 上		無 施 設	計
	100㎡未満	100～329㎡	330～500㎡	500㎡以上		
市 部	10	84	33	51	6	184
郡 部	11	22	16	43	14	106
計	21	106	49	93	20	289
%	7%	37%	17%	32%	7%	100%

国の設置規準をこえるもの(330㎡以上)は、全体の50%で142館である。

市部で小学校区単位の設置した公民館は、新築であっても規準以下のものが多い。とくに福岡市では63館のうち規準をこえるものは13館(20%)にすぎない。

有施設であっても100㎡以下のものが21館(7

市部の併置転用施設は、北九州市の中央公民館がいずれも市民会館等と併存している例や、八幡区の8公民館が幼稚園併設であるように、かなり実態のあるものが多い。これに対し、町村部の併置・転用施設は名前だけでほとんど無施設と実態において変りないものが多いことを見落してはならない。また転用施設も、有施設とはなっているが明治時代建築の旧村役場の古色そうたる危険建築である場合も少なくない。

こうみてくると、少なくとも町村部では中央公民館方式をとるとしても半数の町村がこれから早急に公民館建築の必要性を迫られているとみななければならない。このような背景が近年の建築計画の具体化への気運をつくり出しているのである。

%)あるが、これ等も公立公民館としてはほとんど問題にならない施設といわなければならない。

最近新築される公民館は、ほとんど500㎡を上廻り、大集会室をおく場合には1,000㎡に達するものが一般化してくる傾向がある。

建築構造別には第8表をみていただきたい。

第8表 建築構造別公民館数

	鉄骨ブ ロック	鉄筋	木造	無施設	計
市部	3館	16館	159館	6館	184館
郡部	2ヶ	15ヶ	75ヶ	14ヶ	106ヶ
計	5ヶ	31ヶ	235ヶ	20ヶ	290ヶ
%	2%	11%	80%	7%	100%

全体の80%が木造であるが、ここでも施設のデラックス化がすすみ、最近の建築は九割までが鉄筋造である。ただ問題点として施設内容が類型化してくる傾向があり、将来予想される社会教育の新しい動向や、地域活動の特色を反映した設計が少ないことが淋しい。鉄筋構造の増加は、この意味では新しい制度を加えているように思われる。

第9表 公民館職員の状況

身分 職名	館長	副館長	公民館 主事	事務吏員 主事	書記 主事補	用務員 技術吏員	その他	合計
専任	26	6	133	77	32	95	3	372
兼任	67	6	127	14	33	0	0	247
嘱託	167	18	40	1	2	99	23	350
合計	260	30	300	92	67	194	26	969

県下290館で働く職員総数は969人。1館平均3.3人である。しかし教育長兼任の多い兼任館長非常勤が多い嘱託館長、教育事業にたずさわらない用務員・管理人を除くと541人となり1館平均1.9人ということになる。

「専任」は372人で公民館主事、事務吏員、用務員に多い。「兼任」は、教育委員会の教育委員長兼任（兼任館長の57%）、社会教主事兼公民館主事または社会教育係職員である。「嘱託」は館長について最も多く、次いで用務員、管理人に多い。嘱託の身分でも実際には常勤する人もかなり

(予算の枠、間取りの固定化等)

施設の利用、活用の点からのユニークな設計構想の出現を願うものである。

3 公民館職員の状況

(1) 公民館職員の全体的構成

公民館の教育機能を支えるものに施設とあわせて職員の問題がある。とくに最近の地方自治体では人件費の増大に対する抑制が強く働き、理事者のよほどの理解がなければ定数増がとれない現状である。

施設が人を要求する限り、公民館の増設、改築は極めてむずかしい。問題はこの点にとどまらず、学区設置の市では公民館の整理統合がねられる状況になってきている。

まず公民館職員の構成状況をみると第9表のとおりである。

多い。

1公民館あたりの職員数の状況は第10表のとおりで、大都市では2名から4名までが多い。中小都市では地区館制のところは1名から3名程度、中央公民館では4名から7名程度となっている。

町村部では3名から5名までのところが67%をしめている

以上の人員はいずれも館長、管理人、用務員を含んでいるのでこの点を考慮していただきたい。

第10表 一公民館当り公民館職員数（含む館長・管理人）

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人 以上	計
福岡市	1館	10館	52館	—	—	—	—	—	—	63館
北九州市	1ヶ	19ヶ	5ヶ	13館	7館	2館	—	1館	2館	50ヶ
その他の市	14ヶ	21ヶ	16ヶ	11ヶ	3ヶ	2ヶ	3館	1ヶ	—	71ヶ
市計	16ヶ	50ヶ	73ヶ	24ヶ	10ヶ	4ヶ	3ヶ	2ヶ	2館	184ヶ
町村計	9ヶ	11ヶ	30ヶ	19ヶ	22ヶ	6ヶ	5ヶ	4ヶ	—	106ヶ
合計	25ヶ	61ヶ	103ヶ	43ヶ	32ヶ	10ヶ	8ヶ	6ヶ	2館	290ヶ
%	8%	20%	34%	18%	11%	3%	3%	2%	0.5%	100%

(2) 公民館長の状況

館長について今少しくわしくみてみると第11表のとおりである。

第11表 公民館長の状況－1

	身分構成(カッコ内%)				年齢構成(%)				
	専任	兼任	嘱託	計	30才台	40才台	50才台	60才台	70才以上
福岡市	1人	1人	61人	63人	0%	0%	14%	51%	35%
北九州市	20人	0人	48人	50人	8%	23%	48%	21%	0%
その他の市	1人	10人	41人	52人	0%	21%	28%	34%	17%
市計	22人 (13)	13人 (8)	130人 (79)	165人 (100)	2%	15%	29%	36%	18%
町村計	4人 (4)	54人 (57)	37人 (39)	95人 (100)	1%	9%	29%	49%	12%
合計	26人 (10)	67人 (26)	167人 (64)	260人 (100)	5人 (2)	29人 (13)	69人 (29)	98人 (40)	38人 (16)

第11表 公民館長の状況－2

	最終学歴構成(%)					
	小学校卒	旧制 中学卒	師範卒	高専卒	大学卒	その他
福岡市	16人	11人	13人	0人	11人	10人
北九州市	3人	11人	16人	4人	8人	8人
その他の市	5人	3人	22人	3人	6人	7人
市計	24人	25人	51人	7人	25人	25人
町村計	17人	14人	31人	9人	10人	10人
合計	41人 (17%)	39人 (16%)	82人 (33%)	16人 (6%)	35人 (14%)	35人 (14%)

市における専任館長26名のうち19名は北九州市である。実に市部で80%が嘱託館長である。年令的にも半数以上が60才以上である。町村部に多い兼務館長の兼務職名の状況は第12表のとおりで教育長兼務、町村長兼務が多い。

第12表 兼任公民館長の兼務職名

	市長	町村長	教育長	課長	社教主事	その他	計
市部	1人	—	1人	3人	1人	7人	13人
町村部	—	13人	37人	1人	3人	—	54人
計	1人	13人	38人	4人	4人	7人	67人
%	1%	20%	57%	6%	6%	10%	100%

(3) 副館長の状況

約1割の公民館では副館長をおいている。専任の6名は、北九州市の各区中央公民館に専任次長を計5名おいているのと田川市の1名である。これに対し町村部では24名の兼任・嘱託副館長がいるが、これは市町村長が館長の場合教育長が副館長になるケースがほとんどである。

(4) 公民館主事の状況

公民館職員の30%近くが公民館主事となっているが、さきにあげた第9表による事務吏員・主事の欄に計上された92名と実質的には同じような役割をもっていると考えられるので、これとあわせて392名(40%)が公民館の主事だとみることが出来る。

これは、「公民館主事」が法制上の職名でないため、正式には主事とか事務吏員として発令されていて、通称として「公民館主事」と呼ばれている場合が多いことによる。公民館における教育事業の企画、実施の中心的責任をもっているこれらの職員を専門的資質をもって職員として確立していくためには、早急なこの点についての法改正が必要であると考えられる。

公民館職員を専門職とするための隘路とされている養成制度の不備からくる供給源の欠除、人事の停滞等の諸点にこだわって、公民館主事制度の不備を放置するかぎり職員体制の充実が期待できないのではなからうか。とくに最近の一般行政職員との交流の増加と在職期間の短縮化傾向のもたらす問題の解決のためには、この点の解決が緊急の課題である。

専任・兼任の職員の別について云えば、福岡市・北九州市のような大都市・久留米・大牟田市のような中都市では完全に教委と公民館の職員体制は分離しているが、筑後市・山田市・中間市・八女市・田川市といった中央(単一)公民館方式をとる小都市にあっては教委と公民館の職員体制は一体化している。学校区公民館制をとる小都市にあっては、教育委員会社会教育課の職員が不備な地区公民館事業の企画・運営のためかなり一体的な協力をしている。

町村部についていえば、教委と公民館の完全分離は成立しておらず、独立施設をもつところでは、公民館のなかに教育委員会事務局あるいは社会教育係がはいっている場合が一般的である。社会教育主事はほとんど公民館主事の役割も果しており、専任・兼任の区別は市の場合よりいっそう実質の意味をもちえない。1館3人から5人(館長・用務員を除けば1~3人)の職員しかいないところで、これをふたつに体制をわけることは実際上不可能である。

(5) その他職員の状況

上述のほかの職員としては、書記・主事補・雇・臨時職員・司書・講師・嘱託・用務員・管理人・技術吏員等の職名がみられる。このなかで多いのは、「書記・主事補・雇」といった事務職員と、「用務員・管理人・技術吏員」といった現業職員である。

図書室司書は2名、講師は17名、青少年指導、文化財専任等の嘱託職員5名である。

4 ま と め

福岡県における公民館は全国的にみても整備されているといわれているけれども、前述したように、都市・農村を問わず解決に迫られている多くの問題が内在している。

公民館が、一定地域の生活に即し、住民の自主的・自発的な相互教育を育てる拠点として急速にすすんできている都市化の現象とからみあわせて本県の公民館の適正な配置、施設の規模、設備内容などについて、他の社会教育関連施設とのかかわりの中で、総合的に将来の展望に立って再編成がなされなければならない時点にきている。

前述の実態分析の中から、今後早急に検討を要することをあげると

(1) 大都市・中都市における県としてのありうべき公民館構想の確立

一般施設(市民会館・市民センター)、専門施設(青少年センター、児童文化センター、青年の家、婦人会館)などが建設される傾向にあり、加えてデラックス化してきている。これらのことから、都市における公民館の存在意義が問われてきている。さきにも述べたように、地方自治体の財政状況などから、中学校区一公民館の構想がゆらぎ、広域ブロック制等が検討されてきている。住民の生活圏を考慮し、社会教育諸施設との関連において、公民館を中核とするきめの細かい教育施設設置充実の計画策定の検討が必要である。

(2) 公民館未設置町村の解消

無施設の町村が7%あり、併置転用が30%である。未設置町村に対しては無施設である要因等を明らかにし、設置促進の要がある。転用・併置についても、その内容は無施設に等しいものもあり、吟味の必要がある。

(3) 公民館の設備内容の検討と促進

教育機関としての要素は、施設の中で教育的配慮(設置基準等に示されている施設の内容)がなされていること、教育に必要な設備が整備されていることにある。どちらかといえば施設に目がむけられて設備がおろそかにされているきらいがある。これらのことについて、計画的に検討の必要がある。

(4) 公民館職員体制の確立

これが確立については、国の社会教育に対する施策にまつところ(法改正)が多い。法による公民館長の専任制と必置、公民館主事の専門職員としての位置づけと身分保障等に対する要求をそれぞれの自治体首長や国に要求するため

の段階的、組織的活動を組立てる必要がある。

以上いくつかの検討がなされなければならぬことをあげたけれども、どの事項も早急に解決を迫

られながらも容易なことではない。

それだけに、現実を科学的に把握し、正しい認識の中で、計画的に解決してゆく努力が要請される。

(3) 市町村施設設備の現状とこんごの課題

ア. 大都市における公民館の課題

北九州市教育委員会社教育部

1. はじめに

私たちは、今まで社会教育をすすめる場合、公民館を設置すれば、そこでは社会教育活動が自発的に行なわれると考えていたし、また、公民館の設置が、理想的な住民の自己学習や相互教育を高めていくための第1の柱であると考えていた。

そして、公民館活動は20余年の歩みをもつに至っている。しかし、公民館をとりまく内的、外的な課題は、年々累積する一方である。

北九州市の公民館事業に例をとってみても、A公民館では、地域課題をとらえ、重点目標を明確にして、公民館事業をさかんにとりあげている。

だが、B館では、都市社会の産業構造、生活構造を気かけながらも、その事業は例年の事業踏襲がやっとならぬ。じゅうぶんな調査も出来ていない。

C館では、部屋貸しがもっぱらである。その使用は目的外使用の率がかなり高い。だからそこでは法23条についての論議がよくおこる。

2. 公民館の現状

公民館は、物的要素と人的要素を一体とする統一体であり、社会教育機関であることは、誰もが承知しているところである。

公民館は、住民の生活をよりよいものにするためにこそ存在しているのである。そのことは、住民一人一人のもっている現在の態度、能力、技術そして知識などをより高いものに変えてゆく働きでもある。

要は、現在の公民館が、人づくりという大事業にどの程度貢献できているのか、でき得るのだろうか、ということが課題である。

そのことをバックボーンとし、共通の理解として、北九州市の現在の公立公民館50館が、どういう働きをするか—その働きが市民の期待でもある—ということが、こんにち急激におしよせている都市化現象のなかにあつての公民館像であるともいえよう。

公民館の役割は、よくいわれる落穂捨いではないはずである。公民館をとりまく課題をいち早く察知し、計画的に処理してゆくところに設置目的があることは、いまさらいうまでもない。

館別 區別	中央公民館		地域公民館		類似公民館	備 考
	数	職員数	数	職員数		
門 司	1	6	2	5	26	
小 倉	1	8	11	31	54	
若 松	1	6	1	3	46	
八 幡	1	13	18	80	65	1中学校区に1館設置
戸 畑	1	12	13	24	—	1小学校区に1～2館設置
計	5	45	45	143	191	

3. 調査にみられる市民の生活構造と意識

(38年行政課調査から
その一部を要約)

① 居住について

ア、世帯の居住期間は、時代的には「終戦後」より、又期間的には、「20年以上」というのが約半数である。しかし、移転の可能性なしとするものが66%と多い。

イ、回答者の居住期間も「20年以上」が過半数を占めている。

北九州市生れで、ずっと住んでいるものは30%、よそからきたものが63%と多いが、移転の可能性なしとするものが68%と多い。

転入者は、九州各県より仕事のためにきたというものが多。

② 住居について

住居について自己所有が44%と多いが、給与住宅が16%あることが注目される。これに対応して、その形別には独立住宅が多いとはいうものの、アパートが17%に達している。

③ 家族について

親しくつきあっている親族数は「8軒以上」が37%でもっとも多いが、北九州市にいる親族数は、「なし」の18%を筆頭に「1軒」14%、「2軒」15%、「3軒」15%「4軒」9%…と比較的少なくなっている。

⑤ 職業と通勤、通学について

世帯の職業は、いわゆるサラリーマンがもっとも多く34%、現業員23%、商工業自営11%、管理職11%がそれに続いている。農家は少なく、とくに事業はそのうち30%にすぎない。

通勤通学については、自区への通勤通学者が多く、又、その時間は、1時間以内が大多数を占めそれ以上のものはごく少ない。

⑥ 随意集団の加入について

随意集団の加入は、婦人会、PTA、労働組合講、無尽、デパートの友の会の加入が多い。

⑦ 生活範囲について

生活範囲は、旧市(いまの区)36%、旧市内の地区(農業地域など)30%、新市36%の順になっており、この三者の間にはさほど顕著な差はみられない。

⑧ 余暇利用について

日曜やひまなとき、町にでるといものは28%、家にいるという60%に比べれば、はるかに少ない。

⑨ 生活程度について

各種耐久消費財は、かなり高程度に普及しており、収入は3~5万円の中所得層が35%、3万円以下の低所得層は29%、5万円以上の高所得層が22%である。生活程度の自己評価は「中の中」が43%と多く、「中の下」が24%で続いている。

⑩ 文化程度について

世帯主の学歴は「9年以下」が39%、「12年以下」が31%と多く、回答者の学歴もほぼ相似た傾向をましている。新聞を読まないというものは7%と少ない。

⑪ 相談相手について

相談相手は、親類、隣、近所の人、職場の人が多。

(2) 地域生活への参加と意識

① 近所づきあいについて

ア、近所づきあいについて、プライバシーに徹した考え方をもっているものは25%、又そのように実行しているというものは26%と少ない。

イ、その実態は、挨拶程度のつきあいは、「10人以上」が75%と多く、訪問しあう程度のつきあいは「なし」が30%、「4人以下」が42.3%と全体的に少なくなっている。親しいつきあいになると、「なし」が41%、「4人以下」が50%、「5人以上」は少ない。近隣での余暇利用は「なし」が53%と多く、「よくある」ものは16%と少ない。

② 隣組について

ア、隣組への加入者は87%、それを必要というものは80%と多い。

イ、現在の隣組は、「相互協力、親睦」の役を果たしているというものは、53%、隣組必要の理由として、それが74%の人によってあげられているのにくらべれば、はるかに少ない。

③ 町内会について

ア、町内会への加入者は83%、それを必要というものは80%と多い。

イ、現在の町内会は、一部の人のみ熱心という批判が多く、町内会の役割としては、「生活の利便」というのが52%でもっとも多く、「親睦」37%、「行政の末端粗糲」43%をしのいでいる。

④ 地域学習集団について

地地域学習集団、いわゆるグループ活動を必要というものは73%、希望のグループができれば加入するというものは65%を数えるが、積極的にその世話をするというものは16%と少ない。

⑤ 地域の課題解決について

ア、地域の問題を集団主義的に解決すべきもの86%に達しているが、それに積極的に参加するというものは43と少ない。

イ、解決方法としては、「地域の皆で話しあい、解決方法を考える」というのが、36%でもっとも多く、「陳情」21%、「市政懇談会等の機会をつくって市と話しあう。」15%、「市への投書(電話)」12%がつづいている。

ウ、地域の現在の問題点としては、「道路舗装整備」が17%でもっとも多く、「屎尿処理」「ゴミ処理」等も若干提出されている。

⑥ 地域生活に対する意識一般について

自分の住んでいる地域生活に積極的に参加すべきというものは79%を数えるが、現実に参加している(あるいはする)というものは40%と少ない。地域生活に対し、伝統にとらわれず、合理主義的態度をもっているものは26%、主体的態度をもっているものは18%と少ないが、自分の地域のみにとらわれず開放的態度をもっているものは67%、権威への追随を否定する平等主義的態度をもっているものは68%と多い。

4. 公民館運営審議会への諮問

北九州市の人口は、100万を越えている。職業別分類別就業者をみると、いわゆるブルーカラーの数が最も多い。

また、調査にみられる市民の生活構造や地域生活への参加と意識の面をみても考えさせられることが多い。

このような北九州市の実態のなかにあって、社会教育行政に大きいのしかかっている課題は、「大都市化と公民館の関係をどう考えるか」ということである。

そこで、そのことをもとにして、公民館のあり方を考えるために、北九州市立中央公民館長は連名で、北九州市立公民館運営審議会へ次のような諮問を行なっている。

1. 諮問事項 社会の変化に即応した公民館事業のあり方について

2. 諮問理由

北九州市の公民館は、社会教育の振興のために、いままで、社会教育法がましている通り、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、また住民の自発的な社会教育活動を促進する多様な機能を果しながら、その実を挙げてまいりました。

しかし、今日、社会の変転はいちじるしく、技術革新、消費革命、マスコミのしんと、レジャームードの拡大等、当面する課題は多く、市民生活のなかに大きなむねをつくり、いわゆる市民活動の広域化、市民の教育要求の多様化、高度化という現象を生みだしています。

社会教育審議会は、昭和42年6月、公民館の充実振興方策について報告を行ない、全国公民館連合会は、「公民館のあるべき姿と今日的指標」の成果をまとめてはいますが、さきほど文部大臣から社会教育審議会に対し、「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方」について、諮問が行なわれています。

北九州市においても、地域社会の変容と住民の生活構造の変化は、社会教育のあり方を大きく変えつつあります。

現にマスコミ機能の充実、拡大による通信教育を含む個別学習機会の増加、大学開放講庭の活発化、報道

関係、会社等の実施する文化教室、一方、産業教育、企業内教育など、社会教育的な教育活動の展開が活発化していることも事実であります。

こうした実態のなかで、北九州市公民館の当面する課題を考慮し、時代に即応する公民館の事業のあり方を抜本的に検討したいと思うのであります。

3. 検討の視点

① 市民の教育要求の多様化、高度化の中で他機関等の行なう社会教育(的)事業との関連における公民館事業展開のあり方(類似公民館の事業との関連)

② 現在の公民館事業の問題点と解決策

予想される課題

1. 住民の自発的な学習活動を促進するために必要な公民館事業
2. 個人の学習機会の拡充
3. 沈滞しつつある集団活動の振興
4. 資料の整備、相談事業の実施、充実した教材の確保の問題
5. 情報センターとしての機能の拡大
6. 市民性を涵養するための事業企画の問題
7. 公民館相互の連携による事業企画の問題
8. 他の一般施設、専門施設との連携上の問題
9. 目的集団の組織上の問題とリーダー養成計画の問題
10. とくに成人男子の学習活動の促進の問題

6. おわりに

昭和44年度の北九州市社会教育施策の概要のなかに、社会教育の当面する課題として、(1)家庭生活の変容、(2)社会教育の質的、量的拡大、(3)教育要求の多様化、高度化、専門化(4)市民意識の脆弱性、(5)社会連帯感のそう失、(6)同和教育の条件整備、(7)体力づくりの必要性、(8)青少年の非教育的環境、(9)文化創造へのねがいという項目がとりあげられ、現代の社会教育行政のとりくむべき方向が示唆されているが、このことは、とりもなおさず公民館をとりまく大きな課題でもある。公民館経営の近代化促進を考える場合、これらの課題といかにとりくんでいるか、またとりくむべきかということが出発点であろう。

この出発点に立つための準備が、いま、北九州市に課せられた課題であるともいえる。

イ. 大牟田市における社会教育施設設備の現状と将来の構想

1. 施設設備の現状

大牟田市に現在設置されている社会教育施設には、公民館と図書館がある。公民館は、条例では、大牟田市公民館と、中学校区ごとに設けられたその支館11館とが設置されている。本館は市民会館・福祉センターと併置されており、その管理も一元化され公民館が行なっている。そのため会館維持管理の職員(受付・住込管理人・機械技術者)4名も含めて、職員は8名が配置されている。公民館業務を直接担当する職員は4名だが、うち館長は社会教育課長と兼務、主事業事業係長が事業実施・会館の管理・支館の統括を行なっている。他の1名は公民館の経理と視聴覚教育(本館に一元化し、市ライブラリー的運営となっている)を担

大牟田市民館

当し、他の1名は公営結婚と庶務的業務を分担している。11の各支館にはそれぞれ1名の主事が配置されており(うち1館は本館主事業務)、現在公民館の総員は17名となっている。

以上が現機構と職員配置だが、肝心の施設はどうなっているかといえば、極めて不備であり、「公民館の設置ならびに運営に関する基準」に達しているのは、併設の本館だけしかない。本館は、市民会館・福祉センターに併設されているものの、公民館の一元的管理下にあり、とくに福祉センターは公民館建設の住民要求が形をかえて実現したものであるから、実質的には公民館の機能を十分果しており、ホール・研修室(暗幕あり中集会室)・講習室4(うち展20室兼用1)小

会議室 3・料理教室 1・和室 1（結婚式場で使用・着付室付）結婚式控室 1（学習や会議にも使用）があり、他に事務室・館長室・管理人居住室・倉庫がある。

これに対し、11支館はいずれも基準以下。というより施設の無いものが多い。船津（右京に事室所同居）延命・松原・白光（本館に同居）歴木（三池支所に同居）橘（消防車格納庫を一部改修して事務所に）という状態で6館は施設がない。他の5館も、甘木・勝立は部落公民館（集会場1室）を借用し、それに事務室を増設しただけのものである。米生支館は駛馬支所に併置新設されたものだが内容はほぼ同じ。独立館としては田隈・右京の2館があるが、田隈支館は江戸時代の天領の代官所として建てられ、柳河藩校、明治初期の小学校、登記所と転用されてきたもの、右京支館は大正末に三川町役場として建てられ、公会堂、そして公民館と転用されたもので、ことし解体される運命にある。こうみると、支館では今日の公民館施設と十分なものとは皆無の状態にある。

専門施設としては、市立図書館が1館あるだけで、婦人・青年・児童等の対象別施設も博物館・美術館等の内容別施設もない。地方中都市で、県立・国立・私立の施設も存在しない。

2. 施設整備の将来構想

以上のような現状であり、大牟田市における社会教育の最大の弱点は、先進諸都市はおろか、全国的な平均水準からみても、施設の整備がおくれている点にある。そこで、本市の社会教育発展のためには、なによりもまず、施設整備が基本的な課題として課せられてくる。この解決がなければ新展開は大きく期待できない。現状での公民館活動や図書館活動はフル回転の状態である。全市に約300ある町内部落公民館の活動とあわせれば、社会教育推進体制づくりの条件は整えやすい。だが、その故をもって、公共施設（社会教育施設）整備を手かげんしようとするような構えありとすれば大牟田市における施設整備十数年のおくれはさらにますます大きくなる。

(1) 施設整備計画案

さて、そこで具体的な施設整備計画案であるが、それには2視点からの検討が必要である。①は総合社会教育施設としての公民館の整備計画であり、②は専門施設との有機的・総合的な配置を考える見地からの整備計画である。

① 公民館整備について

公民館は、現在の日本では、中心的な社会教育施設であり、9割強の市町村に設置されている。しかも施設が不足しているとき、まずさし当っては総合施設としての公民館を整備することが、当面の社会教育活動展開のため必要であるというのが本市の考え方である。

(1) 現在までの経過

(1) 現在までの経過

数年前までは、中学校区に1館という基本線で整備を進める方針をとった。具体的には1館百万円強で小学校敷地内に講堂建設のとき、その一部を公民館とするような建て方でつくられたものが2館ある。だが、管理室にも問題があり、施設内容も問題にならず、結局公民館としての用には役立たず、現在は全然使用していない。

そこで設置基準に該当するような内容をもった施設を整備しようという方向に変わり、現在事務局で、整備計画案を検討中である。以下その原案の構想を示す。

(2) 公民館整備計画案

設置区域を学区からさらに旧町村にひろげ、全市5館の地区館整備を第一次計画とする。中央地区館は現在の本館をあて、三川地区館は44年度建設予定、以下年次計画をたて、三池・駛馬・北部地区に建設する（配置職員は館長、主事・管理人の3名宛）。設置場所・交通事情・地域の状況・地域の将来計画・団体の活動状況等いくつかの基礎データから選定し、それぞれの地域で至便な場所を考え、施設内容は今後の公民館活動の内容に応じて、商店地区であれば集会所的機能や学習・レクリエーション施設としての要素を考え、農村地区であれば農業センターの要素も加味するというように、地域で要求される諸機能を検討して、特色のだせる施設を建設したいという考え方をとっている。

44年度建設の三川公民館は、敷地3百40坪に、鉄筋2階建（75坪の2階＝延150坪）の計画であり、対象区域には小学校4校、中学校2校がある。

以上の第一次計画による整備が完了すれば、第二次計画を進めねばなるまいが、その場合は分館で補うか地区館を検討するかは、いまの段階でははっきりしていない。

② 文化施設、専門施設整備について

以上公民館の整備計画案を示したが、本市において、施設整備を公民館中心で進めようという考え方に固執しているのではない。並行して、専門施設の整備も検討中であり、44年度には文化施設建設調査費が予算化された。それは文化センター建設計画を検討しようというものである。そこでは、総合的な施設として文化ホール・展示会場・図書館等をおさめうるものという考え方と、図書館は独立施設でという考え方など今後の検討にまつものである。

また体育館建設の構想もあり、集会・催し場もかねたるものとして考えていこうという気運もでている。

さらに、対象別施設として、青年教育施設＝青年の家・青年会館＝等も、当然計画検討の段階では考えられてくるが、昭和44年度の行政施策として、社会教育施設整備計画の策定が重点としてとりあげられており、この中で、以上のべたようなことも、さらに広い視野からも検討がすすめられようとしている。

ウ. 公民館を中心とした社会教育施設整備の構想

春日町社会教育課長

1. 本町の概要

面積14.2km² 人口38,000人、昭和40年国勢調査による就業別人口比は、第一次産業 4.5%、第三次産業69.3%となっており、住民の社会経済生活は福岡都市圏

の中で営まれている。町の性格もベッタウンとして伸展しており、宅造が町内各所で行なわれ、西鉄沿線地区は市街地化し全町的に消費都市社会形成への方向に進んでいる。

昭和44年度当初一般会計予算 574,969千円 うち社会教育費17,988千円、学校は

学校は2中学4小学校(更に1校本年度中に建設)があり、児童館1館 老人憩いの家1館(更に本年度1館建設)農事センター1館・児童遊園19ヶ所の分化施設がある。

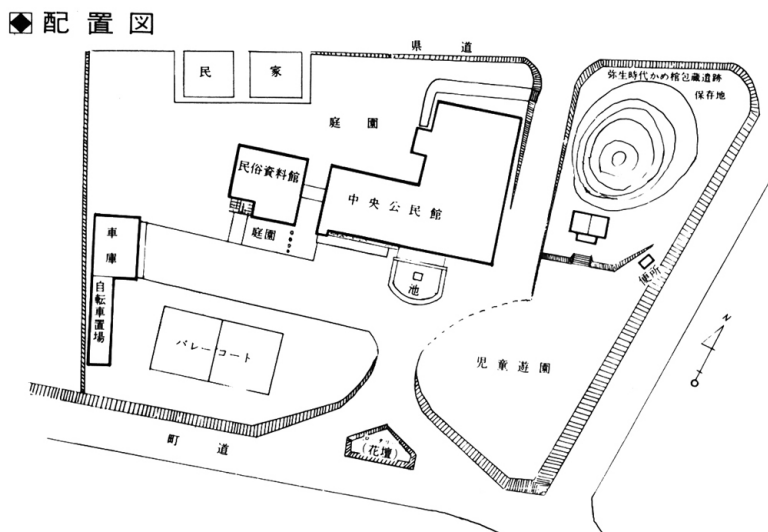
2. 社会教育施設と職員体制 の現状

公立社会教育施設は、中央公民館と民俗資料館の2施設、その他に町内公民館19施設がある。職員体制は教育委員会事務局に社会教育課を設置し課職員が公民館職員を兼務して中央公民館の事業を実施している。

(1) 施設の概要

施設名	構 造 規 模 等	主 な 設 備	主 な 備 品	
中央公民館	鉄 筋 コンクリート 二 階 建 605m ²	全館冷暖房 館内放送設備 館内ボタン式電話 映 写 設 備 展 示 設 備 写 真 現 像 調理実習設備 茶道用切り炉	図 書 2,100冊 軽自動車 1台 16%映写機 (その他視聴響器材) 郷土植物鳥類等標本 学習用 机、イス 学習用厨房具	児童遊園 バレーコート 弥生時代 葬棺包含他
民俗資料館	鉄 筋 コンクリート 一 部 二 階 1683m ²	イロリの間 ク ド 陳 列 ケ ー ス	主 な 包 蔵 物 薬 研 車力馬車 畜カスキ 紡織機	復原工房
青少年の家 昭和44年度用地買収費議決済み				

(2) 中央公民館並びに民俗資料館配置図



(3) 中央公民館の間取り図



(4) 職員体制

1. 事務局職員

職名	教育事務	庶務事務等
課長兼社教主事	教育事業に於ける指導助言	課事務の掌理統轄
係長(公民館主事)	町内公民館、広報活動 社会体育、成人教育	課長補佐事務
書記		予算、経理、物品管理営繕
書記(公民館主事)	婦人教育、図書	公民館使用に関する事 職員の休暇に関する事
書記	青少年教育視聴覚教育	文書事務
嘱託	文化財保護管理 標本作成、成人教育(高領)	
用務員		中央公民館 } 保全 民族有料館 }

※ 中央公民館長は教育長が兼任

(4) ~ 2
社会教育委員

社会教育法第16条を適用し公民館運営審議会を
充て 委員数 15名 3 専門部会を構成し調査審議
を行っている。

委員の選出はつぎのとおり

1 項委員 4 名 2 項委員 6 名
3 項委員 5 名

(5) 町内公民館施設一らん

町内公民館の名称	構造	建築年	延面積	児童公園	フラワーセンター
春日町内公民館	鉄筋 コンクリート 2階	S 43	498.40	● m ² 2003	有
小倉町内公民館	鉄筋 コンクリート 2階	43	303.48	● 661	
須玖町内公民館	鉄筋 コンクリート 1階	39	198.00	○ 331	有
光町町内公民館	鉄骨 1部2階		303.60	○ 1000	有
昇町町内公民館	木造平屋	36	239.25	○ 661	有
千才町内公民館	木造平屋	37	234.69	○ 1000	有
岡本町内公民館	木造平屋	34	184.50	● 500	有
春日原町内公民館	木造平屋	33	181.50	● 1322	有
下白水町内公民館	木造平屋	38	178.0	● 661	有
上白水町内公民館	木造平屋	(改 造) 39	165.0	● 615	有
春日原南町内公民館	木造 1部2階	42	132.0	○ 661	有
大和町町内公民館	木造平屋	43	132.0	○ 633	
若葉台町内公民館	木造平屋	43	118.50	○ 660	
宝町町内公民館	木造平屋	43	118.50	○ 662	
桜ヶ丘町内公民館	木造平屋	29	108.90	● 661	
欽修町内公民館	木造平屋	(改 造) 40	84.15		有
日の出町内公民館	木造平屋	38	54.45	● 661	有
竹の本町内公民館	木造平屋	40	26.40		
徳府町内公民館	木造平屋	(建築中) 44	82.50	○ 661	

※ 児童遊園は町内公民館と同一敷地又は隣接する ○ 離れてはいるが同じ集落に有るものを ● とした。

(6) 町内公民館に対する施設整備援助

公民館類似施設新築並びに増改築に対する補助条例を昭和36年に制定し、施設の整備並びに運営は地域の住民によって行なわれることを建前としながらも最高50万円の補助金を支出している。更に昭和42年から、板付基地周辺騒音防止対策事業による校舍解体発生材を町内公民館建築には、優先無償払い下げを行い建築の促進を図っている。

又、児童遊園を全額町費で各集落毎に整備し(担当町長部局福祉課)同敷地内に町内公民館建設を認めたことは建設を促進するに非常な力となっている他にコミュニティセンターとして公民館が機能する施設性を増加している。その他花一ぱい運動の一環としてフラワーセンターの設置補助金も支出している。

3. 今後の構想

(1) 施設配置

昭和41年中央公民館建設の具体研究の過程で本町が今後発展変貌する将来を展望して中央公民館に備

える施設機能と、他に専門施設とし建設整備しなければならない施設並びに他の機関団体等が設置する類似施設、との関連対応等を模索して春日町社会教育施設整備10ヶ年構想を策定した。以後中央公民館建設も含め、この構想を指標として建設整備につとめている。

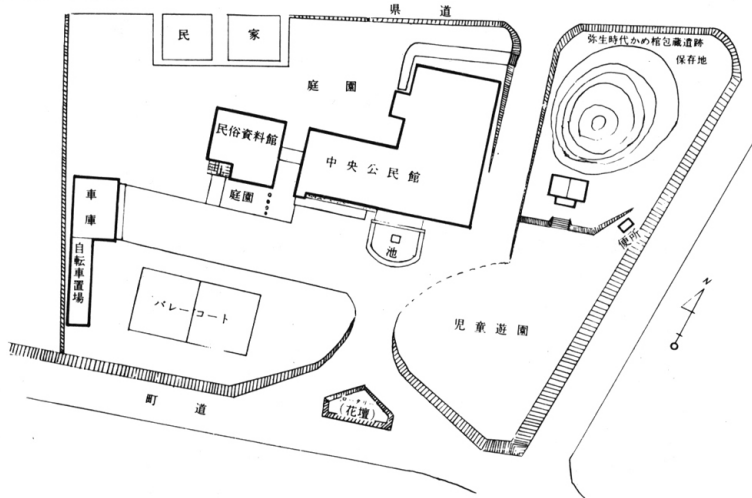
(イ) 中央公民館の建築並びに同一敷地内専門施設の建築。

中央公民館建築は予算に制約があるので605m²で建設し将来は図書室を増築して現在の図書室は郷土の昆虫、植物等自然科学資料室とする。公民館に隣接して民俗資料館、埋蔵文化財収蔵庫を建設、児童遊園地、パレーコートを設置し、相互に関連して多様に機能する社会教育センターを整備する計画のもとに公民館の建設位置を現在地に決定した。

a. 建築順位並びに配置計画

下図のとおり

◆ 配置図



但し収蔵庫、建設国庫、補助を得れば、2、次、3、次建築は同年度に又は順位を替える。

b. 建築経過と構想

第1次建築(済み)

中央公民館建築、児童遊園設置、昭和42年3月に完工、パレーコートは43年12月整備

第2次建築(済み)

民俗資料館建築、昭和43年5月完工
建築費 4,600千円 町費単独工事

第3次建築(計画)

埋蔵文化財収蔵庫建設

昭和44年度中に国庫補助を得て建築を実現するため現在文化庁に対し陳情要請中、建築計画は鉄筋コンクリート、建築面積 132m² 弥生時代葬棺、銅制、銅戈等の出土品を収蔵予定。

第4次建築（構想）

図書館増築

中央公民館建築の際、一階部分の基礎工事も二階に増築出来る基礎を施工した。

次年度以降出来る限り早期に増築を実現出来るようつとめる。増築面積 205m²鉄筋コンクリート、冷暖房施設、書庫、レファレンスコーナーを具備し蔵書数1万冊を目標とする。

(ロ) 青少年の家建設計画

昭和44年度用地買収費決定、鉄筋コンクリート、冷暖房 50人宿泊収容施設とし3ケ年計画で建設整備する方針施設の具体的な機能と設備計画は多角的視野と構想に基づいて策定する。

(ハ) 史蹟公園の設置構想

弥生時代葬館墓が各地に包含されているので、国庫補助を得て買収保存し、後世に同時代の文化を伝える。都市計画に公園の一種として位置づけられるよう整備したい。

(ニ) スポーツセンターの整備構想策定

体育館、グラウンド、水泳プール、各種球技場等総合体育施設整備の構想策定をすすめる。

(ホ) 図書館の建設構想策定

町勢の発展に対応して公民館図書室の外に図書館

を建設し併せて公民館的機能と視聴覚ライブラリーを備え、図書館活動に併せて一定地区住民を対象として公民館的にも機能するよう図りたい。更に中央公民館図書室 青少年の家、その他の施設の図書、並びに視聴覚教具教材のサービスセンターの構想策定をすすめる。

(2) 職員体制

将来施設の整備充実の実態に即して専門職員、施設職員を充実し行政事務と施設事務とを漸次分化を図りたい。

4. おわりに

イ、社会教育施設整備10ケ年構想は社会教育委員会で審議を重ねて教育委員会の承認を得毎年度当初に審議し必要な添削を加えている。近い将来に首長部局と策定されるマスタープランに採用位置づけを図りこゝが実現につとめてゆかなければならない。

ロ、社会経済の発展に対応して生活文化の振興健康の増進、等社会教育行政をすすめるために10ケ年整備構想を作成したが、これが実現には、ばく大な資本の投資が必要であり、国及び県は社会教育施設整備並びに職員の設置について補助金並びに起債の額を大幅に 拡大して整備が促進出来るよう援助をお願いする。

(4) 市町村の公民館事業と将来

ア. 大都市における公民館の現状と課題

— あ ゆ み —

本市の公民館活動は、終戦後まもない昭和22年に小学校長を社会教育推進委員に委嘱したことから始まった。

昭和23年に社会教育課を新設し、課員にそれぞれ数校区を担当させ、本格的な社会教育活動の展開のための体制をととのえた。

同年10月、各校区の組織確立の必要から、社会教育協議会設置案をつくり、この組織を各校区に結成するよう勧奨し、組織的活動の整備につとめた。

1. 社会教育協議会

● 性 格

社会共同連帯の責任意識を基調として、社会教育の普遍化を推進せんとするものである。

● 組 織

各校区ごとに、各種団体長、学識経験者（一校区40名程度）をもって組織し、小学校区を単位として連絡協議会を設け、協議会の性格に則し、会長制をとらないで、5人程度の世話人をおき、論番制によって会の運営の責任に当たった。

● 事 業

敬老会、成人祭、慰霊祭、講演会等主として、住民の協力を前提とする、大行事的事業に集中された。

福岡市教育委員会社会教育課

2. 公民館の発展

● 校区の社会教育協議会の組織が整備され、社会教育活動が緒につこうとする。、昭和24年、社会教育法が制定され、法による社会教育委員の委嘱を行った。

● 社会教育委員には、各校区の社会教育協議会の責任的地位にあったものが任命され、社会教育の振興に対する住民の欲求を市長に答申した。

● このころ、ようやく公民館の設置が住民の間でもりあがりを見せ、その答申の中心をなすものは、公民館の設置についてであった。

ことに、昭和26年当初に公民館を設置することについて、詳細な設置計画案が提出された。

● この公民館設置計画案をめぐって、社会教育委員会では、専門委員会を設け、約3か月の間に、数10回にわたって論議されて、その成案が示された。

● このような経過をたどって、昭和26年12月市議会に、福岡市公民館設置の議案が上程されて専門委員会の答申によって。

(1) 小学校区ごとに、地域公民館を設置する。

(2) 設置順序は周辺地区から、都心部におよぼす。

(3) 設置年月日は、昭和27年1月1日とする。

等の基本方針を決定した。

- 最初に設置された公民館
今津、今宿、老岐、原、長尾、花畑、三宅、席田、東住吉、箱崎の10館で、遂次
- ※ 公民館の主たる事業(S 44年度重点施策から)
中央公民館の事業は、主として社会教育課が担当実施している。
- 広域的社會教育の推進と強化をはかるため、全市民(成人)を対象とする市民大学の開設。
 - 会場、市民会館
 - 4コース、2時間×20回(参加者 570人)
 - 大学の頭腦の投入
 - 地域公民館では、定施できない内容
 - 学習者か、地域公民館のリーダーとして学習集団を編成するため、研修の機会の提供。
- 年少勤労青年のための、後期中等教育の育実と余暇利用の指導。
 - 会場、青年センター
 - 18コース、1人当り 300時間(在籍 640人)
- 同和教育の推進と強化のための地域指導者育成のための研修会、講演会の開催
- 社会教育関係団体における教育活動の推進助長をはかるため、P. T. A. 等の各関係団体の性格の明確化と適正な運営を助長するための、ブロック別、研修会、講演会の実施。

— 現 状 —

3. 現在の地域公民館の設置状況(S. 44. 4. 1.)

地域公民館	館長	主事	管理人	備 考
65館	65人	65人	56人	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立館金を有するもの59館 ● 館長：非常勤、管理人：嘱託 ● 主事：常勤(一般行政職) ● 各館ごとの運営審議委員各10名

- 中央公民館は、中央公民館としての機能を有せず、もっぱら児童図書館としての事業を展開している。

- ※ 小学校 76校(内離島2)
- 中学校 39校

4. 福岡市の人口(S. 44. 1. 1.)

- 世帯数 254.410世帯数
- 人口 818.912人
- 男 401.651人
- 女 417.261人

— 課 題 —

このように、小学校区単位に地域公民館を設置し得たのは、校区を単位とする地縁性に根ざした、地域住民の強い校区意識と積極的な熱意と善意と理解と協力により、よるところが多かったといえる。

しかし、このことは、社会教育法に公民館の果す役割と住民活動の領域が明確にされたにもかかわらず、いまだに未分化のままに運営されていることに問題がある。

社会教育法の示す、行政の領域、住民活動の明分化をめざして、公民館職員の数化、公民館部制廃止、公費と地元費の分離、運営費の増額等の措置をこうじ、教育機関としての性格、機能、形態の整備につとめたが、地域住民の公民館に対する固定化した既成概念を打破することは容易なことではない。

一方昭和35年、昭和39年に、社会教育委員の会議か

別、研修会、講演会の実施。

- 地域公民館における主たる事業、地域、生活課題に密着した、社会教育事業の実施。
 - 青年学級の開設
 - 家庭教育学級の開設
 - 婦人学級の開設
 - 同和教育における、識字学級、生活技術、生活改善のための教育講座等の開設。
 - その他、各種学級、講座、講演会の開設。
 - 関係団体の連絡調整と育成指導。

— 関係施設 —

- 油山青年の家 120ベットを有する宿泊研修施設
研修室、体育館、宿泊室、グランド等
- 青年センター 都心部に位置した、勤労青年のための余暇活動の充実と研修の施設。
- 少年文化会館 都心部に位置した、少年のための社会教育施設、研修室、大ホール、図書館等、S. 44年度着工。
- 市民体育館(假稱) 本館、体育館、小体育館、等
約建坪15,000m²
S. 44年度着工、S. 46.3竣工予定
- 郷土史料館(假稱) 旧日本生命館
その数を増し現在に至っている。

ら、現行制度に対する意見の答申が行なわれてきた。

昭和40年に出された福岡市総合計画書に、「多元性、高度性、総合性の要求される都市型の社会教育を開発するためには、近代的な設備と豊富なスタッフを有する施設が要求されている現在の社会情勢のなかで、それらの要求に対処するための施設を整備し、地域、職業境遇等の異なる多種多様な要求に応じた社会教育の展開により、平等な文化享有の機会を提供し得るような方策を検討する。

また、地域公民館についても、地域性を充分に生かした運営の方法等を今後十分に調査研究する」ようにのべている。

ともあれ、急激な社会構造の変ぼう、市民生活の変化に対応する大都市型の社会教育の今後を本市公民館の実績に橋脚を加え長期的な視野に立って検討する必要にせまられているといえる。

イ. 田川市公民館事業の現状と今後の展望について

田川市教育委員会社会教育課

1. 公民館の事業

毎年度事業計画の樹立にあたっては、職員会議及び町内公民館連絡協議会で、前年度事業の反省評価、地域社会の現状分析等を行って努力目標案を作成、公民館運営審議会（委員20名）に諮って、年度の努力目標を設定する。

次に、努力目標達成のための事業を重点的にとりあげ、予算を要求、経費の裏付を終って年間計画書を作成、毎月の定例職員会議で事業の具体的方法、内容と決定して実施している。

▲昭和44年度公民館努力目標

社会の動向及び昨年度の事業の反省にたつて次の通り努力目標を定める。

1. 視聴覚教育の充実

視聴覚器材の整備活用と、テレビ、印刷物等の等のマスコミの積極的利用をはかる。

1. 家庭教育の推進

社会生活の変化に対応する家庭のあり方を求めて、各種の学習活動を展開する。

1. 体育、レクリエーション行事の普及市民の体位向上と余暇活動のため、一般成人を対象とした体育、レクの普及につとめる。

▲昭和44年度主要行事

●学級、講座

1. 青年学級……初級コース、上級コースの二学級を開設する。

（期間） 1年間、毎週1回（3時間）

（人員） 300名

（内容） 料理A、B、C班、茶道、洋裁、華道一般教養

1. 公民館講座……一般成人対象

（期間） 1年間、月2回（3時間）

（人員） 260名

（内容） 料理A、B班、書道、ペン習字、華道フラワーデザイン、郷土史

1. 家庭教育学級

（期間） 10ヶ月、月1回、（2時間）

（人員） 30名

（内容） 家庭教育に関する講義、討議

1. 市民夏季大学

（期間） 7、8、9月、10回（2時間）

（人員） 40名

（内容） 政治、経済等の一般教養

1. 町づくり学級…各町内公民館単位に16学級開設

（期間） 1年間 6回以上

（人員） 20名以上

（内容） 政治学習

●研修、講習会

1. 町内公民館長、主事一泊講習会……市内55の町内公民館長、主事を対象に、町内公民館の事業運営等について研究協議するための一泊合宿の講習会を行う

1. 視聴覚教育研究会……視聴覚教育についての研研究会、年2回

1. 校区別公民館研修会……8校区別に公民館関係者が参集し（一校区約50名）公民館活動の諸問題について研究協議する。

1. 映写技術講習会……初心者を対象に、16ミリ映写技術講習会を2日間にわたって実施する。

1. 季節向料理講習会……一般婦人を対象に季節向料理の普及のため年四回開催す。

1. レクリエーション指導者講習会……各種団体、グループのレクリエーション指導者のための講習会、年1回

●その他

1. 移動公民館……町内公民館未設置地区町内の社会教育活動の指導助成。

1. 関係団体の連絡調整……関係団体連絡調整をはかるため、年1～2回連絡会を開く

1. 広報活動……「公民館田川」タブニツ折、6頁～8頁、年3～4回発刊、部数1,500部

1. 花いっぱい運動……花いっぱい推進協議会と共催で、花づくり講習会、花壇コンクール（年2回）を実施す。

1. 新生活運動……公民館結婚の提唱、県生協に協力し旅の新生活運動等を行う

1. 明正選挙啓発運動……選管、明正選挙運動推進委員会に協力して啓発運動を行う。

1. 子どもを守る運動……市青少年問題協議会と共催して、校区別に子どもを守る運動を展開する。

●年中行事

1. 子ども大会……8校区別に子ども育成連絡協議会と共催して実施。

1. 文化祭……田川文化連盟と共催にて、11月3日と中心に、各種の文化行事を実施する。

1. 公民館対抗ソフトボール大会……町内公民館対抗の校区予選、中央大会を行う。

●施設、設備利用

今後の構想

「公民館のあるべき姿と今日的指標」にも示されているように、公民館が住民の生活の必要にこたえ、教育、美術、文化の普及向上につとめて、生涯教育の態勢を確立することを基本理念としてとらえ、それにこたえるような事業を実施する必要がある。

その前提として、田川市では関連施設である市民ホールを早急に建設して、音楽、演劇等の文化行事や、結婚式、大集会、宴会等の用に供し、また、8校区全域といかない中でも、東西二ヶ所に公民館の支館設置を急がなければならない。

事業内容としては、最近の平均寿命の延長、高等教育の普及、マスコミの拡大などを勘案して、対象別、内容別の学級、講座を増設し、また関係機関、団体との共催による事業を積極的に推進してゆく。施設の活用については、関係資料を収集整備し一般の活用の便に供すると共に、視聴覚器材、スポーツ用具の充実を期する。また、ロビー等は、更にクラブ的雰囲気如意を用い、グループ、サークルの育成を助長してゆきたい。

一方、館外活動としては、社会教育面にめぐまれない

い地域に対し、移動公民館を徹底させ、あわせて、広報活動充実のをはかる。

ウ. 公民館の事業の現状と将来の展望について

筑紫郡大野町公民館

1. 社会教育の概要

1. 職 員

社会教育主事	1 名
社会教育係長	(社教主事兼務)
社会教育主事補	1 名
公民館長	1 名
公民館主事補	1 名
公民館書記	1 名
管 理 人	1 名

2. 社会教育当初予算額

7,605千円(住民1人当り 254円)
(人件費 2,655千円を含む)

3. 社会教育基本方針長期5カ年計画

- 第1年次 地域課題の発見調査とそれにとまなう課題解決への社会教育活動の具体的方針の策定
- 第2年次 地域課題の問題解決の個人的解決への社事教育の働きかけ

- 第2年次 地域課題の問題解決の個人的解決の社会教育の働きかけ
- 第3年次 地域課題解決への住民活動を地域ぐるみの活動への推進
- 第4年次 各種機関団体の社会教育活動への有機的連繫
- 第5年次 総合社会教育活動の展開

4. 昭和43年度基本方針

社会教育活動を通じて変貌する地域における個人としての人格形成を図る。

具体的目標

- 住民運動「まどか運動」の推進を図り、よりよ市民性の向上を図る。
- 学習活動を活発にし家庭生活への定着化を図る。
- 青少年教育活動の一層の振興を図り、特に、活動の常時化と、ジュニアリーダーの育成につとめる。

5. 公民館の施設設備

A. 中央公民館

1) 建 物

施 設 の 面 積	建物の経過年数	構 造	備 考
延 面 積 892.5m ² 敷地面積 2,115.7m ²	16年 (昭和28年2月建築)	木 造 2 階	

2) 施設の用途別、部屋別面積

項目	部屋別												
	講 議 堂	会 議 室	小 会 議 室	事 務 室	館 長 室	図 書 室	展 示 室	日 本 間	調 理 室	実 習 室	教 育 室	便 所	そ の 他
部屋数	1	1	1	1	1	2	1	4	1	1	1	1	1
延面積(坪)	35	20	6	12	6	27	18	40	17	24	20	12	32

3) 備 品

自 動 車	1	リコピー	1	拡 声 機	1	テ ン ト	21
椅 子	200	碁 盤	3	テープレコーダー	1	卓 球 台	3
照 明	4	8mmフィルム	5	ワイヤレスマイク	1	剣道防具	50
16mm 映写機	2	テ レ ビ	1	将 棋	1	野 球 用 具	1
8 mm	1	ステレオ	1	オ ル ガ ン	1	スクリーン	2
カ メ ラ	1	ラ ジ オ	1	携 帯 マ イ ク	1	図 書	2600冊

昭和44年度社会教育基本方針

社会変貌の激しい本町における社会教育の基本方針を次のように樹立したい。

大野町における教育行政の中で学校教育行政は一応比なき成長をとげ今やこの学校教育の基盤となる地域の条件整備は緊要でありその責務は社会教育行政の確立にあると云えよう、この時点をふまえ、町行政の触手の役割と教育行政の前衛としての重要不可欠な役割を果たしていきたい。

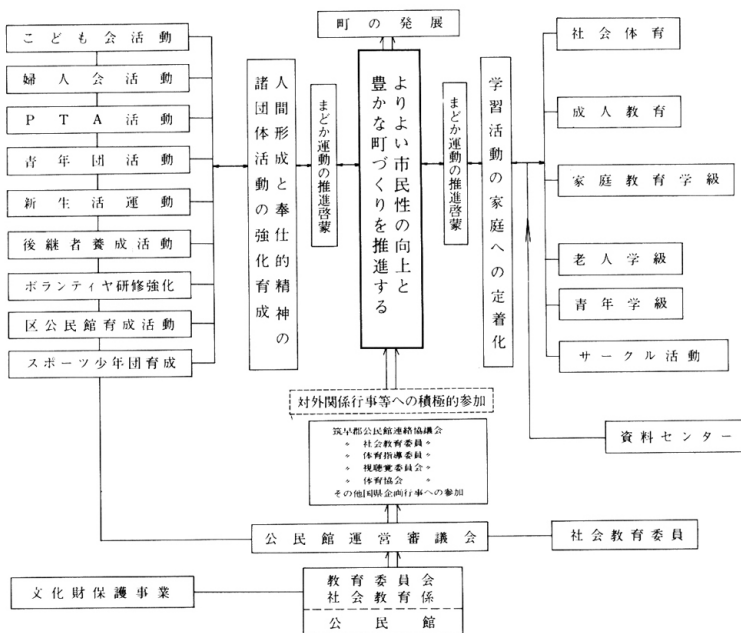
昭和44年度の重点施策、社会教育5カ年長期計画の3年次としての目標「地域課題解決への住宅活動を地域ぐるみの活動への推進」を柱に次の8項目を基本方針として設定する。

1. まどか運動の推進
まどか運動の3年目として住民運動の組織を図り地域ぐるみ活動へと推進する。
2. 社会体育の推進
 - 1) 新しい健康教育の推進
身体的な健康を考えるだけでなく精神的、社会的な健康を充実し、すすんで「たくましいからだ、豊かなこころ」をめざして大野町全町のな推進を図る。
 - 2) 生活におけるスポーツの定着化
日常生活において、スポーツをする機会に恵まれない主婦や勤労青少年を対象にスポーツの定着化を図る。
 - 3) 体力づくり運動の推進
あらゆる機会に町民が自主的にスポーツに参加するよう呼びかける。
3. 成人教育活動の充実推進
教育基本法の本質にのっとり生涯をとおして学

習する姿勢をもちつづけ、自らの変革を通じてよりよい社会の形成をめざす人づくりに努力する。

- 1) 家庭教育
 - 2) 婦人教育
 - 3) 男子成人教育
 - 4) 老人教育
 - 5) 視聴覚教育
 - 6) 青年教育
4. 指導者養成の強化
社会教育の本質をふまえた指導者の養成
 - 1) 社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る。
 5. 各種団体の育成と推進
社会教育関係団体みずからが、つねにその本来の目的に即して組織、機構、財政の拡充発展に努めるよう。
望ましい団体像の確立、会員意識の高揚、自宅活動の推進を図る。
 6. 施設の拡充近代化
地域住民の欲求をみたしうる施設、設備の近代化を推進する。
 7. 青少年の健全育成
機能的、目的別に未組織青年の組織化を図り考える青年集団の育成につとむ、少年団育成、とくにこども会の充実をはかりジュニアリーダー、イングループリーダーの資質の向上に重点をおき推進する。
 8. 文化財行政の推進
「古きをたずね新しきを知る」の諺の意を解し、変貌する地域環境の中に文化財の確保を図り推進したい。

大野町社会教育構造化図



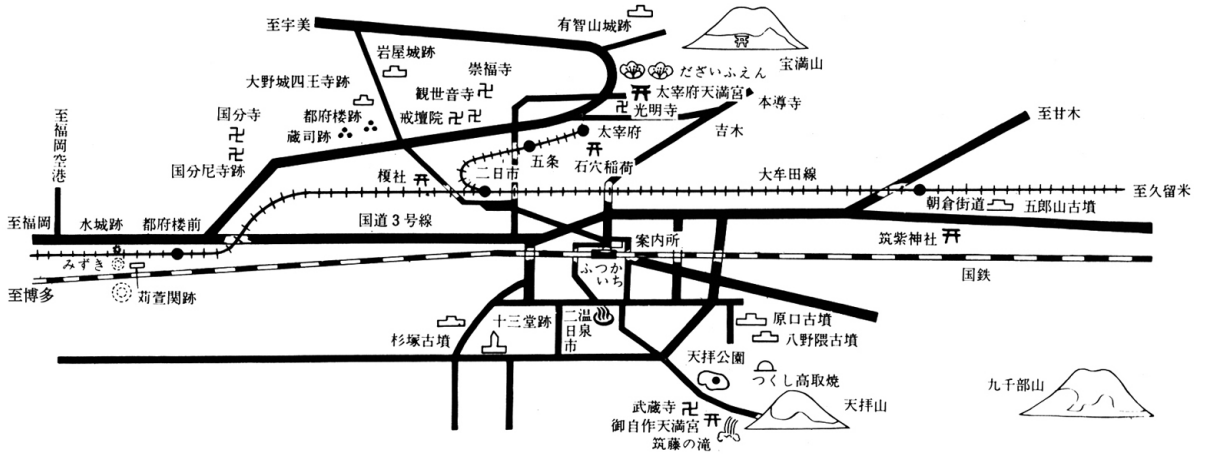
昭和43年度 社会教育活動事業計画表

大野町公民館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公民館総合	公民館運営審議会	左全 P T A 幹部研修会	左全 P T A 幹部研修会	左全 社会教育委員会	左全 全団体相互研修会	左全 統計图表コンクール	左全 社会教育委員会	左全 文化祭	左全 社会教育委員会	左全 成人祭	左全 全進進大会	左全 社会教育委員会	
社会体育	総合	体育指導委員会	左全	左全	スポーツ調査	体育指導委員会	左全	左全	左全	左全	左全	左全	
	一般		バレーボール教室	職域野球大会	社会人野球大会 卓球大会	郡民体育大会	県民体育大会	町民体育大会	壮年体力テスト 卓球大会	珠旭旗争奪 剣道大会		駅伝大会	
	スポーツ少年団		スポーツテスト・サッカー試合	ハイキング 剣道昇級合	剣道大会	合同キャンプ		スポーツテスト	サッカー試合	剣道大会	寒げいこ	級試合	
	青年団		バレーボール大会	ハイキング		キャンプ		ソフトボール大会				駅伝大会	
	青年サークル		ユースホステルクラブ	天山登山	犬ヶ丘登山	遠征登山	合宿登山		ハイキング			冬山登山	
新生活運動	花いっぱい運動	まどか運動 勳章柱たて	時間助行 集 会	まどか運動 協議会	まどか運動 作文募集	まどか運動 作文審査	まどか運動 大会	明治100年 文化祭	まどか運動 研究会	家庭の日 大会		新生活運動 勳章協議会	
視聴覚教育活動	映画教室	左全 テープフォーラム	左全 レコードコンサート	左全 テレビ教室	左全 8mm研究	左全	左全 テープフォーラム	左全 8mm研究	左全 レコードコンサート	左全 読書会	左全 テレビフォーラム	左全 テープフォーラム	
大人学級	美容コース	開講式	基礎美容について	化粧について	特殊化粧について	美容体操	着付について	服飾について	美容食	フラワーデザイン	ヘアスタイル	総論 閉講式	
	食生活コース	全上	はじめにあたって	栄養素の知識	栄養所要量	献立調理論	調理の衛生	自家食診断	栄養改善	病人栄養食	集団給食について	公衆衛生について	
	マスコミコース	全上	はじめるにあたって	ユネスコフォーラム	放送局見学研究	家庭視聴	マスコミの実際と理論	ビデオフォーラム	教育放送	テープフォーラム	新聞社見学	ビデオフォーラム	全上
	趣味コース	全上	手芸	手芸	木彫	木彫	ろうけつ染	ろうけつ染	楽焼	楽焼	手芸	手芸	全上
	文芸コース	全上	文学について	読書サークルについて	近代文学「流れる」	「斜陽」	「若き日の思い出」	近代文学	芸術	芸術観賞	古典文学について		全上
成人大学	政治コース(男子)	全上	はじめるにあたり	町の予算と行政機構	町のマスタープラン	フィルムフォーラム	住民課題と町の行政	議会傍聴	世界五情	テープフォーラム	町長との懇談	日本の政情について	全上
	政治コース(女子)	全上	全上	町の施設見学	参議員選挙にあたり	町の予算	町のマスタープラン	議会傍聴	青少年問題について	商工行政	テープフォーラム	社会見学	全上
家庭教育	大野小家庭教育学級	全上	全上	よい習慣のつけ方	現代っ子について	こどもと体力	こどもの遊び	こどもの叱り方	しつけとこづかい	親子レク	家庭の学習	子どもとテレビ	全上
	牛頸小	全上	全上	母親のねがい	健康と安全	勤労のよろこび	自律性	情操教育	責任感	少年の非行	子どもの叱り方	家庭学習	全上
	大野北	全上	全上	家庭の機能役割	子どもと遊び	こどもの性格	自由と放任	自主性を育てる	創造性	協調性	子どものしつけ	家庭と学習	全上
大野東	全上	全上	家庭教育と学校教育	家庭環境	たのしい家庭	道徳教育	こどもの個性	テレビ人間関係	家庭と反抗期	子どもと政治	少年と非行	全上	
老人大学	全上	全上	これからの老人	宗教と人生	老人と健康	映画フォーラム	レクリエーション	家庭と老人	子どもと一緒に	日本の政情	老人と健康	全上	
青年学級	男子学級(農業)	全上	討議	実習 田植え	近代農業研究会		実習 果樹と酪農	先達地視察	研究会	反省会	全上		
	女子学級(生花)	全上	討議	生花	生花お茶	生花お茶	生花お茶	生花お茶	生花お茶	生花お茶	生花お茶	全上	
青年サークル	チャームスクール	全上	討議	ソーシャルダンス	現代の若者	野外パーティ	服飾	交際とマナー	私たちの会話	青春と美容	いいたい放題、そして考えよう	全上	
	クラブ活動	全上	討議	ハイキング	スポーツ大会	交観会	一泊研修	懇問	青年祭	クリスマス	討論会	テープフォーラム	全上
子ども会	指導員総会	子ども大会 講習会	イングループジュニアリーダー講習会	子ども会幹部一泊研修会	ソフトボール大会 野営講習会	夏休み生活指導教師との交流	イングループリーダー講習会	冬休み生いっしょ	視察 研究会	子どもの声を聞く会	反省会	研究会	
婦人会	総会	幹部研修会	講習会	講座	料理	講座	体育会	講座	家計簿研究会	懇問	研究会	反省会	

6. 観光視察地紹介

(1) 観光要図

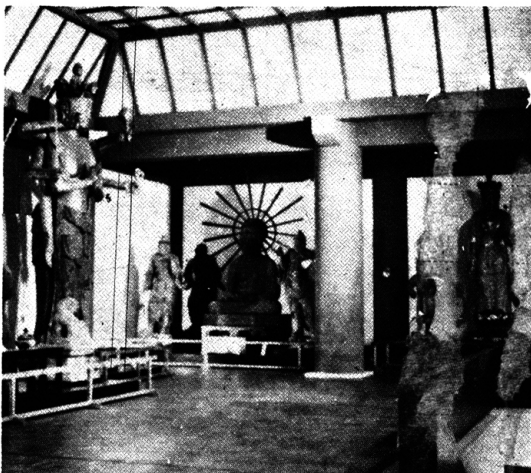


(2) 主な史跡

都府楼跡

都府楼の建設はいつのころかは明確ではないが朝鮮の白村江の戦で敗北した天智天皇3年(664)太宰府の警固のため水城を築かれたその前後に那の津の官家に移されたものであろう。

奈良時代(8世紀)には大きな礎石をふまえる政庁の建物も完成し、太宰府が最も繁栄を謳われたのは奈良朝から平安期に及ぶ時代であり、延喜元年(901)には菅公が太宰府権頭に左遷されて南館(榎寺)に謫居していた頃は大廈高樓がそびえていたがそれから30年後の天慶3年(940)藤原純友の乱に都府楼の財宝は掠奪され、府を焼き払い、又天正14年大友、島津の争いに当時鎮西府と称された重要な地位を有していた政庁



も幾度変遷を経て江戸時代には筑前国に統合されるに至ったのである。今では巨大な礎石が往古の壮麗さを物語っているのみである。

仙厓和尚の歌に、「荒れはてし西の都に来てみれば「観世音寺の入あいの鐘」と有為転変の感懐をよく詠じている。

観世音寺

齊明天皇が朝倉の宮で崩御せられたので、天智天皇がその追悼のため創建せられたもので、天平18年(746)80年の年月を費して成就したものであり、西日本一の大寺院といわれ、南大門、中門、五重塔、金堂、講堂、鐘楼、経蔵、僧房など七堂伽藍を完備しその壮麗さは東大寺に並び49院が所属し寺領は500町歩もあった。しかし康平7年(1046)に火災にかかり全焼した。

その後藤原師成が再興したが再び火災、大風にて焼亡倒壊し現在の寺は元禄元年(1688)国主黒田光之の建立したものである。



昭和34年には約3千万円を投じ建造された校倉造の宝蔵には5米におよぶ藤原、平安、鎌倉時代の巨仏(重要文化財)の尊像と重要美術品が一堂に収められ往古の太宰府文化を物語り、鐘楼には創建当時天智天皇御寄進の日本最古、最優秀と言われる国宝梵鐘は菅公が配所榎寺で「観世音寺只聴鐘声」と詠んだのはこの鐘で、今なお余韻嫋々として松風に和し梵唄の響きは太宰府の昔を偲ばせるにふさわしく今昔の情にたえないものがある。

(3) 太宰府町公民館五条分館

① 公民館建設の経緯

旧建物は民家兼用の昭和2年の建築であり、当時、部落も100戸内外でそれに対応する集会の場としての建物であった。

現在400戸をこえる大部落となり旧建物では狭隘であるばかりでなく現代の社会教育の場として適当でなく改築の必要は切実なものがあった。

時恰も区有財産を売却することになって、建築資金を得たので区会の決議を経て新築することに決定した

そのため区長中心に建設委員会を組織し、本区の実情に即した施設とするため、他町の優良公民館を視察し設計の検討を重ねた。

② 運営方針

従来は農村的な部落であったが町内でも最も人口増のはげしい部落となりこの状態はまだ続くものと思われる。

農家住民と転住者との連けいを密にして地域課題の追求につとめ住民の利をすすめ、地区住民から親しまれ身近かに感ぜられる公民館になるよう努める。

- ① 施設設備の整備に務める
- ② グループ活動の育成につとめる
- ③ 関係団体の自主的活動の推進

③ 公民分館組織

公民分館長
 公民館主事
 会計
 体育部長
 婦人部長
 宝満大学生支部世話人

青年部長

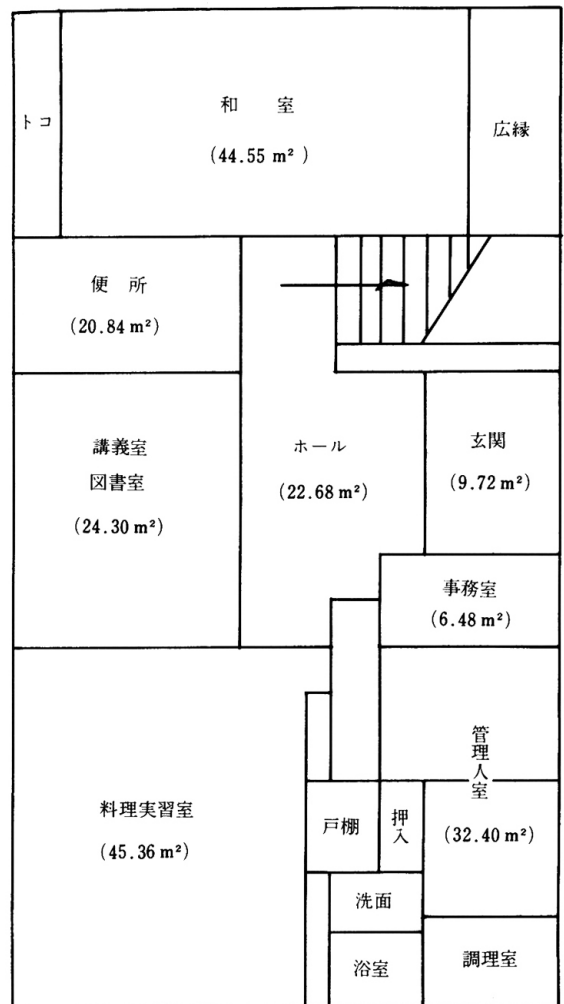
子供会育成会長

子供会(小、中学生)会長

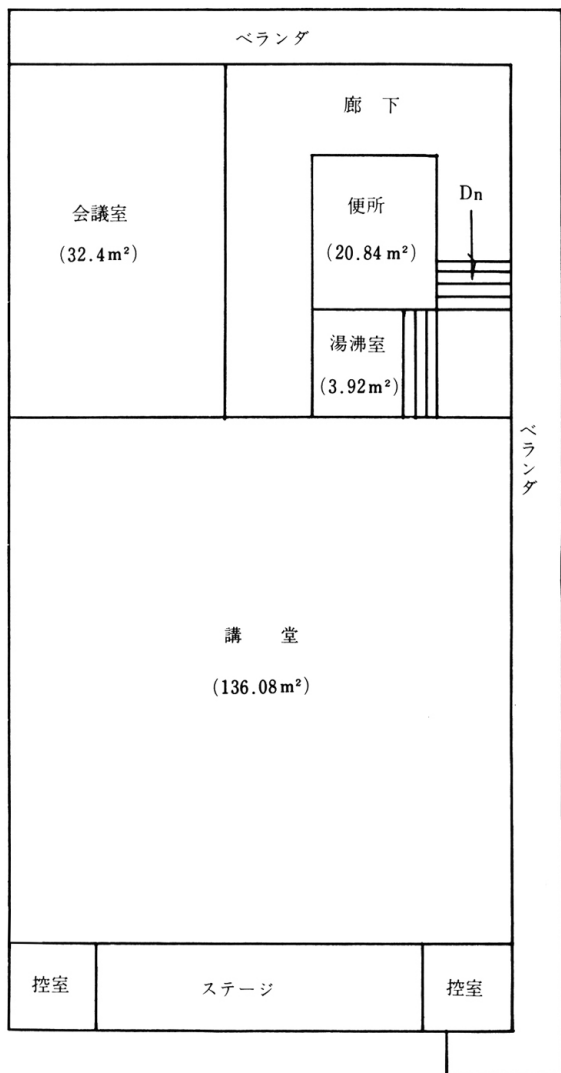
④ 太宰府町公民館

五条分館見取図

1階平面図



2階平面図



建築着工年月日	昭和43年11月20日
同 竣工年月日	昭和44年 3月30日
建 築 費	17,000,000円
主体工事	14,300,000円
附帯工事	2,700,000円
土地購入整地費	8,177,000円
備品購入費	700,000円
施 設	
1 階	和室、料理実習室、事務室、 管理人室、会議室（図書室）
2 階	講堂、会議室

(4) 馬場区公民館

1. 公民館建設の経緯

従来、区の会合等には天満宮の建物である飛梅会館や定遠館、或るいは区内の寺院等を利用していましたが、社会教育施設としては不便であり、生活実感は公民館の必要性を痛感し、建築の要望が区民の間に高かった時、地域開発による区有山林の売却により資金を確保したので区民集会の場として、相互融和の席として地域発展、文化向上の目的のため区民総意の下に昭和41年建設用地を選定し翌42年完成した。

敷 地	1,000 m ²
館 屋	木造瓦葺平家建
建 坪	298 m ²
着 工	昭和42年 3月15日
完 工	昭和42年 6月30日
経 費	12,462,000円
内訳	用地 費 5,400,000円
	土 盛 費 270,000円
	設計及木工事費 5,400,000円
	附 帯 工 事 費 323,000円
	物置(一棟)8m ² 39,000円
	備 品 設 備 費 544,000円
	諸 掛 雑 費 486,000円

⑤ 施設の概要

所在地、太宰府町大字太宰府 2,421 番地の 2

同地

建 築 面 積

総床面積 443.88平方米

1 階 230.04

2 階 213.84

部屋別面積

事務室 16m² 大会場 90m²

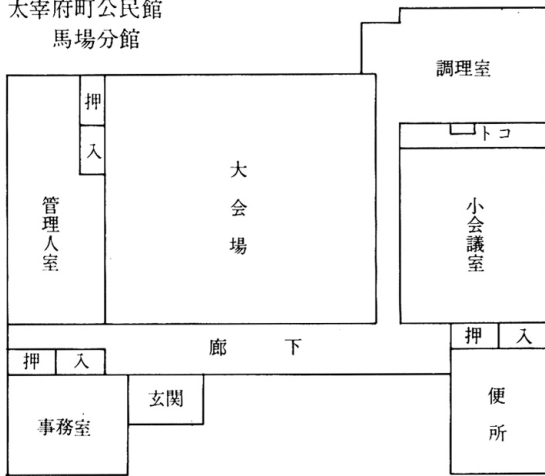
小会場 34m² 調理室 23m²

管理人室 29m² 便 所 16m²

玄 関 5m² 廊 下 33m²

そ の 他 52m²

太宰府町公民館
馬場分館



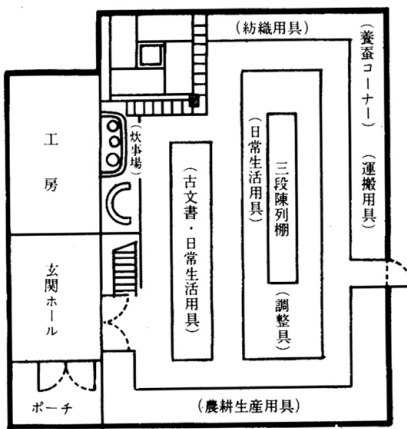
(4) 民俗資料館

◆設置の目的

技術革新と都市化の進展によって、伝承した民俗資料がわれがれの生活から消え去っている。これらの資料を保存展示し、後世に郷土固有の文化の発達を知らせ、新しい文化創造への資料に供する。

- ◆建築年月日 昭和43年 5月23日
- ◆開館年月日 昭和43年 9月 8日
- ◆建築費 4,600千円
- ◆その他の諸経費 205千円
- ◆開館時間 中央公民館に同じ
- ◆入館料 無料

民俗資料館平面図



観覧の手引

- 〔 鋤 〕 畜力の鋤を発達順に配列してある。
- 〔かんづめ〕 水の抵抗が改良点。
- 〔土入れ器〕 柄の曲りぐあいがこれの生命
- 〔せんば〕 歯列が一直線と孤状配置の考案されている。
- 〔もつこ〕 自作で自重を小に、容量を大に力学を活用、縄紋土器の紋様に似ている。
- 〔ごみ汲み桶〕 屈指の米産県佐賀平野に使用されたもの、形態と機能の相関性が考えられている。
- 〔蕨おり機〕 おさの角度変換で縦繩の移動ができる。
- 〔車力馬車〕 分解すれば人力二輪車、総合すれば畜力荷車になる。
- 〔木綿車〕 三個の輪軸比、簡単に伸縮自在の糸ベルト、各種の利用度がよく考えられている。
- 〔はた織機〕 木製機で技術と機能の合致点がみどころ。
- 〔廻転こたつ〕 大正の作品、原理をたくみに活用、(船のらしんばん)。
- 〔照明用具〕 てしよく、あんどん、らんぷ、かんてら、がんとう等の変せん
- 〔龍吐水〕 幼稚な放水量であるが消防ポンプ
- 〔婦人用手さげ〕 各種の手さげがもつ時代色。
- 〔きんちゃく〕 各種の形容を生んだご本尊。
- 〔油壺〕 女性の願い赤絵の椿油壺。
- 〔矢立〕 昔の万年筆
- 〔自在かぎ〕 簡易で素朴な上下自由の固定。
- 〔そろばん〕 5玉2つ、下段5玉の天保式。
- 〔やげん〕 漢方薬の製造機、薬の粉碎機。



スカッとさわやかコカ・コーラ

飲むたびに
さわやかなのは
コカ・コーラだけ

スポーツを楽しんだあと
ノドがかわいた時
じんとくる刺激を求めて
コカ・コーラを飲む——
コークだけのさわやかな味
からだ中に涼しさが走ります。

日米 コカ・コーラ ボトリング 株式会社
NICHIBEI COCA-COLA BOTTLING CO., LTD. 〈コカ・コーラ指定会社〉

映画フィルム貸出しのご案内

福岡県貯蓄推進委員会

福岡県貯蓄推進委員会（事務局日本銀行福岡支店）では、県民のみなさんに社会教育および生活の改善などをすすめるうえにおいて貯蓄と深いつながりがあることを知っていただくため、家族関係のあり方をテーマにした劇映画をはじめ 生産、消費の合理化をとりあげた記録映画、児童向けマンガ映画、家計簿記帳学習会スライドなどを数多く準備しております。

公民館、婦人会、青年団、こども会などの各種集会に無料でお貸ししておりますからご希望の向きは下記へお申し出ください。

○日本銀行福岡支店

福岡市天神4-2-1
電話 福岡74-2031(代表)

○日本銀行北九州支店

北九州市小倉区紺屋町 207の3
電話 小倉 53-3581(代表)

主な映画とスライド

題名	種類	対象	上映時間
家庭の年輪	劇(カラー)	一般	64分
和代の願い	〃	〃	32分
文子の日記	〃	〃	63分
石ころの歌	〃	〃	62分
土と愛	〃(カラー)	農村	75分
原野に生きる	〃(〃)	〃	64分
とよさんの家計簿	〃	〃	31分
山の子海の子	〃	農漁村	20分
アメリカの家庭生活	記録(カラー)	一般	32分
ヨーロッパのくらし	〃(〃)	〃	45分
素顔のイギリス	〃(〃)	〃	46分
太陽の家族	〃(〃)	農村	30分
竜門の人々	〃(〃)	〃	40分
愛妻田物語	〃(〃)	〃	32分
山地酪にいどむ	〃(〃)	〃	30分
白い鶏舎	〃(〃)	〃	30分
ムツゴロウとこどもたち	〃	漁村	31分
にっぽん拝見	解説(カラー)	一般	21分
国債の話	〃	〃	15分
考える農業	〃	農村	32分
人のくらしの百万年	マンガ(カラー)	一般	18分
おかしなおかしな星の国	〃(〃)	児童	20分

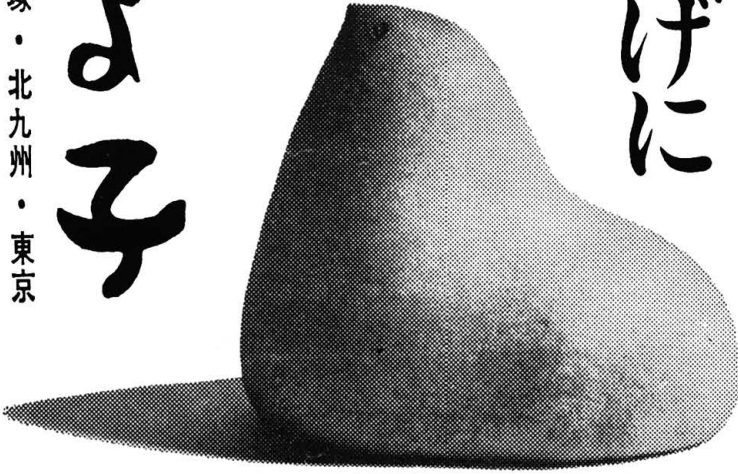
(この他にも多数あります)

—貯蓄はあなたの希望のかけ橋です—

たのしい
おくりもの
おみやげに

名菓
しよ子

博多・飯塚・北九州・東京



※類似品にご注意ください

西日本にひろがる サービス網

皆さまの西銀は西日本の13府県に107の店舗をもつ広域銀行です。
広いサービス・明るい窓口の〈ニシギン〉を
事業のご発展とご家庭の幸せのため
お気軽にご利用ください。

リスのぎんこう

西日本相互銀行

お湯のある暮らし

ガス湯沸器



西部ガス

九州電力株式会社

取締役社長 瓦林 潔

ロマンも夢もビジネスも



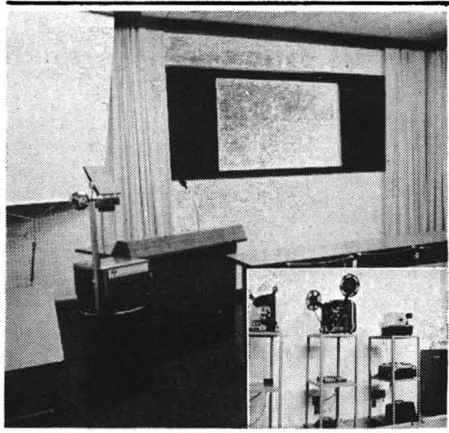
乗せて…いでゆへ…高原へ

座席指定の西鉄特急バス

14日前から座席指定の予約受付しています
お申込み・お問合せは お近くの西鉄バス営業所へ



視聴覚機材のことなら 何んでもご相談下さい



モデル **A・V** 室新設

評判の設備ですが、店頭からでは見えません。どうぞお気軽に「見せてくれ！」とお声をかけてください。いつでもご案内できます。

ドイ・A・V特約販売品目

エルモ16%トーキー映写機・エルモ8%トーキー映写機
ボレックス16% 8%撮影機・オーバーヘッドプロセクター
スライドプロセクター・カルバーシステム・ビデオコーダー
(VTR)システム・メモーション測定装置

AV
カメラのドイ

ドイ・A・V

※お問い合わせ・ご相談は…※福岡市下川端町1番19号 TEL (092) 28-7040・27-0689へ

メ 毛

コードのないマイクとアンプ!!

ワイヤレスアンプの決定版5つのポイント

1 2 3 4 5

同調0秒
ノータッチ

世界で初めて電子自動同調回路を採用スイッチオンと同時に電子頭脳が働き同調の手間がいりません。

原音を忠実に再現します。

すばらしい音質10Wの大出力、ミュージック・スピーチの2段切りかえで用途に応じて音が選べます。

持ち運びに便利なハンデータイプ

放送局をスーツケース1個に圧縮。片手で軽がると持てるコンパクトタイプ。しかも操作は簡単です。

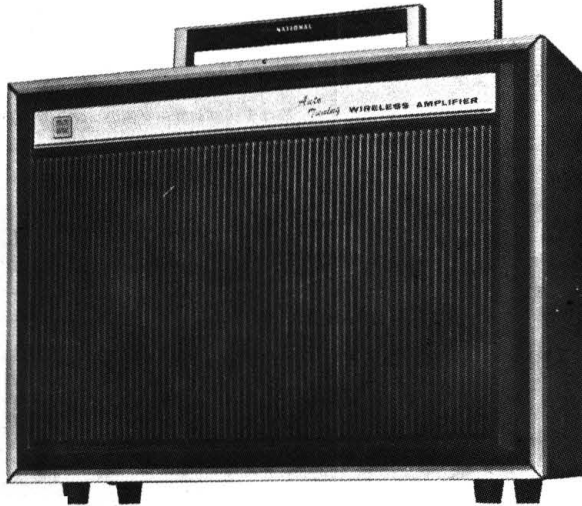
現代感覚のブラックフェイス

どんな場所でも見劣りのしないブラックフェイス! しかも機能美を十分にいかした、グッドデザイン

電源は直流交流両用式

屋内はもちもん電源のない屋外でも使えます。しかも、バスの中でも自由自在に使えます。

とくに電源のない場所などで独自の性能を最大に発揮。これは便利”と話題をさらった魅力商品です。



公民館・学校・会社……などでいま新しい話題を呼んでいる拡声装置。複雑な調整や配線はまったくいらす、スーツケースのように軽く運んでインスタントに用意が出来ます。

今話題の商品

ナショナルワイヤレスアンプ

WX-888〈電子自動同調回路〉採用、現金正価47,000(電池付)

・お問合せは

松下電器産業(株)九州特機営業所
松下電器産業(株)北九州特機出張所
松下電器産業(株)南九州特機出張所

福岡市冷泉町4番17号
北九州市小倉区鍛冶町7の101
鹿児島市松原町1の17

TEL(092)27-1131
TEL(093)53-5221
TEL(09922)2-7561

シバデン

ハンディビデオ

(SV-707型VTR、FP-707型ITVカメラ)



価格 330,000円

標準録画方式のハンディビデオ シバデンから登場!

〈新発売〉



芝電気株式会社
シバデン商事株式会社

福岡営業所
福岡市大名2丁目9番25号(〒810)
電話代表 ㉞ 9731

出張所
北九州・熊本・長崎・鹿児島

2倍きめ細かな画面!

〔標準録画方式〕を採用しました。放送用と同じ方式です。解像度が270本以上。同じポータブルタイプでも、この鮮明さが保証できるのは、シバデンだけです。

授業の近代化、合理化を大きく推しすすめてきたシバデンビデオ。その貴重なデータを基に研究開発したシバデンの新製品、《ハンディビデオ》。肩にかけて持ち歩けるポータブル式です。そのうえ、グリップのボタンを押すだけで快調に記録スタートができる全自動式。まさに《行動する》ビデオの登場です。テープの記録時間は5号リールで20分、ちょうどテレビ教育番組一本分の長さに相当します。